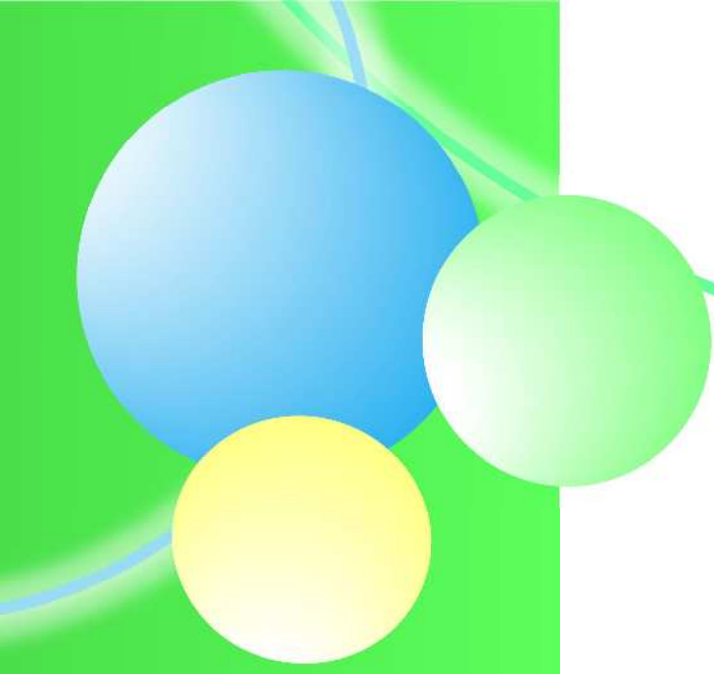
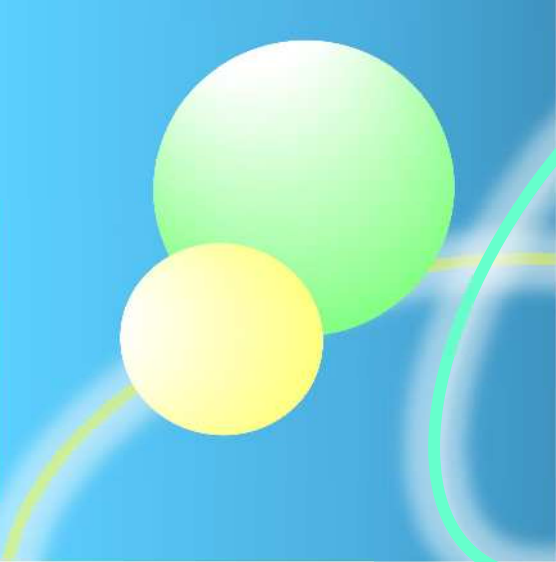




東松山市こども計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月
東松山市



ごあいさつ

次代の社会を担う全てのこどもが健やかに成長し、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現には、子育て支援の充実が重要です。

市では、平成27年3月に、子ども・子育て関連3法に基づく、「ひがしまつやま子ども夢プラン」を策定し、令和2年度から6年度までを第2期として、「子どもの笑顔かがやき、子育ての喜びあふれるまち 東松山」を基本理念に掲げ、継続的に子育て環境の充実を図るための取組を推進してまいりました。あわせて、市の最上位計画である「第五次東松山市総合計画後期基本計画」で「子育て支援」を重点的に取り組むべき課題と位置付けて、結婚・出産・子育てに希望が持てる環境づくりに取り組んでまいりました。

この間、母子保健と児童福祉に関する一体的な相談支援を行うこども家庭センターの開設、産婦の孤立感や育児と心身の負担軽減を目的とした産後ケア事業の実施、多様化する保育ニーズを的確に把握し、保育の充実や質の向上を図る等、子育て支援充実のための施策を重層的に推進してまいりました。

この度、こども基本法（令和5年施行）第10条第2項に定める市町村こども計画として、令和7年度から11年度までを計画期間とする「東松山市こども計画」を策定いたしました。基本理念を「こどもの笑顔と希望にあふれ 心豊かに子育てできるまち 東松山」と定め、社会全体がつながり、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることを目的としています。市ではこの計画に基づき、全てのこども・若者や子育て当事者への支援施策を更に総合的・計画的に推進し、今後も全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた東松山市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、こども・子育て支援に関するアンケート調査、こどもアンケート、関係団体ヒアリング、パブリックコメント等で貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様方に深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

東松山市長 森田 光一



<目次>

第1章 計画策定の要旨	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 本計画の対象範囲	3
第2章 市のこどもを取り巻く現状	4
1 人口・人口統計	4
2 子育てに関する指標	8
3 幼稚園・保育施設の状況	14
4 こどもの貧困の状況	17
5 ニーズ調査結果	19
6 アンケート等調査結果	28
7 ニーズ調査等から見た課題と今後の方向性	43
8 「第2期ひがしまつやま子ども夢プラン」の検証と評価	44
第3章 計画の基本的な考え方	46
1 基本理念	46
2 基本施策	47
3 施策体系	49
第4章 基本施策と事業の展開	50
基本施策1 就学前におけるこどもと家庭への支援	50
1 地域における子育て支援の充実	50
2 親と子の健康づくりに向けた支援	55
3 教育・保育事業の推進	60
基本施策2 学齢期のこどもへの支援	64
1 学校教育等の教育環境の充実	64
2 いじめ防止と人権教育の推進	68
3 こどもの居場所・体験機会の提供	69
基本施策3 青年期にかけての支援	73
1 健全育成に向けた取組の充実	73
2 若者支援と次代の親の育成	75
基本施策4 特別な支援を必要とするこどもと家庭への支援	78
1 障害のあるこどもへの支援の充実	78
2 外国につながるこどもへの対応	80
3 児童虐待・DV等への対応	81
4 こどもの貧困対策の推進	83

基本施策5 こどもの育ちを応援する環境づくり	88
1 仕事と子育ての調和の推進	88
2 安全で子育てしやすい生活環境の整備	91
3 こどもが意見を出しやすい環境づくり	93
第5章 子ども・子育て支援事業計画	94
1 子ども・子育て支援制度に基づく内容	94
2 教育・保育事業	97
3 地域子ども・子育て支援事業	100
第6章 計画の推進	121
1 計画の推進体制	121
2 計画の進行管理	122
資料編	123
1 施策一覧	123
2 東松山市子ども・子育て会議条例	134
3 東松山市子ども・子育て会議委員名簿	136
4 検討経過（会議等の開催状況）	137

本計画では、文中で「こども」の用語を用いる際には、法令用語や事業名、固有名詞等を除き、「こども」とひらがな表記を使用しています。

第1章 計画策定の要旨

1 計画策定の背景・目的

市では、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法¹に基づく、教育・保育の需要の実態に合わせた整備計画である「子ども・子育て支援事業計画」等の、こどもや子育てに関する各種計画を包括した「ひがしまつやま子ども夢プラン」を平成27年3月に策定しました。同プランは令和2年度から6年度までを第2期として、継続的に子育て環境の充実を図るための取組を進めています。

これらの計画を通じて、市民が安心してこどもを育てられる環境の整備や市の未来を担うこどもへの支援策として、新たな保育施設の開設、延長・休日保育の実施、相談体制の整備、こどもの居場所づくり等に総合的に取り組み、子育てに希望の持てるまちづくりを進めてきました。

今般、令和5年12月に国が策定した「こども大綱」を勘案して、こども基本法第10条第2項²に定める市町村こども計画を策定しました。これまでは「ひがしまつやま子ども夢プラン」の名称でしたが、新たに「東松山市こども計画」（以下「本計画」という。）の名称とします。

本計画に基づいて、こども施策を総合的・計画的に推進することにより、社会全体で、こども・若者や子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図り、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を実現することを目指します。

また、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に貢献していきます。



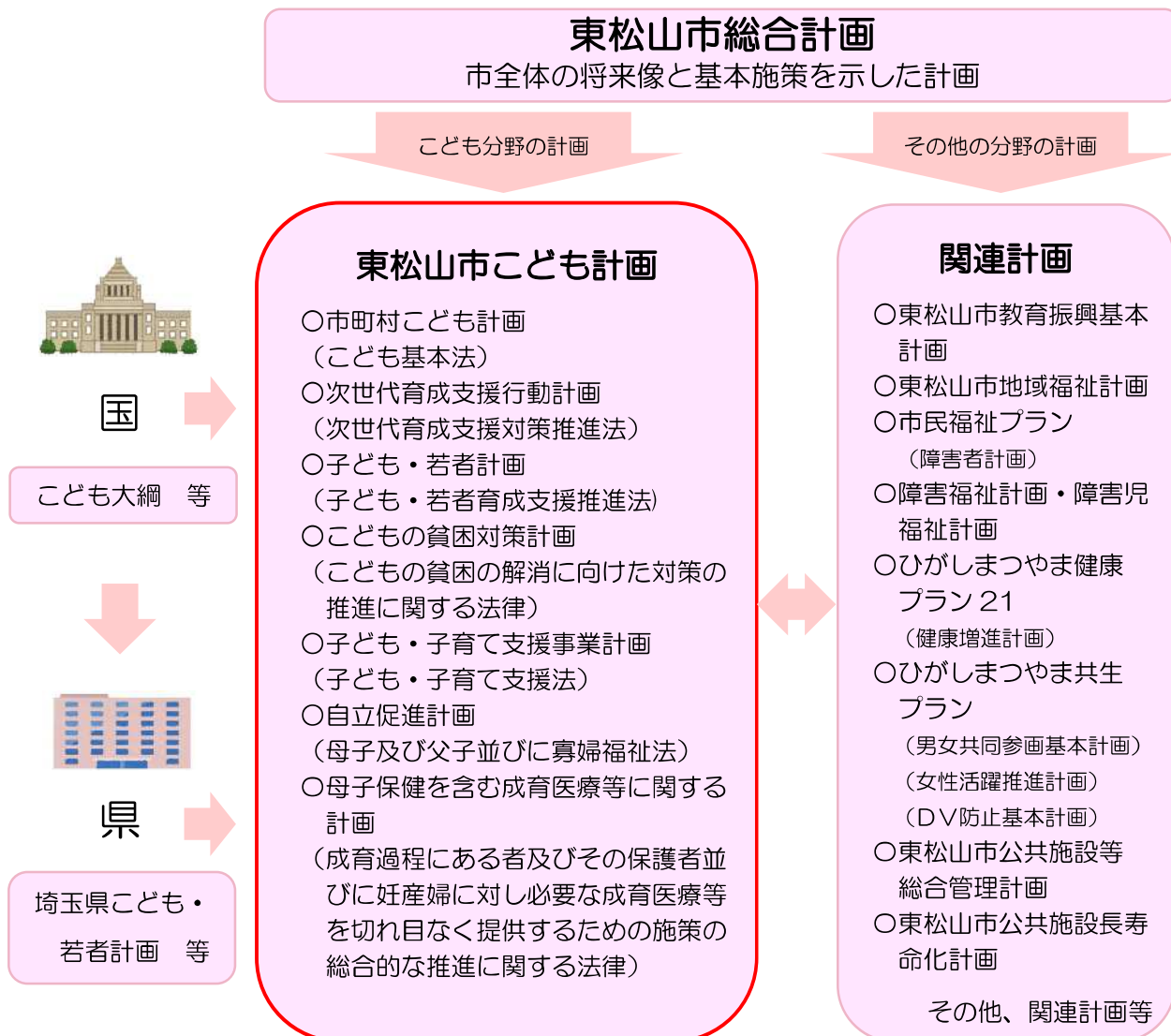
¹ 子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

² こども基本法第10条第2項：市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法（令和5年施行）第10条第2項に定める市町村こども計画として策定するものです。また、「次世代育成支援行動計画」（次世代育成支援対策推進法）、「子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法）、「こどもの貧困対策計画」（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）、「子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法）、「自立促進計画」（母子及び父子並びに寡婦福祉法）、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）として位置付けています。

さらに、本計画は、「東松山市総合計画」を上位計画とし、東松山市教育振興基本計画、保健・福祉の分野別計画（地域福祉計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、健康増進計画等）や男女共同参画基本計画、女性活躍推進計画、DV防止基本計画等と整合を図りながら進めていくものです。



3 計画期間

本計画は、令和7年度から11年度までを期間とする5年計画です。なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
第2期ひがしまつやま子ども夢プラン					東松山市こども計画				

4 本計画の対象範囲

こども基本法第2条において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。また、「こども施策」とは、

- 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

の3つの施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策と定義されています。

本計画においても、施策の対象を新生児から青年期までの「こども」に加え、妊婦や子育てにかかわる保護者等も含むものとします。

本計画では、こども基本法やこども大綱と同様に、主に「こども」や「こども・若者」という用語を使用していますが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によって、「児童」「生徒」「子供」「若者」「青少年」等の用語を併用しています。

第2章 市のこどもを取り巻く現状

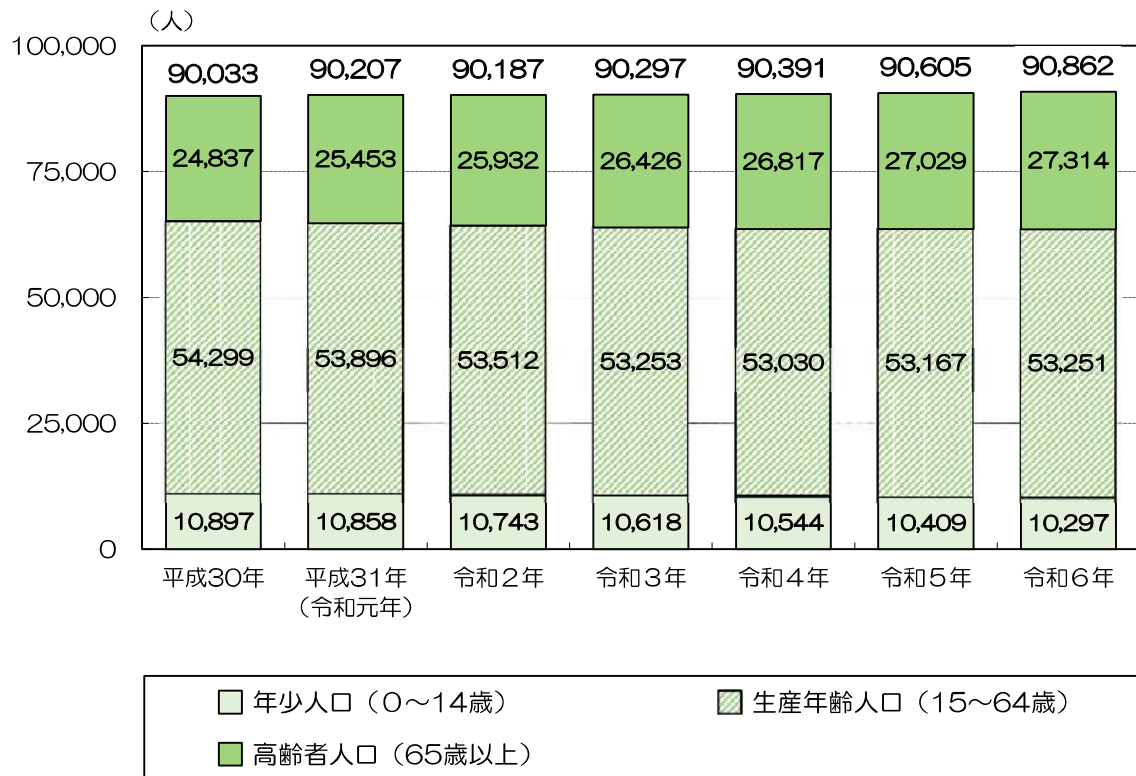
1 人口・人口統計

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

市の総人口は、平成31年から令和2年にかけて若干減少しましたが、その後は微増傾向が続き、令和6年4月1日時点で90,862人となっています。

また、年齢3区分別人口を見ると、年少人口（0～14歳）は各年1万人台であるものの、平成30年から令和6年にかけて減少を続けています。生産年齢人口（15～64歳）は、令和4年まで減少を続けてきましたが、その後は増加に転じています。高齢者人口（65歳以上）は、平成30年から令和6年にかけて増加を続けています。

◆市の総人口・年齢3区分別人口の推移◆

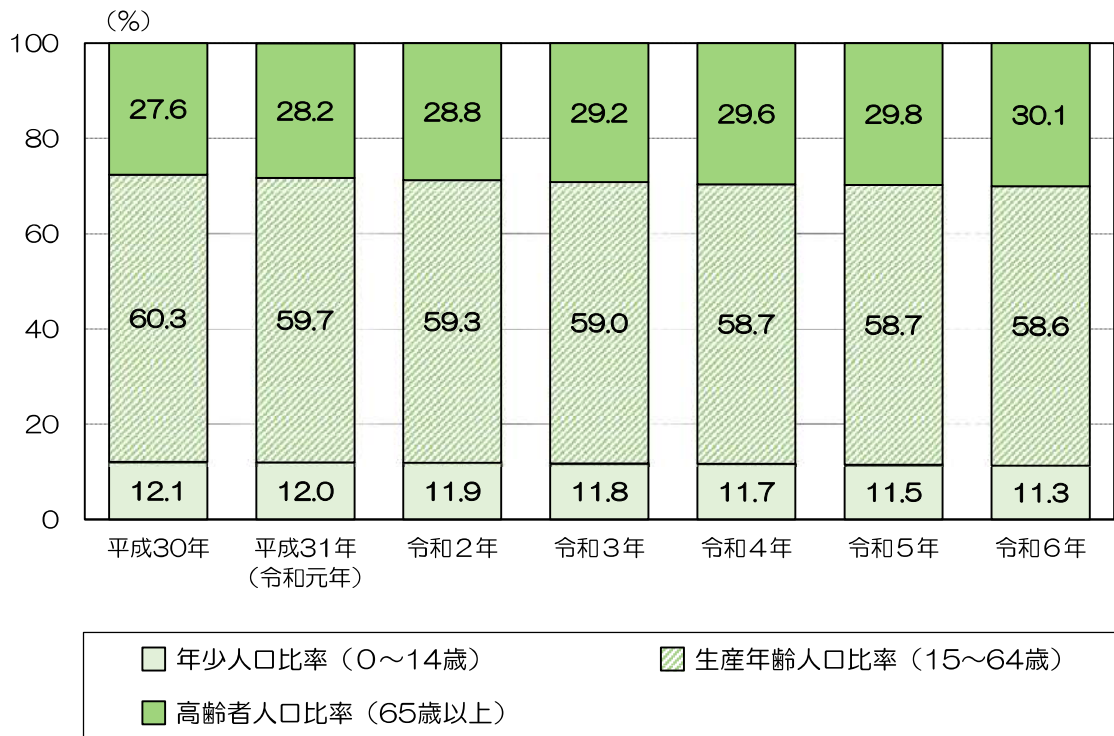


（資料）住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口比率の推移

年齢3区分別人口比率を見ると、平成30年から令和6年にかけて、年少人口比率が低下、高齢者人口比率が上昇傾向にあります。生産年齢人口比率は令和4年以降横ばいの状態にありますが、高齢者人口比率は一貫して増加を続けており、高齢化が進んでいることが分かります。

◆市の年齢3区分別人口比率の推移◆

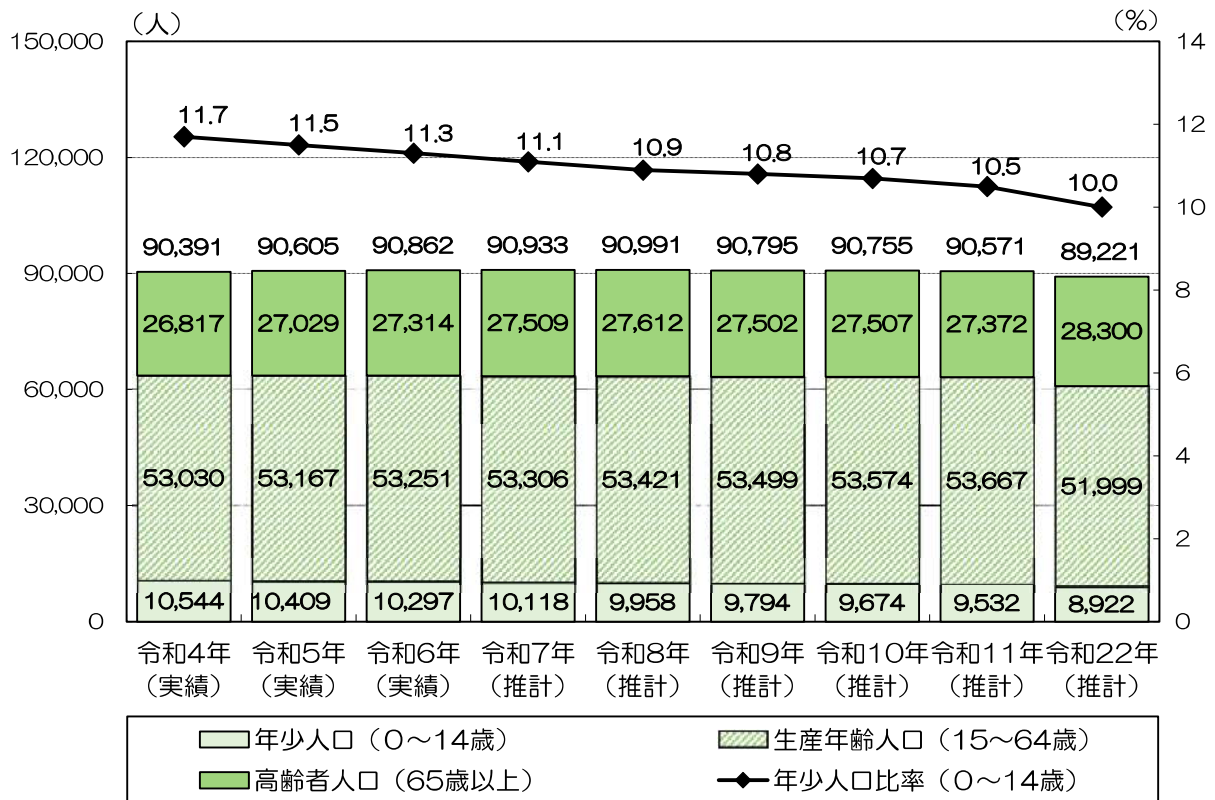


(資料) 住民基本台帳 (各年4月1日現在)

(3) 人口推計

市の総人口は、近年微増傾向となっていますが、今後は増減を繰り返しながら9万人前後で推移し、本計画期間の最終年の令和11年の総人口は90,571人、そのうち14歳以下の人口は9,532人、年少人口比率は10.5%と見込まれます。また、令和22年の総人口は89,221人、14歳以下の人口は8,922人で、年少人口比率は10.0%となることが予測されます。

◆市の推計人口の推移◆



(資料) 令和4~6年は住民基本台帳人口(各年4月1日現在)、令和7年度以降は推計人口

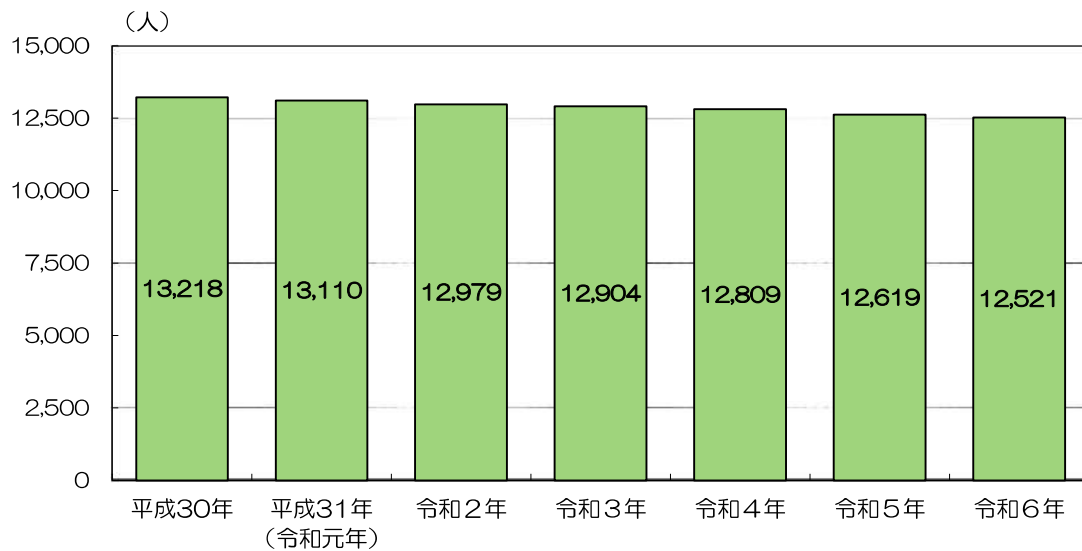
◆人口推計の方法◆

実績人口として各年の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法により推計しました。コーホート変化率法とは、過去における人口実績の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。今回のように、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また、推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に適した推計方法です。

(4) こども（18歳未満）の人口

こども（18歳未満）の人口については、平成30年から令和6年にかけて減少を続けており、令和6年4月1日時点で12,521人となっています。

◆市のこども（18歳未満）の人口の推移◆



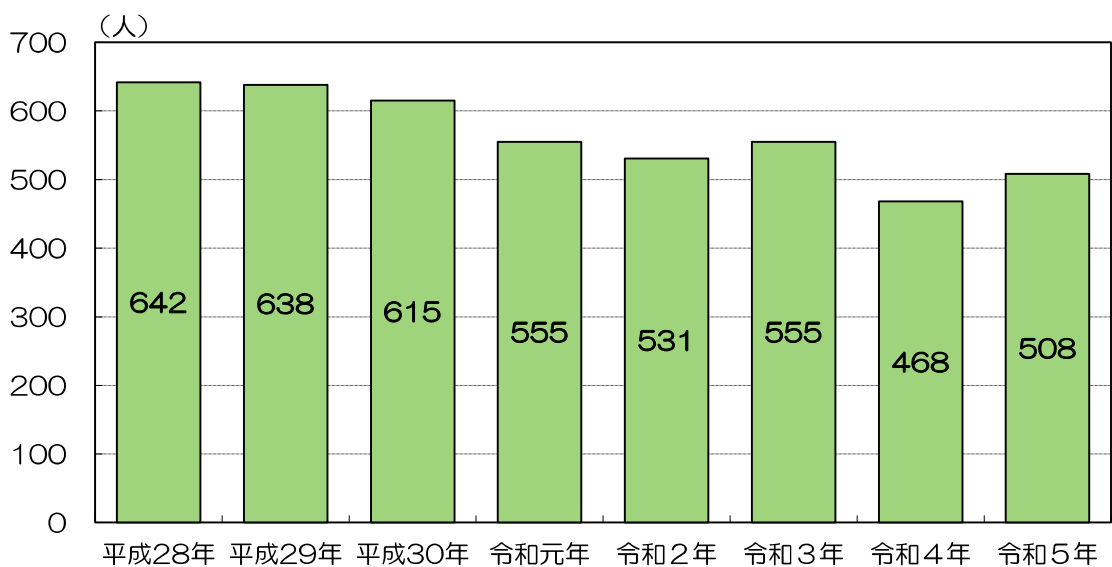
(資料) 住民基本台帳 (各年4月1日現在)

2 子育てに関する指標

(1) 出生数

市の出生数は、令和3年から4年にかけては87人減少したものの、令和4年から5年にかけては40人増加しています。

◆市の出生数の推移◆



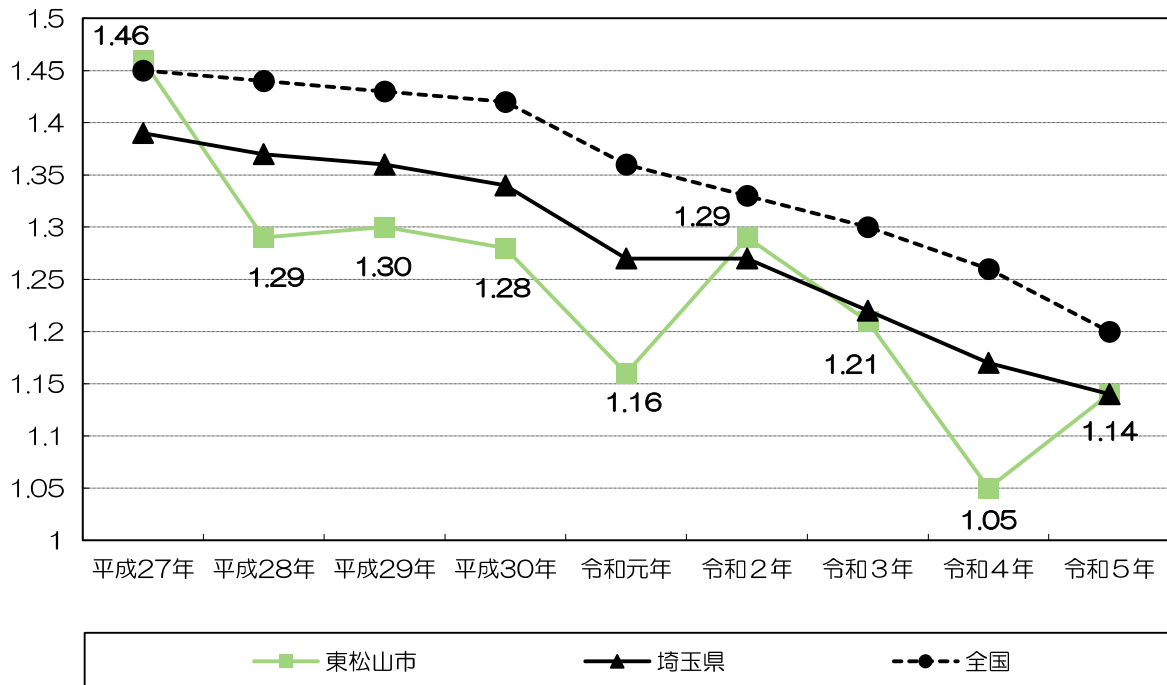
(資料) 埼玉県

(2) 合計特殊出生率³

市の合計特殊出生率の推移を見ると、数値が低下傾向にあります。令和元年から2年にかけて数値が上昇したものの、その後は再び低下を続けています。令和4年時点では1.05で、過去最低であった平成15年の1.07を下回る状況となっています。

合計特殊出生率は、全国、埼玉県でも数値が低下傾向にあります。市では平成27年に全国及び埼玉県の数値を上回っていたものの、その後、令和4年までは令和2年を除いていずれも全国及び埼玉県の数値を下回っており、令和5年は埼玉県と同数になっています。

◆全国・埼玉県・市の合計特殊出生率の推移◆



(資料) 埼玉県

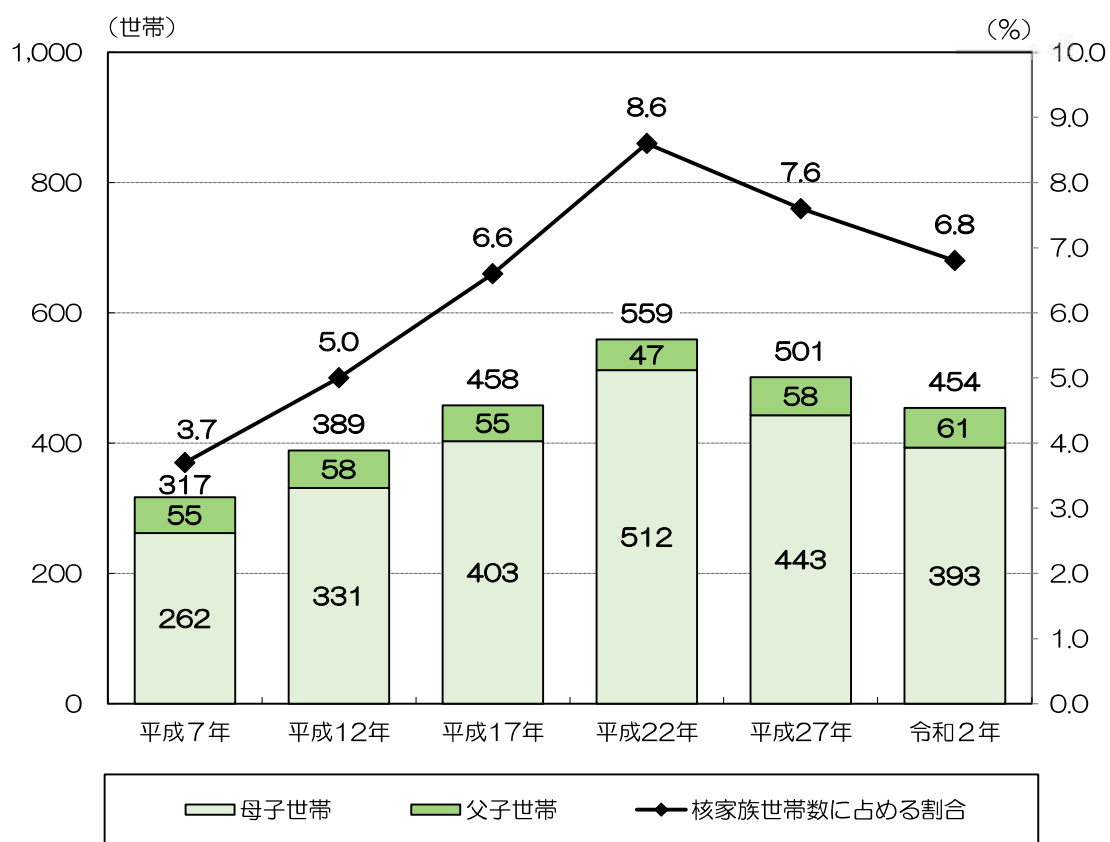
³ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むこどもの数の指標となる。

(3) ひとり親世帯の状況

市の18歳未満のこどものいるひとり親世帯は、平成22年まで増加を続けていましたが、その後は減少に転じており、令和2年時点で454世帯となっています。

核家族世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、平成7年の3.7%から平成22年にかけて8.6%まで上昇を続けていましたが、その後は下降に転じており、令和2年には6.8%となっています。

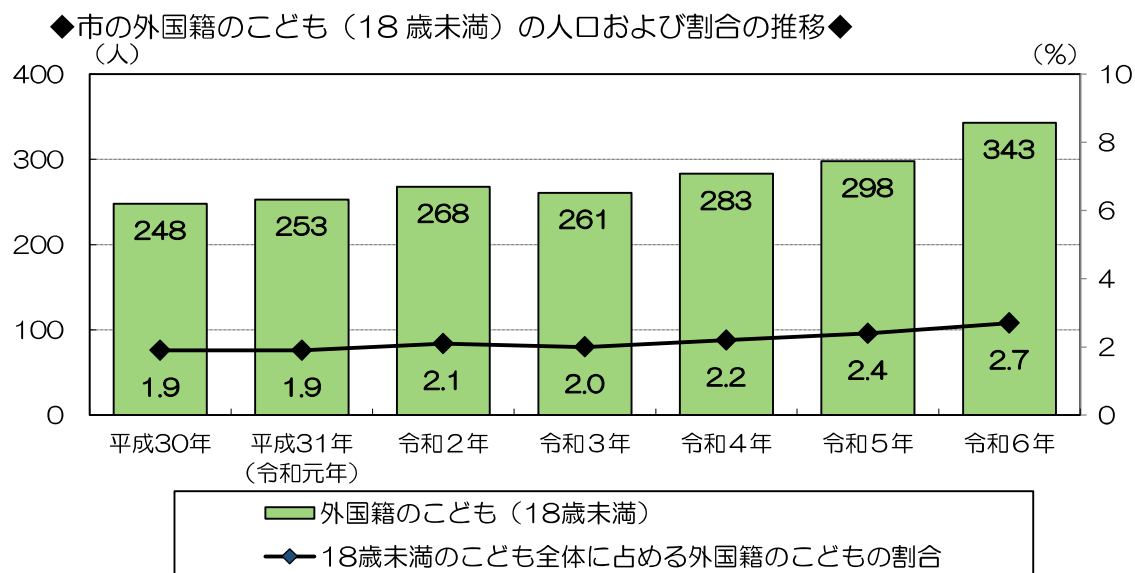
◆市のひとり親世帯数の推移◆



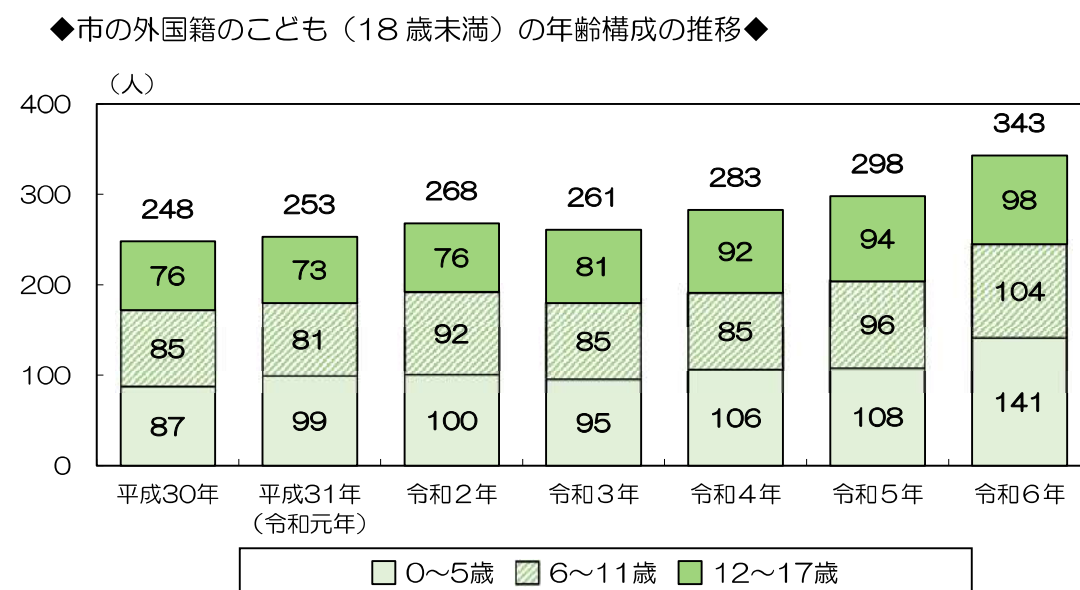
(資料) 国勢調査

(4) 外国籍のこども（18歳未満）の人口

市の外国籍のこども（18歳未満）の人口は令和3年以降増加傾向にあり、令和6年時点で343人となっています。18歳未満のこども全体に占める外国籍のこどもの割合についても、平成30年の1.9%が令和6年には2.7%と増加しています。



令和6年4月1日時点の外国籍のこども（18歳未満）の人口の年齢構成は、0～5歳が141人、6～11歳（小学生相当）が104人、12～17歳（中学・高校生相当）が98人となっています。



市の外国人市民の国籍別人口は、ベトナムが963人で最も多く、次いで中国が481人、ブラジルが428人となっています。

◆市の外国人国籍別人口上位5国◆

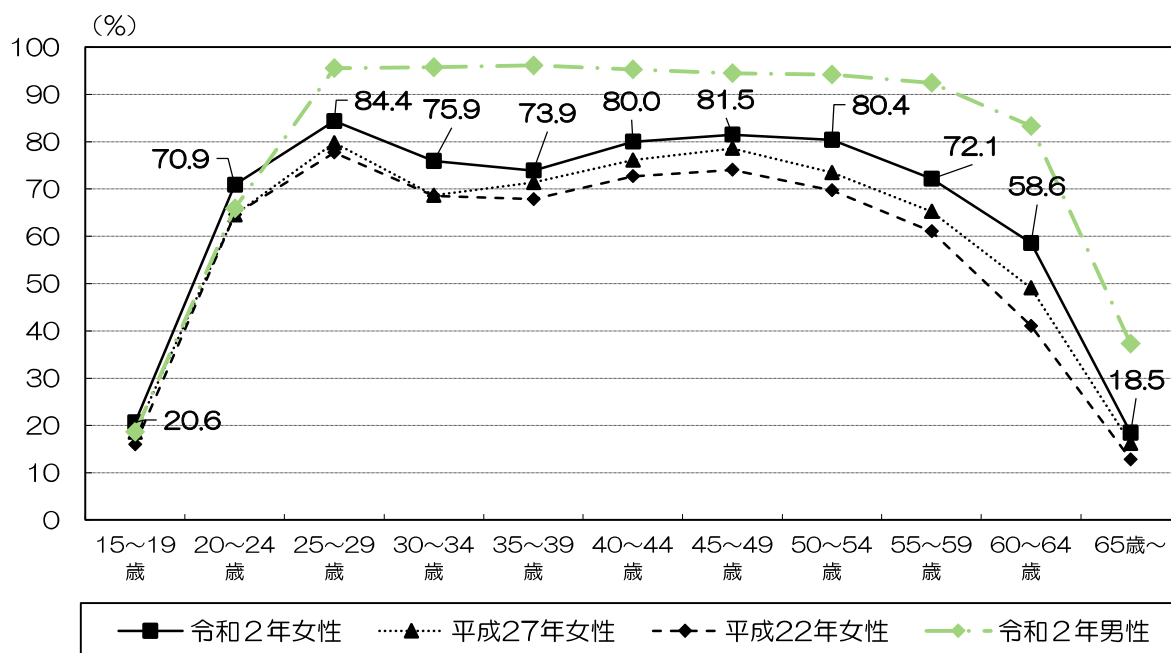
順位	国名	人数（人）
1	ベトナム	963
2	中国	481
3	ブラジル	428
4	フィリピン	309
5	ネパール	270

（資料）住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

（5）女性の就労状況

市の年齢階級別労働力率は、全国的な傾向と同様に、男性は25歳から59歳までの年代が平らな台形となっているのに対し、女性は結婚、出産、子育て期にあたる30歳代で一旦低下し、その後再び上昇する「M字カーブ」を形成しています。なお、この10年間で各年代における女性の労働力率は高まっており、「M字カーブ」の底は浅く、勾配も緩やかになっています。

◆市の年齢階級別労働力率の比較◆



（資料）国勢調査

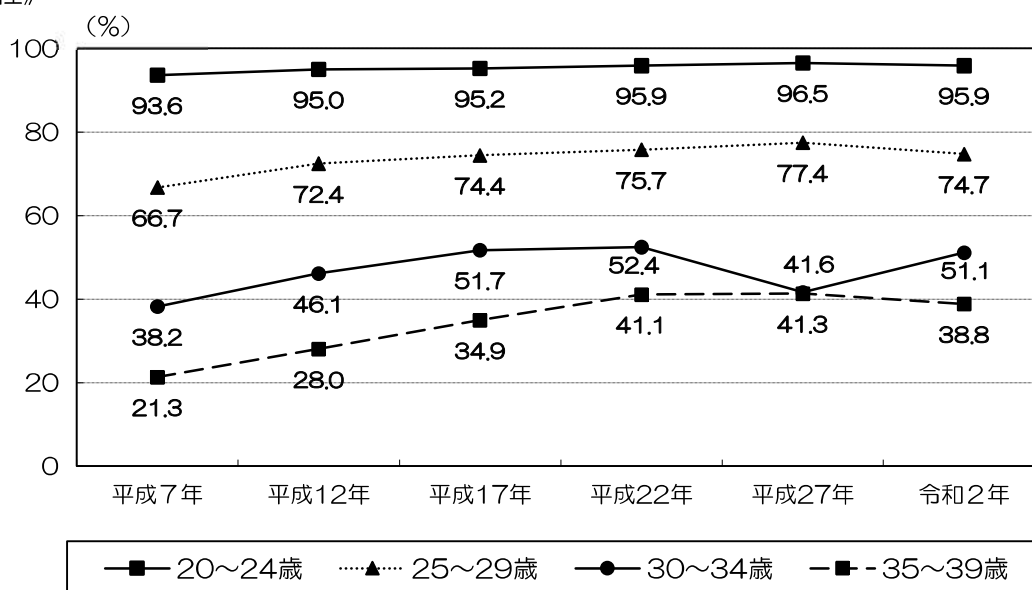
(6) 未婚率

市の令和2年時点の男性の未婚率は、30～34歳で51.1%、35～39歳で38.8%となっています。経年変化を見ると、平成27年から令和2年にかけて多くの年代で低下していますが、30～34歳では上昇しています。

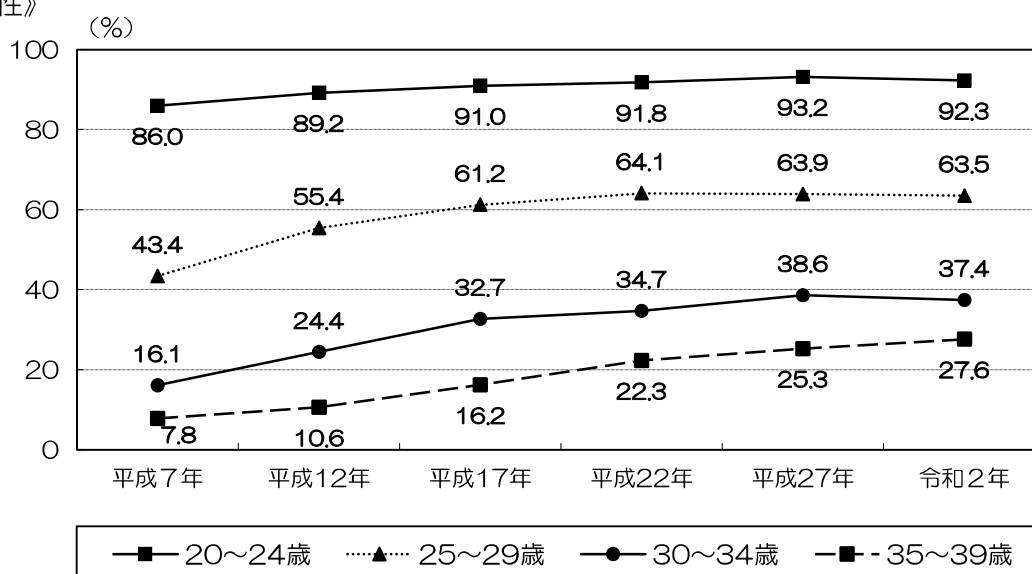
女性の未婚率は30～34歳が37.4%、35～39歳が27.6%となっており、平成27年から令和2年にかけて35～39歳を除いた各年代で低下しています。

◆市の5歳階級別未婚率の推移◆

《男性》



《女性》



(資料) 国勢調査

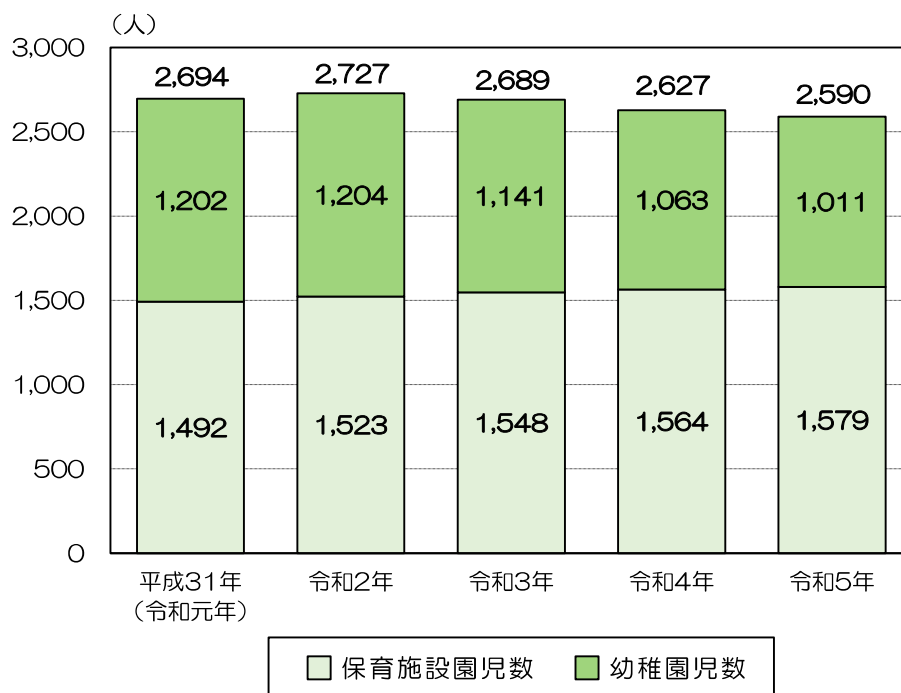
3 幼稚園・保育施設の状況

(1) 幼稚園・保育施設園児数の推移

市内には、令和5年時点で幼稚園が6園、認可保育所が17園、認定こども園が2園、小規模保育事業所が8園あり、幼稚園児数（幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分の児童数をいう。）は1,011人となっており、平成31年（令和元年）に比べ191人減少しています。

保育施設園児数（認可保育所、小規模保育事業所及び認定こども園の保育所部分の園児数をいう。）は1,579人となっており、平成31年（令和元年）に比べ87人増加しています。

◆市の幼稚園・保育施設園児数の推移◆



（資料）東松山市（各年4月1日現在）

(2) 保育施設待機児童の推移

待機児童は、平成31年は36人、令和2年は6人、令和3・4年は0人でしたが、令和5年には20人となっています。

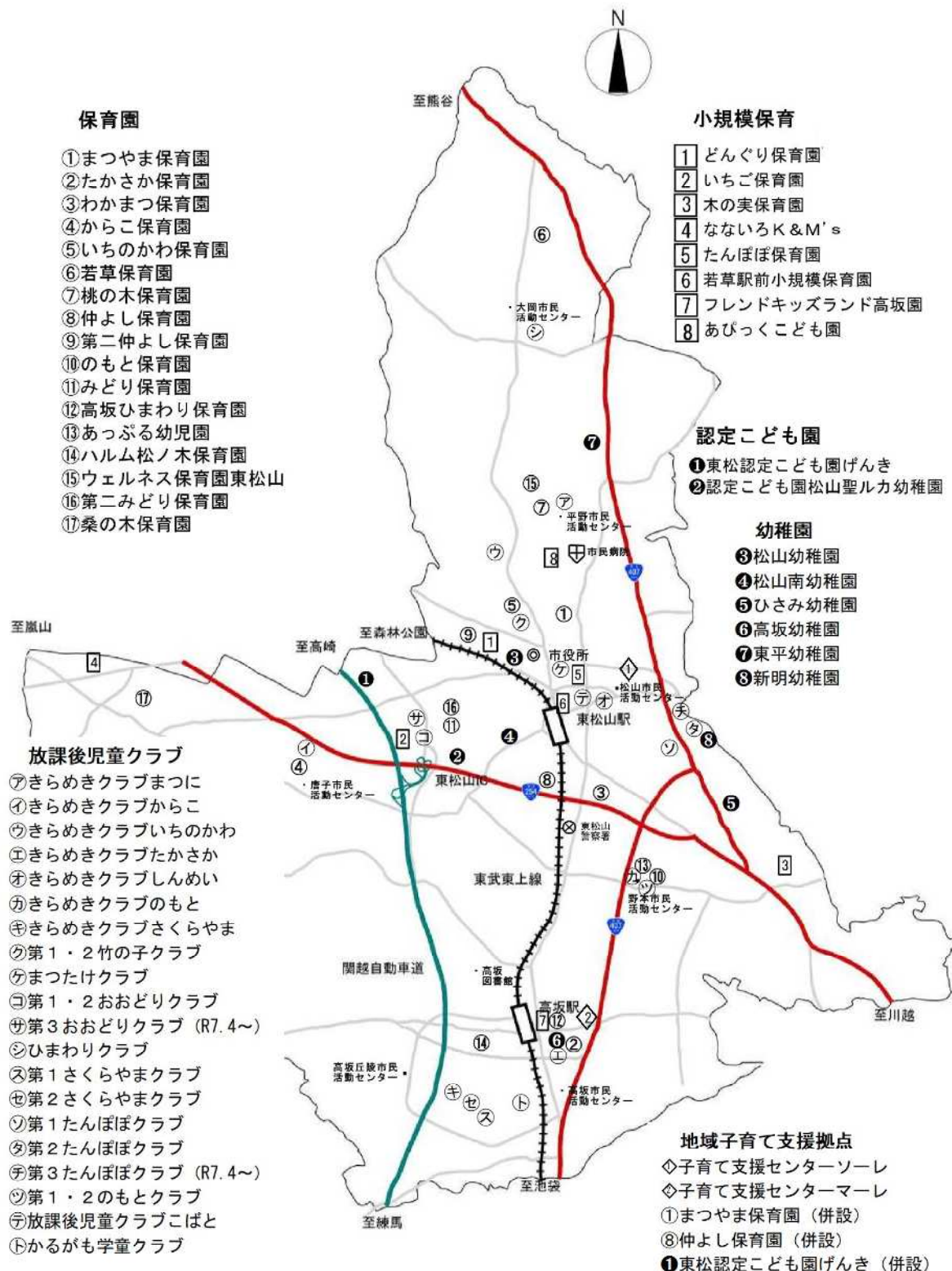
◆市の年齢別保育施設待機児童の推移◆

(人)

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0歳児	0	0	0	0	0
1歳児	36	6	0	0	0
2歳児	0	0	0	0	20
3歳以上児	0	0	0	0	0
合計	36	6	0	0	20

(資料) 東松山市(各年4月1日現在)

(3) 東松山市保育施設マップ

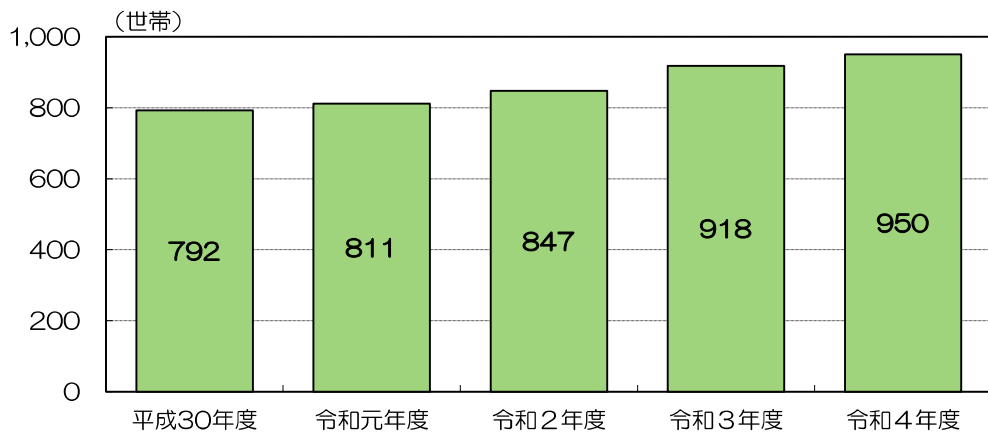


4 こどもの貧困の状況

(1) 生活保護の被保護総世帯数・保護率⁴

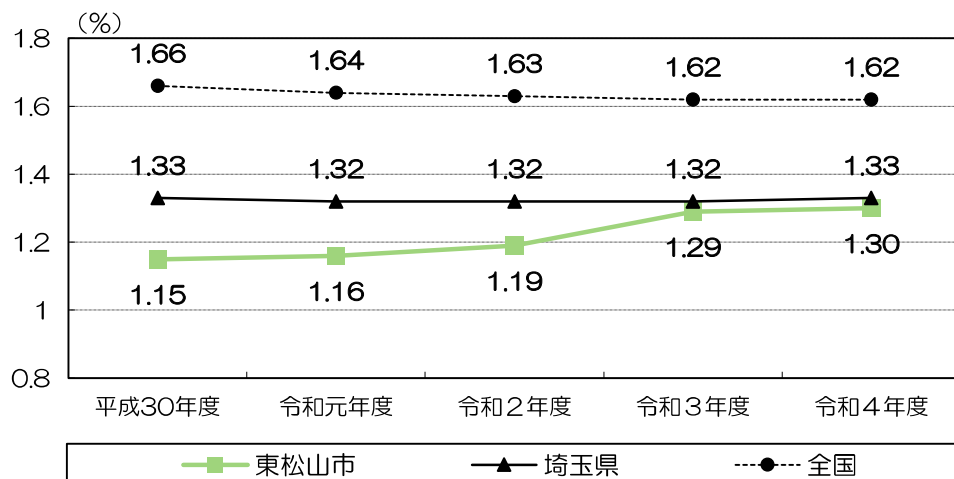
市の被保護総世帯数は、平成30年度の792世帯が令和4年度には950世帯まで増加しています。保護率の推移をみると、市では平成30年度から令和4年度にかけて数値が上昇し、特に令和2年度から3年度にかけて急激な増加がみられます。平成30年度から令和4年度にかけて、全国、埼玉県平均値は微減、横ばい傾向にあるのに対し、市では上昇傾向にあり、令和3年度以降は埼玉県平均値と近い値となっています。

◆市の生活保護被保護総世帯数の推移◆



(資料) 埼玉県 (各年度月平均)

◆全国・埼玉県・市の保護率の推移◆



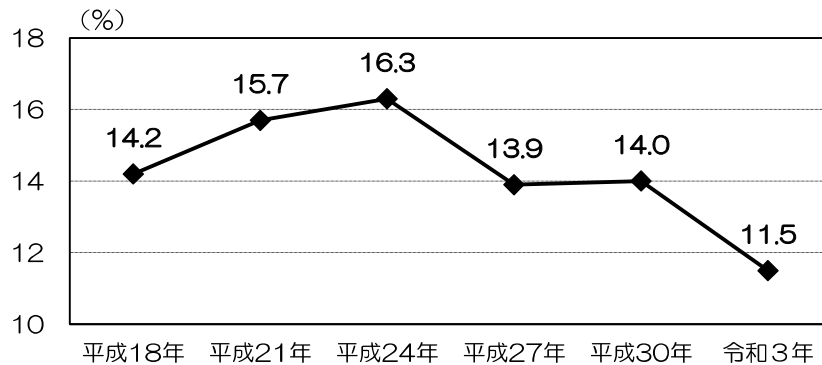
(資料) 埼玉県 (各年度月平均)

⁴ 保護率：「毎月の被保護実人員の平均値」÷「毎月の推計人口の平均値」×100 で算出した、人口100人当たりの被保護人員数。

(2) こどもの貧困率⁵

全国のこどもの貧困率は、平成24年に16.3%だったものが、令和3年には11.5%まで低下したとはいえ、依然深刻な状況にあります。生まれ育った家庭の経済状況がこどもの進学や就職等に影響を及ぼし、格差の固定化や貧困の連鎖につながることが懸念されます。

◆全国のこどもの貧困率の推移◆

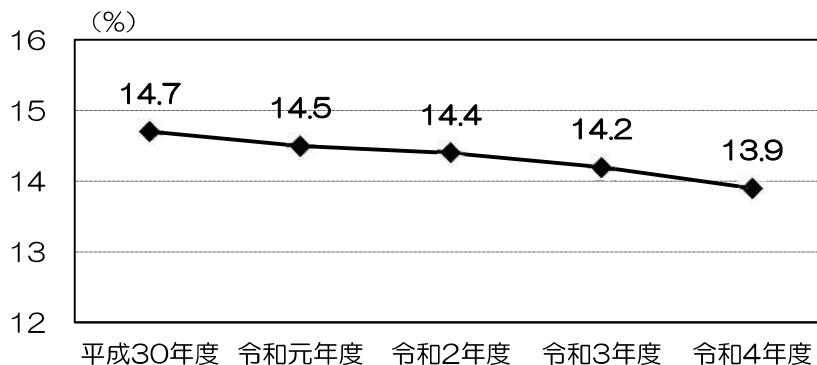


(資料) 国民生活基礎調査

(3) 就学援助⁶を受けている児童生徒

経済的理由により就学困難な状況にあるために就学援助を受けている公立学校の小・中学生の割合は令和4年度には13.9%となり、低下傾向にあります。

◆全国の就学援助を受けている児童生徒の割合の推移◆



(資料) 就学援助実施状況等調査

⁵ こどもの貧困率：こども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たないこどもの割合。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づく。

⁶ 就学援助：生活保護を必要とする世帯、又は生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童生徒（要保護児童／準要保護児童）の世帯を対象に、学用品費、給食費、修学旅行費等の小・中学校の就学に必要な費用を援助する制度。就学援助率は、要保護及び準要保護児童生徒数を公立小・中学校の児童生徒数で除して算出。

5 ニーズ調査結果

(1) 調査の目的

本計画の策定に向け、保護者に対してはこどもの教育・保育、子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等について、こどもに対しては市に対する愛着等を調査するアンケートを実施しました。

(2) 調査の概要

こども・子育て支援に関するアンケート調査	
調査対象	就学前児童保護者
調査方法	郵送配布／web回答
調査期間	令和5年12月5日（火）から28日（木）まで
配布数	1,000件
回答数	483件
回答率	48.30%

こども・子育て支援に関するアンケート調査	
調査対象	小学生保護者
調査方法	郵送配布／web回答
調査期間	令和5年12月5日（火）から28日（木）まで
配布数	1,000件
回答数	509件
回答率	50.90%

東松山市こどもアンケート（小学生）	
調査対象	小学4年生から6年生までの児童
調査方法	学級担任より調査依頼／web回答
調査期間	令和5年12月1日（金）から22日（金）まで
配布数	2,183件（令和5年5月末時点児童数）
回答数	1,993件
回答率	91.29%

東松山市こどもアンケート（中学生）	
調査対象	中学1年生・2年生の生徒
調査方法	学級担任より調査依頼／web回答
調査期間	令和5年12月1日（金）から22日（金）まで
配布数	1,472件（令和5年5月末時点生徒数）
回答数	1,208件
回答率	82.06%

(3) 調査結果の概要

【調査結果の見方】

集計した構成比(%)は小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで表示しています。
そのため、質問に対する回答の選択肢が一つだけの場合、各選択肢の構成比(%)を合計しても、四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

また、回答者数を分母として構成比(%)を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の構成比を合計すると100%を超える場合があります。

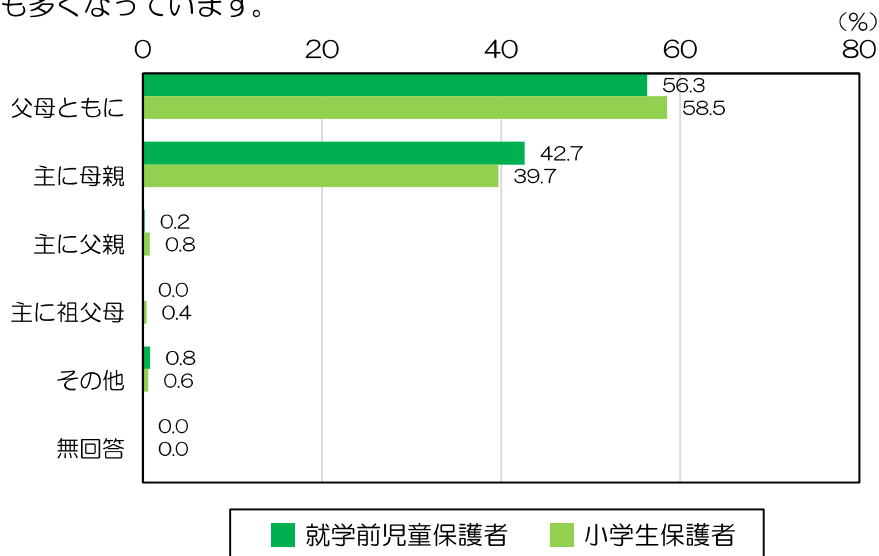
※28 ページからの「6 アンケート等調査結果」も同様

【保護者】

① 子育てをめぐる環境について

問 子育てを主に行っている人について

子育てを主に行っている人は、就学前児童・小学生保護者ともに「父母ともに」が最も多くなっています。



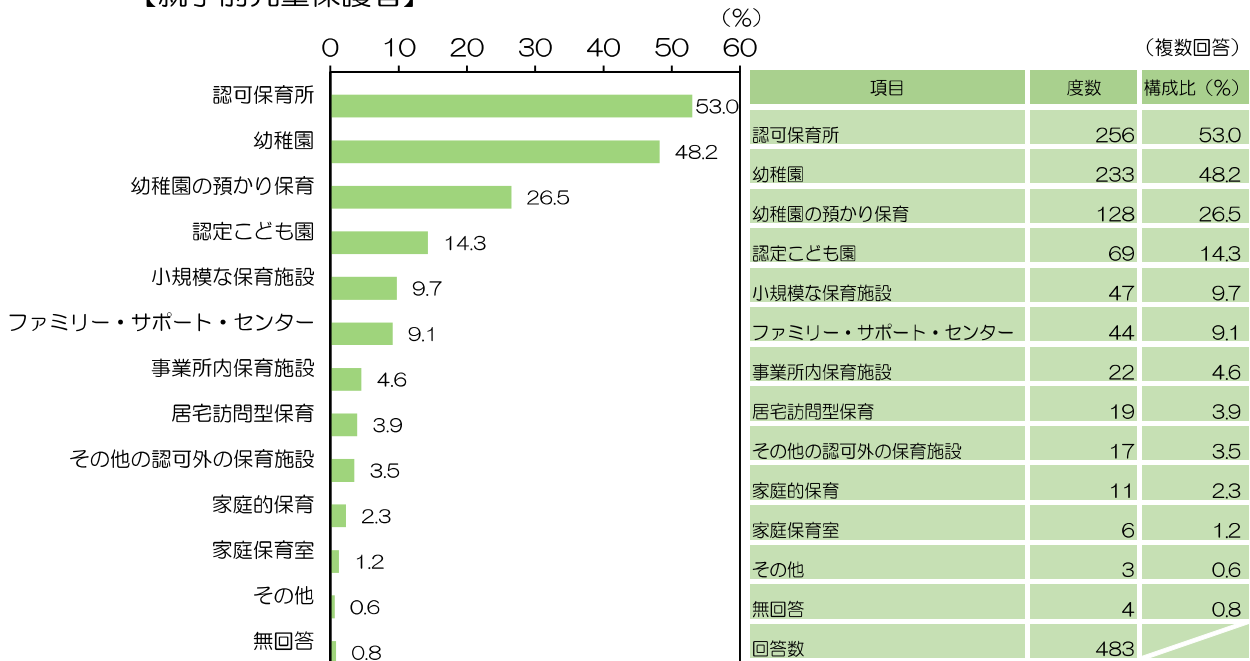
項目	就学前児童保護者		小学生保護者	
	度数	構成比 (%)	度数	構成比 (%)
父母ともに	272	56.3	298	58.5
主に母親	206	42.7	202	39.7
主に父親	1	0.2	4	0.8
主に祖父母	0	0.0	2	0.4
その他	4	0.8	3	0.6
無回答	0	0.0	0	0.0
回答数	483	100.0	509	100.0

② 定期的な教育・保育事業の利用希望について

問 平日の教育・保育事業の利用希望について

「認可保育所」が53.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が48.2%となっています。

【就学前児童保護者】

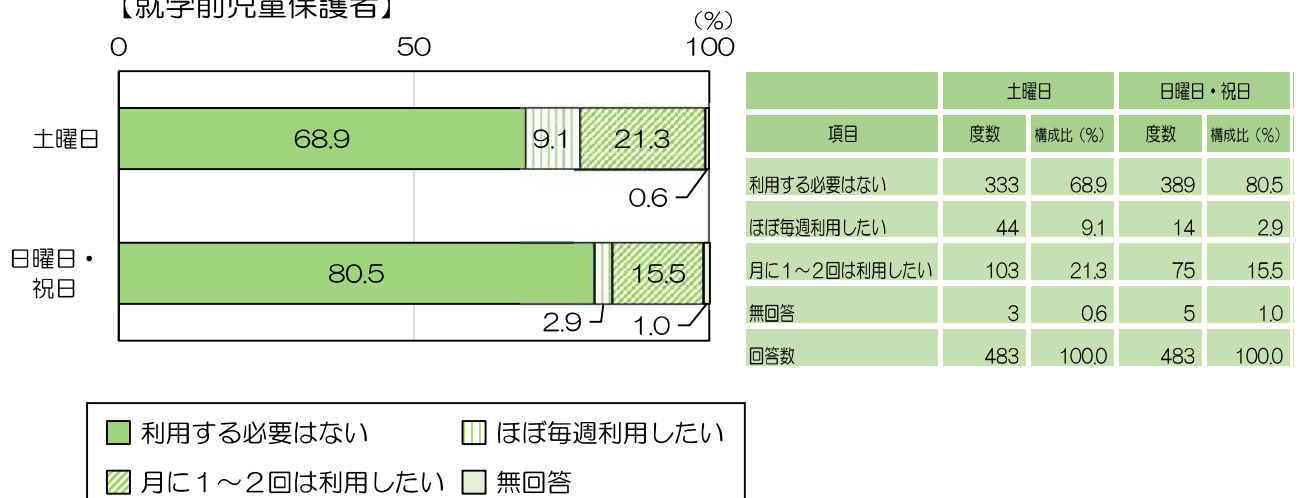


問 土・日曜日、祝日の教育・保育事業の利用希望について

土曜日については、「利用する必要はない」が68.9%、「ほぼ毎週利用したい」が9.1%、「月に1～2回は利用したい」が21.3%となっています。

日曜日・祝日については「利用する必要はない」が80.5%、「ほぼ毎週利用したい」が2.9%、「月に1～2回は利用したい」が15.5%となっています。

【就学前児童保護者】

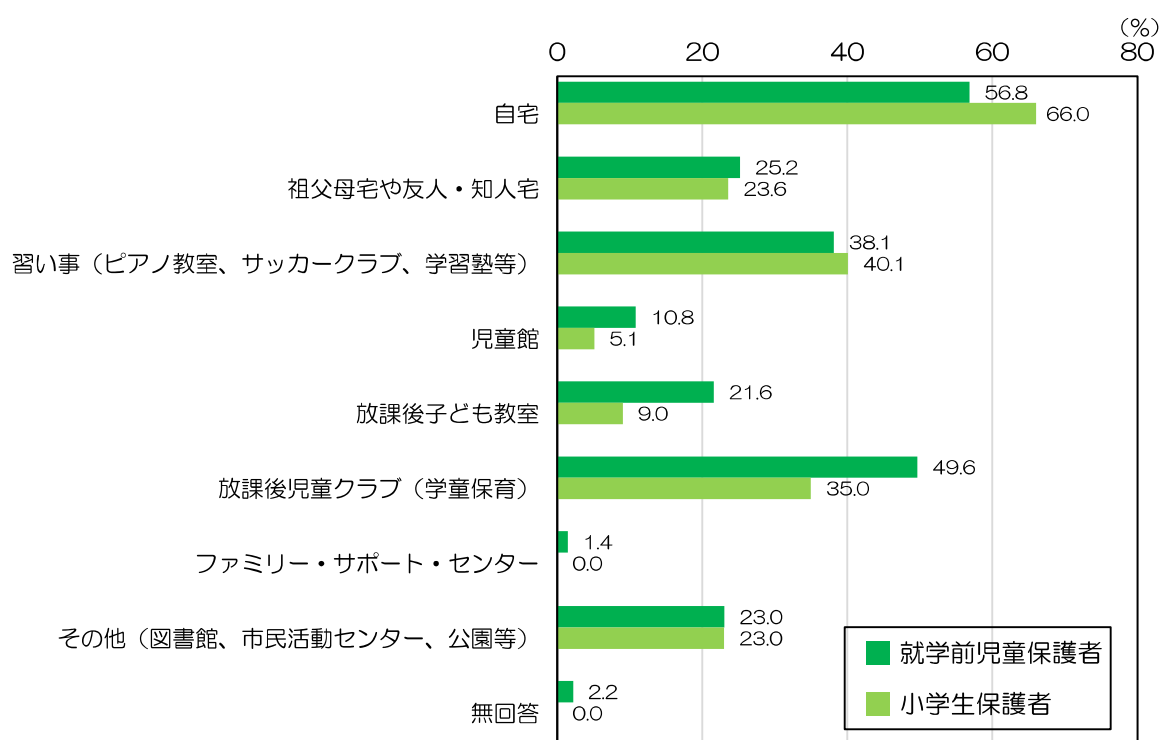


③ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

問 小学校低学年（１～３年生）のとき、放課後に過ごさせたい場所について

就学前児童保護者では「自宅」が56.8%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が49.6%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が38.1%となっています。

小学生保護者では「自宅」が66.0%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が40.1%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が35.0%となっています。※就学前児童保護者は、5歳以上のお子さんがある人が対象



（複数回答）

項目	就学前児童保護者		小学生保護者	
	度数	構成比 (%)	度数	構成比 (%)
自宅	79	56.8	336	66.0
祖父母宅や友人・知人宅	35	25.2	120	23.6
習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）	53	38.1	204	40.1
児童館	15	10.8	26	5.1
放課後子ども教室	30	21.6	46	9.0
放課後児童クラブ（学童保育）	69	49.6	178	35.0
ファミリー・サポート・センター	2	1.4	0	0.0
その他（図書館、市民活動センター、公園等）	32	23.0	117	23.0
無回答	3	2.2	0	0.0
回答数	139		509	

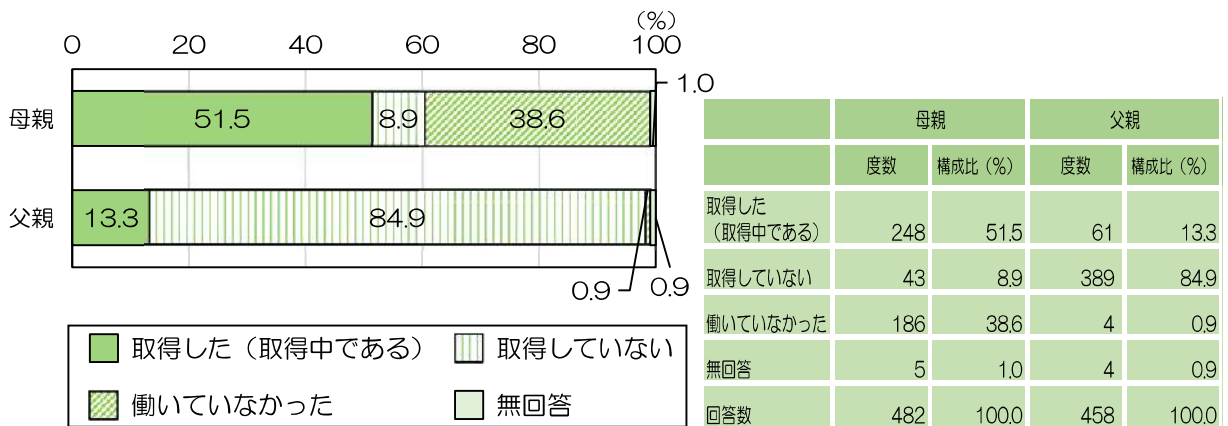
④ 職場の両立支援制度について

問 お子さんが生まれた時の育児休業の取得について

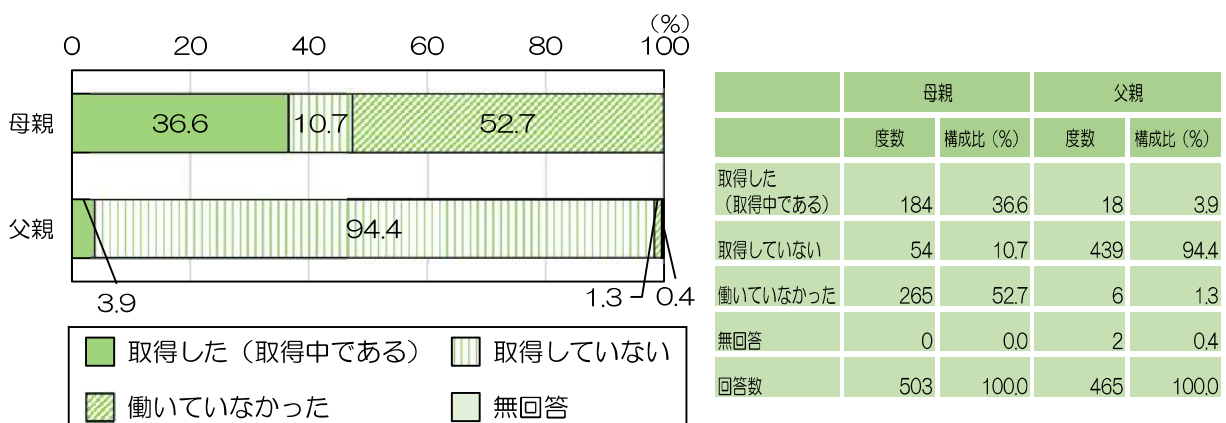
こどもが生まれた時の育児休業の取得状況は、「取得した（取得中である）」の割合は、就学前児童保護者では、母親が51.5%に対し、父親は13.3%、小学生保護者では、母親が36.6%に対し、父親は3.9%と父親の取得割合が低くなっています。

「取得していない」の割合は、就学前児童保護者では母親が8.9%に対し、父親は84.9%、小学生保護者では、母親が10.7%に対し、父親は94.4%と父親が大きく上回っています。

【就学前児童保護者】

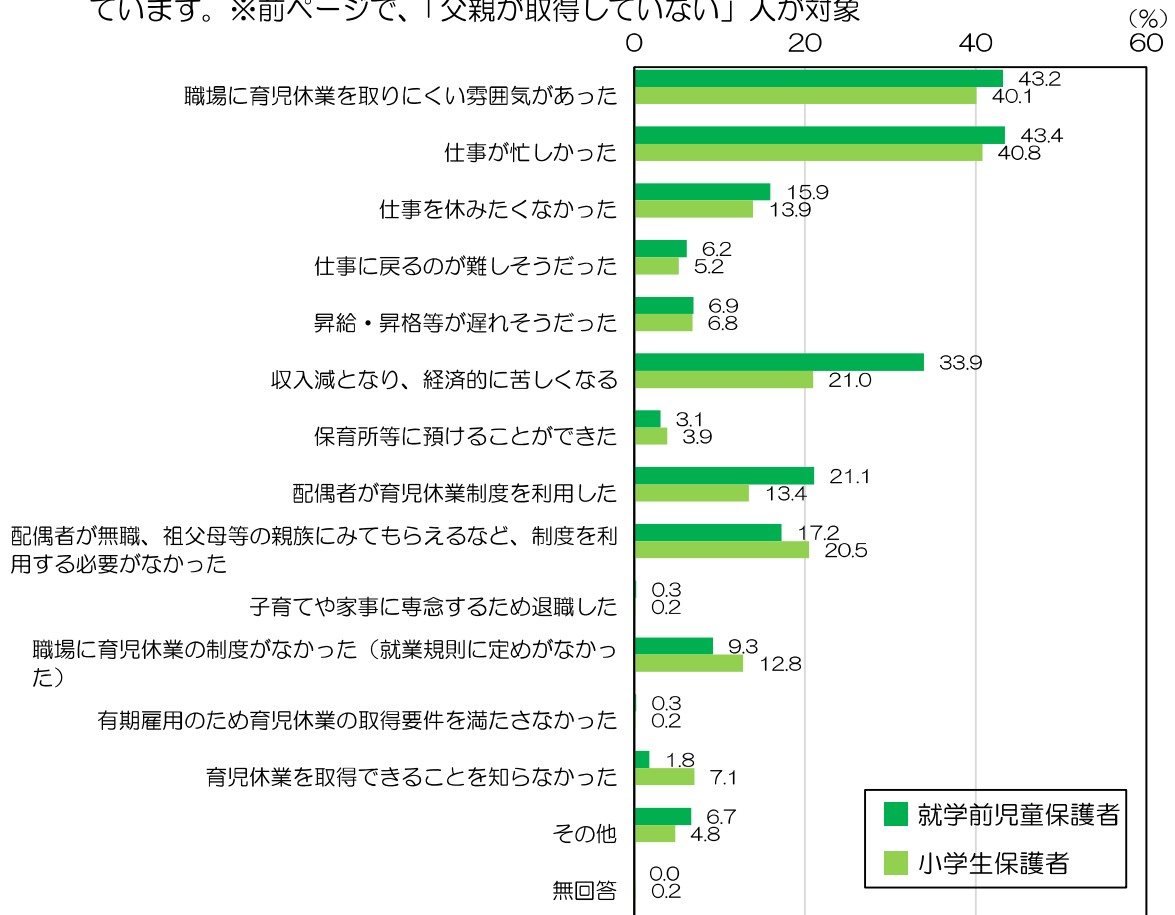


【小学生保護者】



問 父親が育児休業を取得していない理由について

就学前児童・小学生保護者ともに、「仕事が忙しかった」が43.4%（就学前児童保護者）、40.8%（小学生保護者）で最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が43.2%（就学前児童保護者）、40.1%（小学生保護者）となっています。※前ページで、「父親が取得していない」人が対象

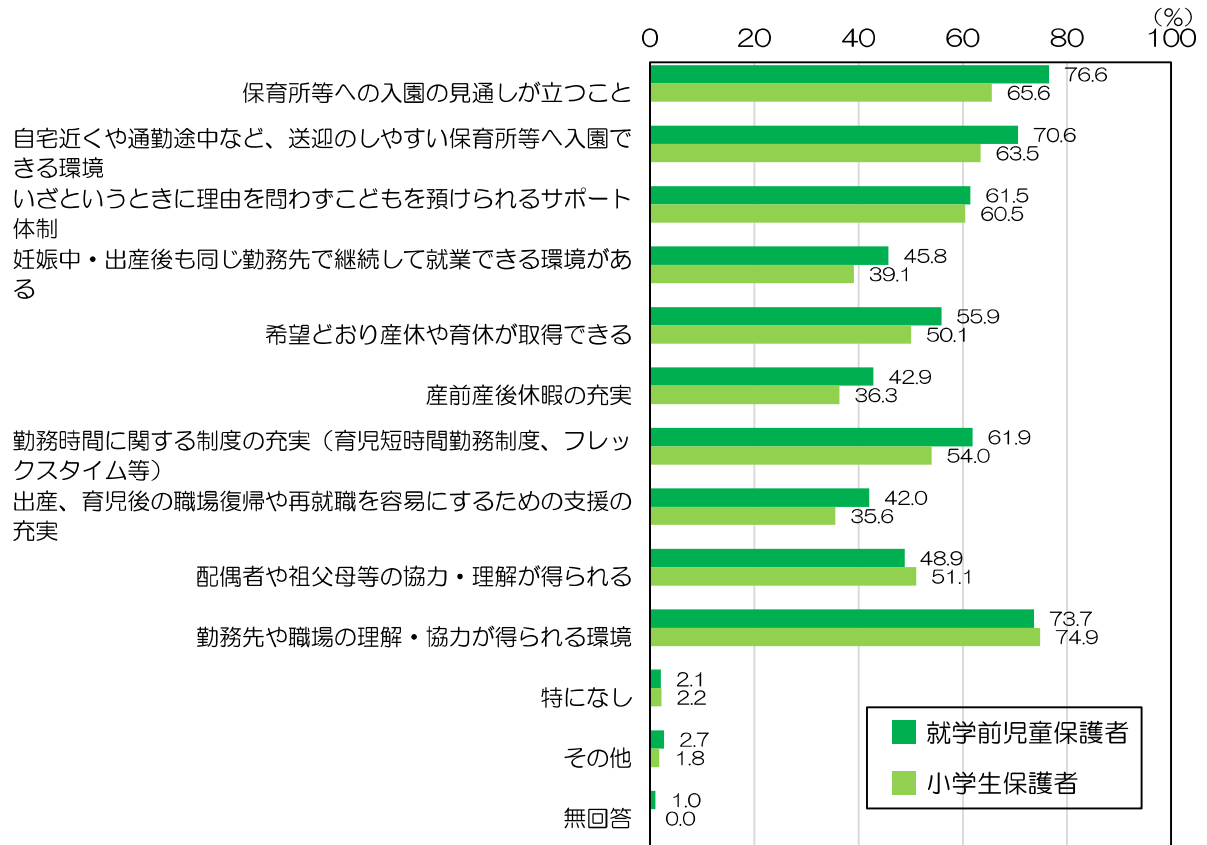


項目	(複数回答)			
	就学前児童保護者		小学生保護者	
	度数	構成比 (%)	度数	構成比 (%)
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	168	43.2	176	40.1
仕事が忙しかった	169	43.4	179	40.8
仕事を休みたくなかった	62	15.9	61	13.9
仕事に戻るのが難しそうだった	24	6.2	23	5.2
昇給・昇格等が遅れそうだった	27	6.9	30	6.8
収入減となり、経済的に苦しくなる	132	33.9	92	21.0
保育所等に預けることができた	12	3.1	17	3.9
配偶者が育児休業制度を利用した	82	21.1	59	13.4
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	67	17.2	90	20.5
子育てや家事に専念するため退職した	1	0.3	1	0.2
職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	36	9.3	56	12.8
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	1	0.3	1	0.2
育児休業を取得できることを知らなかった	7	1.8	31	7.1
その他	26	6.7	21	4.8
無回答	0	0.0	1	0.2
回答数	389		439	

問 仕事と子育てを両立するためにあれば良いと思うことについて

就学前児童保護者では、「保育所等への入園の見通しが立つこと」が76.6%で最も多く、次いで「勤務先や職場の理解・協力が得られる環境」が73.7%となっています。

小学生保護者では、「勤務先や職場の理解・協力が得られる環境」が74.9%で最も多く、次いで「保育所等への入園の見通しが立つこと」が65.6%となっています。



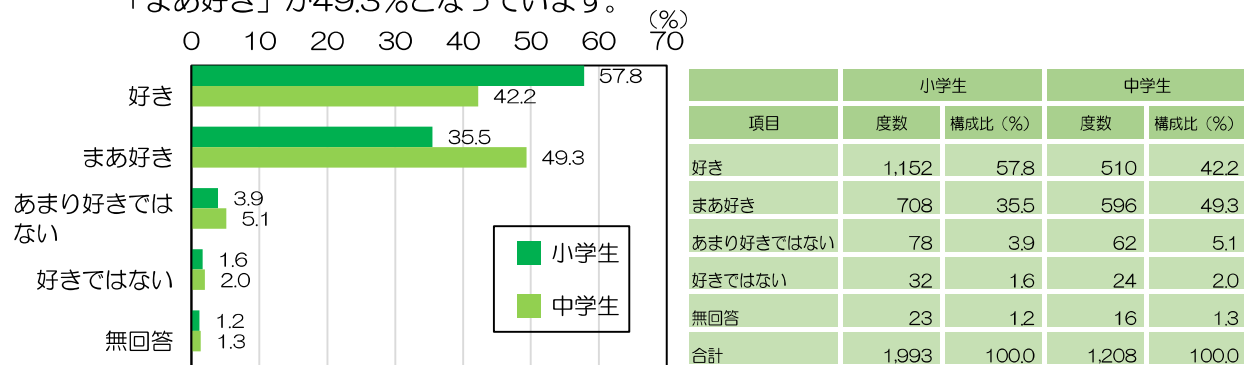
項目	(複数回答)			
	就学前児童保護者		小学生保護者	
	度数	構成比 (%)	度数	構成比 (%)
保育所等への入園の見通しが立つこと	370	76.6	334	65.6
自宅近くや通勤途中など、送迎のしやすい保育所等へ入園できる環境	341	70.6	323	63.5
いざというときに理由を問わずこどもを預けられるサポート体制	297	61.5	308	60.5
妊娠中・出産後も同じ勤務先で継続して就業できる環境がある	221	45.8	199	39.1
希望どおり産休や育休が取得できる	270	55.9	255	50.1
産前産後休暇の充実	207	42.9	185	36.3
勤務時間に関する制度の充実（育児短時間勤務制度、フレックスタイム等）	299	61.9	275	54.0
出産、育児後の職場復帰や再就職を容易にするための支援の充実	203	42.0	181	35.6
配偶者や祖父母等の協力・理解が得られる	236	48.9	260	51.1
勤務先や職場の理解・協力が得られる環境	356	73.7	381	74.9
特になし	10	2.1	11	2.2
その他	13	2.7	9	1.8
無回答	5	1.0	0	0.0
回答数	483		509	

【児童・生徒】

① 東松山市への愛着について

問 東松山市が好きかについて

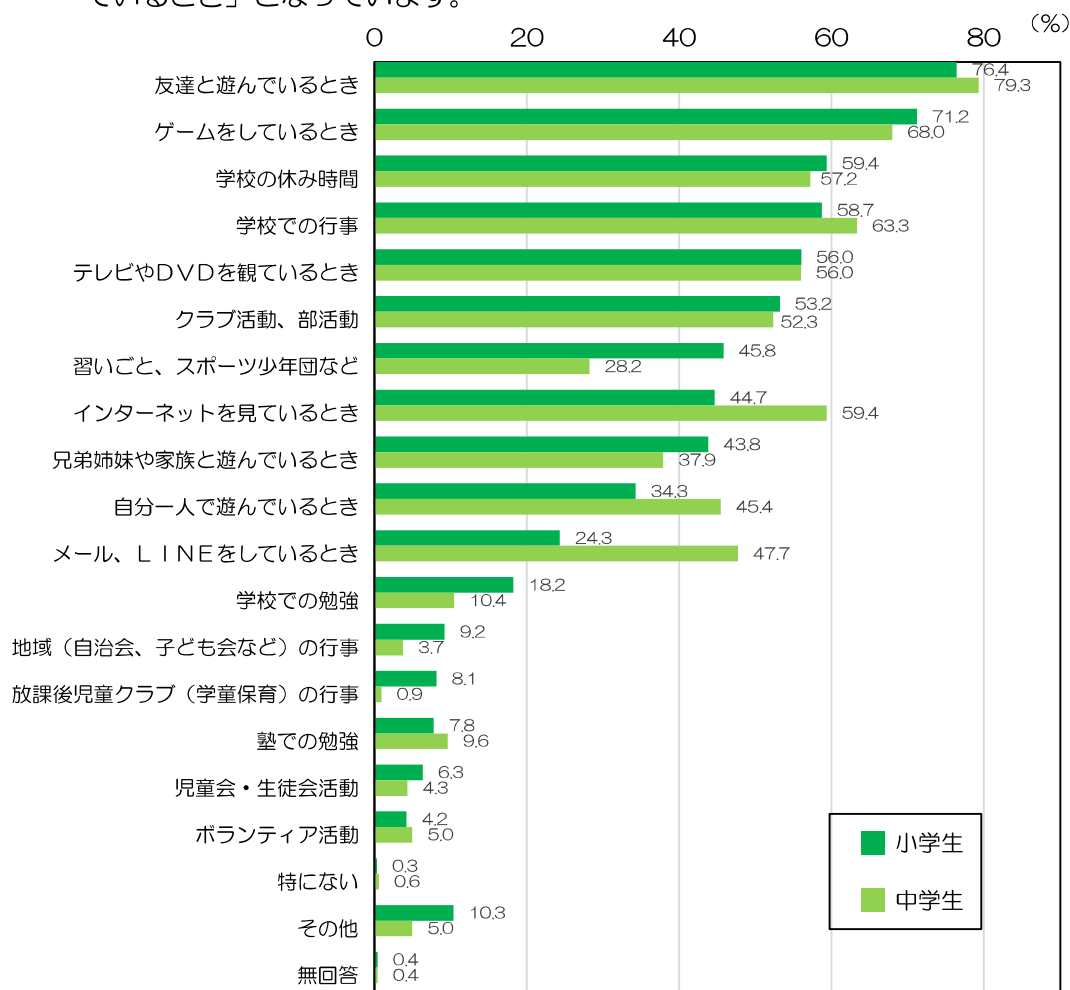
小学生では「好き」が57.8%、「まあ好き」が35.5%、中学生では「好き」が42.2%、「まあ好き」が49.3%となっています。



② 夢中になれることについて

問 楽しくて夢中になれることについて

小学生、中学生ともに、「友達と遊んでいるとき」が最も多く、次いで「ゲームをしているとき」となっています。



(複数回答)

項目	小学生		中学生	
	度数	構成比 (%)	度数	構成比 (%)
友達と遊んでいるとき	1,523	76.4	958	79.3
ゲームをしているとき	1,419	71.2	821	68.0
学校の休み時間	1,183	59.4	691	57.2
学校での行事	1,169	58.7	765	63.3
テレビやDVDを観ているとき	1,116	56.0	676	56.0
クラブ活動、部活動	1,060	53.2	632	52.3
習いごと、スポーツ少年団など	913	45.8	341	28.2
インターネットを見ているとき	890	44.7	717	59.4
兄弟姉妹や家族と遊んでいるとき	873	43.8	458	37.9
自分一人で遊んでいるとき	683	34.3	549	45.4
メール、LINEをしているとき	485	24.3	576	47.7
学校での勉強	363	18.2	126	10.4
地域（自治会、子ども会など）の行事	183	9.2	45	3.7
放課後児童クラブ（学童保育）の行事	162	8.1	11	0.9
塾での勉強	155	7.8	116	9.6
児童会・生徒会活動	126	6.3	52	4.3
ボランティア活動	84	4.2	60	5.0
特にない	6	0.3	7	0.6
その他	206	10.3	60	5.0
無回答	8	0.4	5	0.4
回答数	1,993		1,208	

【その他】

○小学生

- ・絵を描いているとき
- ・本を読んでいるとき
- ・好きなアイドルを見ているとき
- ・料理やお菓子を作っているとき
- ・YouTubeを見ているとき 等

○中学生

- ・絵を描いているとき
- ・本を読んでいるとき
- ・音楽を聴いているとき
- ・食べているとき
- ・YouTubeを見ているとき 等

③ あれば良いと思うものについて

問 地域や家などで安心して楽しく過ごすために必要なものについて（主な意見）

○小学生

- ・遊具がたくさんあり、安心して遊べる公園
- ・雨の日でも遊べる室内施設
- ・家族での団らん
- ・自分だけの空間
- ・不登校の人のための「心の教室」
- ・気軽に相談できる場所
- ・ショッピングモール、映画館、遊園地 等
- ・ガードレール、防犯カメラ、街灯等の設置
- ・見守り隊や110番の家を増やす
- ・非常食や医療キットを全世帯に配布
- ・連絡がとれ、居場所が分かるシステム

○中学生

- ・公園、バスケットコート
- ・友達と自由に遊べるスペース
- ・家族との時間、あたたかい家庭
- ・誰にも邪魔されない一人の自由時間
- ・いじめや人権についての講演会の実施
- ・多様性の尊重
- ・ショッピングモール、ゲームセンター 等
- ・ミラー、防犯カメラ、街灯等の設置
- ・避難所の設置、避難場所の周知
- ・安全のためのインターネット利用制限
- ・スマートフォン

6 アンケート等調査結果

(1) 大学生アンケート

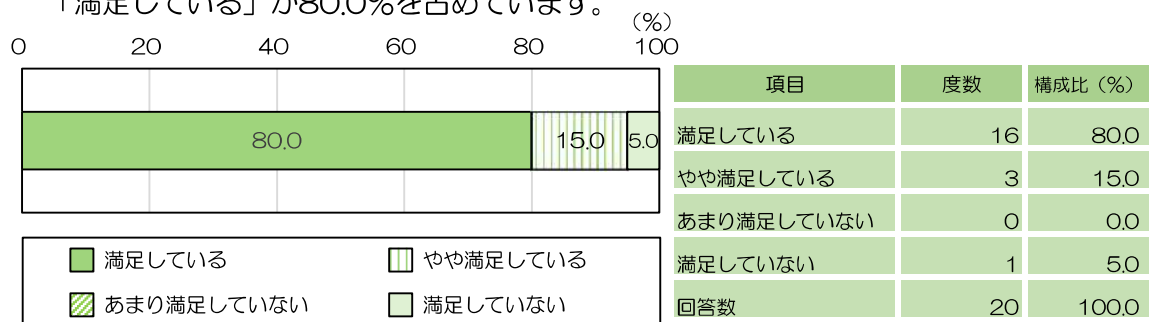
対 象：東松山市役所でインターンシップに参加した大学生 20人

日 時：令和6年8月27日（火）午後4時～4時30分

会 場：東松山市役所

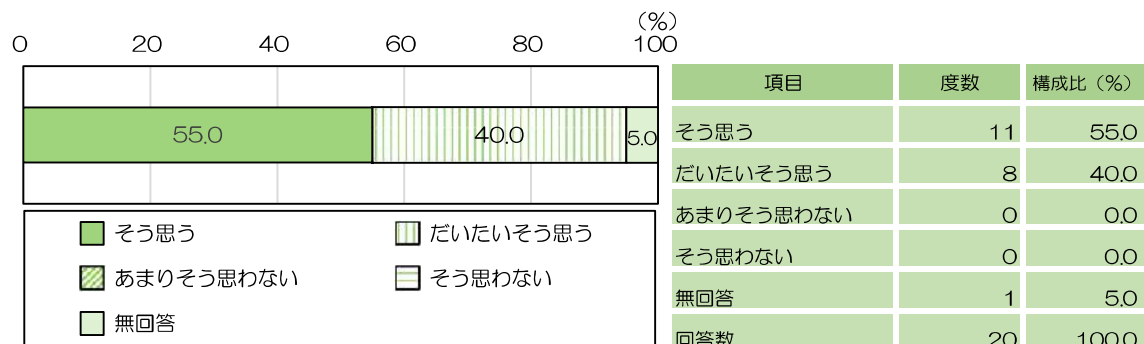
① 今の生活について

「満足している」が80.0%を占めています。



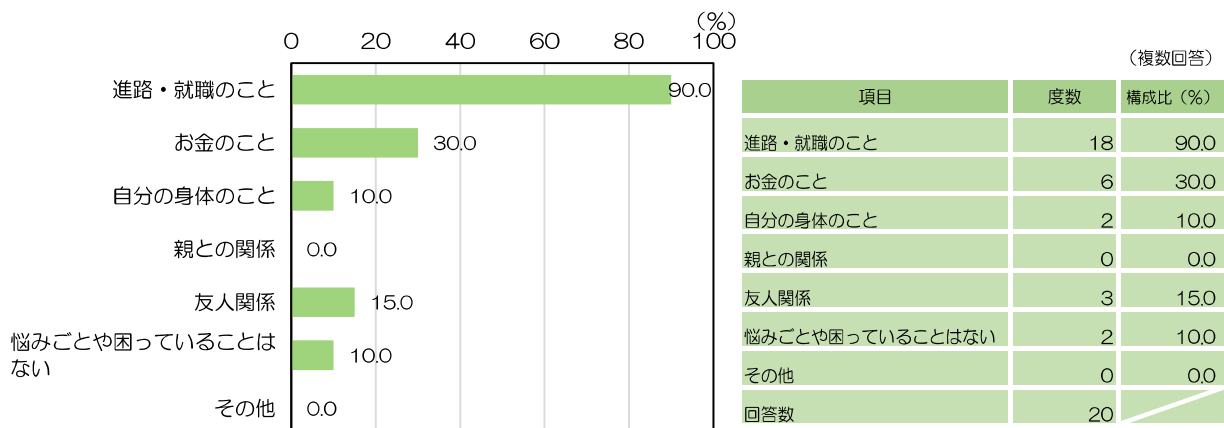
② 自分が親や友達等、周りから大切にされていると感じるかについて

「そう思う」が55.0%、「だいたいそう思う」が40.0%となっています。



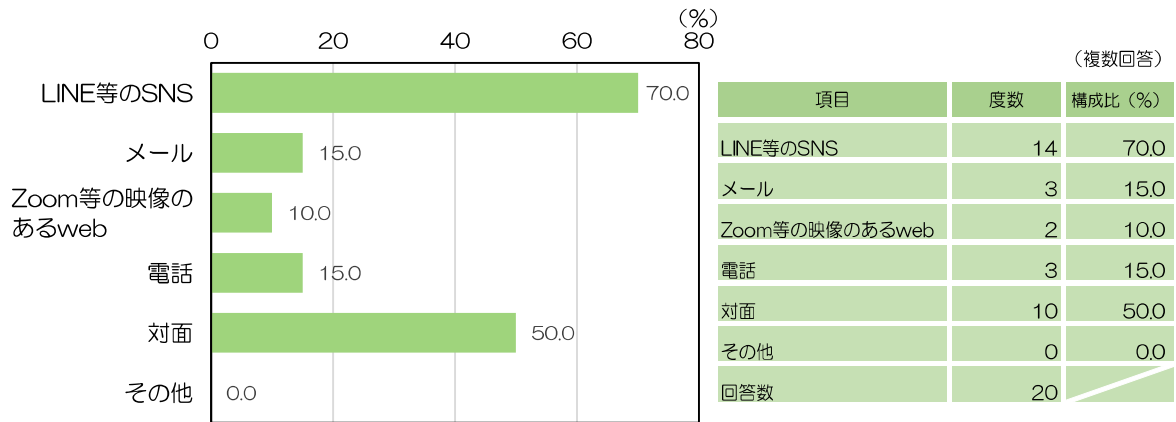
③ 悩んでいることや困っていることについて

「進路・就職のこと」が90.0%、「お金のこと」が30.0%となっています。



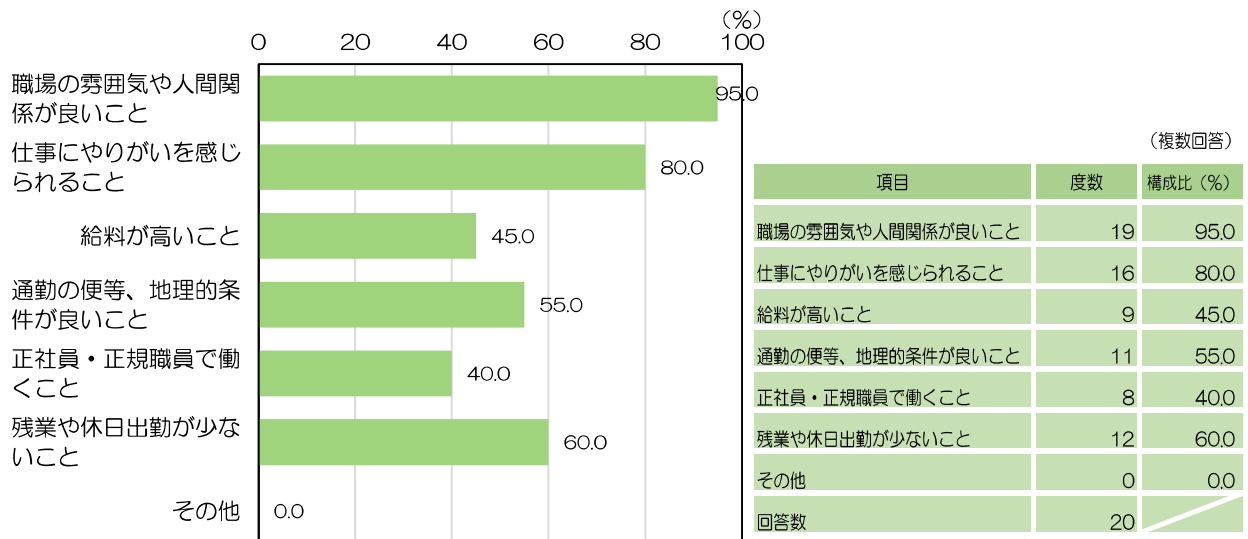
④ 相談窓口に相談する場合、利用しやすいツールについて

「LINE等のSNS」が70.0%で最も多く、次いで「対面」が50.0%となっています。



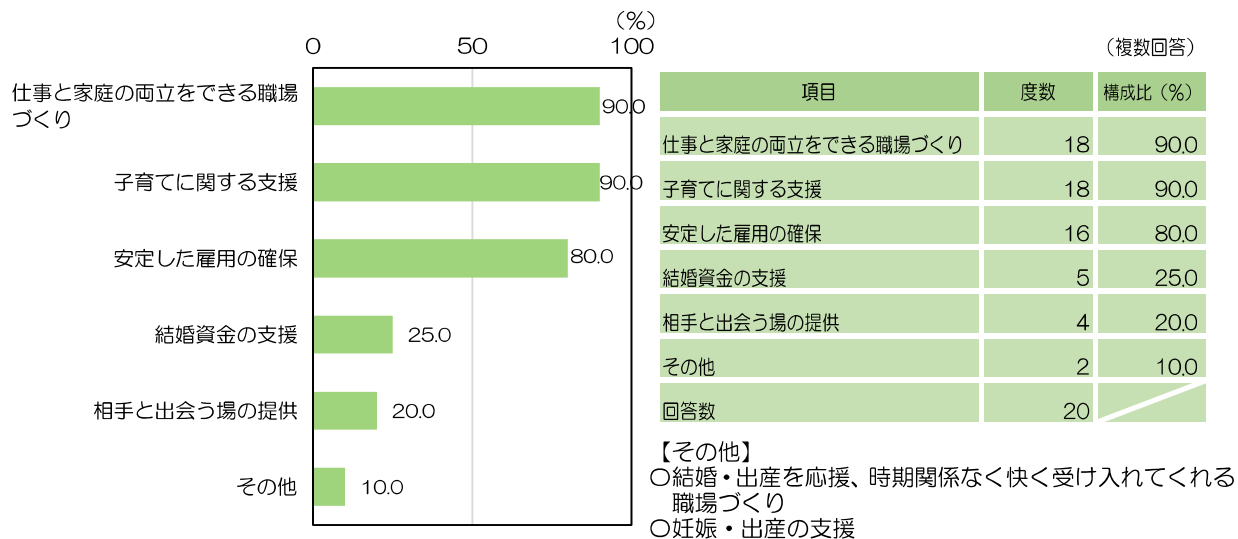
⑤ 仕事を選ぶうえで重視することについて

「職場の雰囲気や人間関係が良いこと」が95.0%で最も多く、次いで「仕事にやりがいを感じられること」が80.0%となっています。



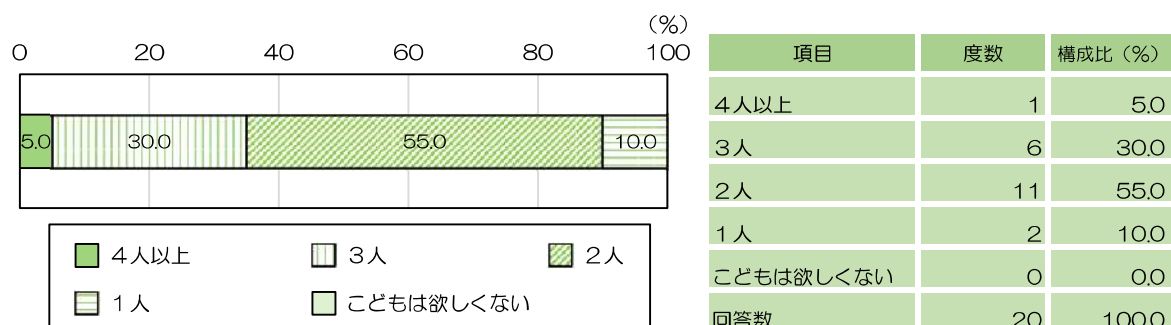
⑥ 結婚をするうえで必要と思う支援について

「仕事と家庭の両立をできる職場づくり」「子育てに関する支援」がともに90.0%で最も多く、次いで「安定した雇用の確保」が80.0%となっています。



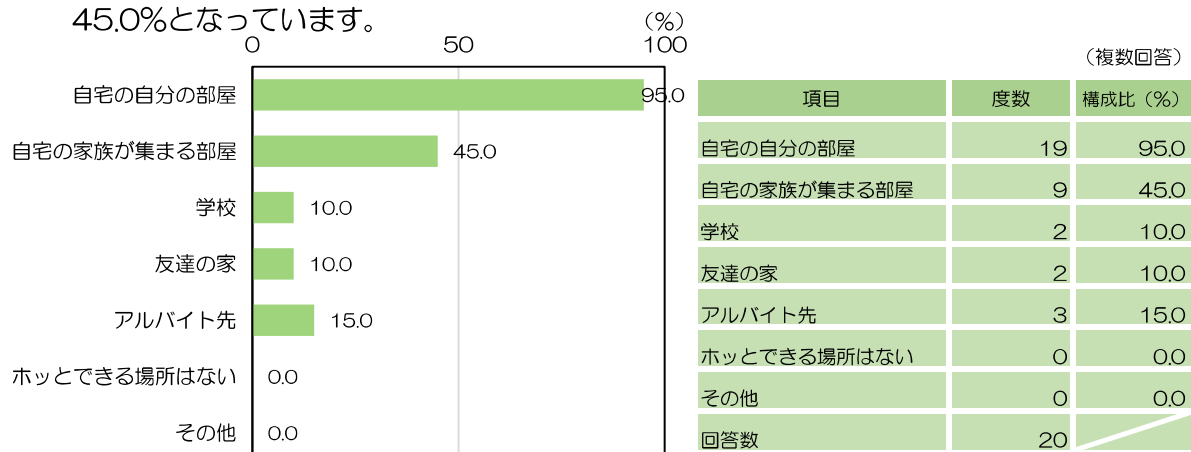
⑦ 理想のこどもの人数について

「2人」が55.0%で最も多く、次いで「3人」が30.0%となっています。



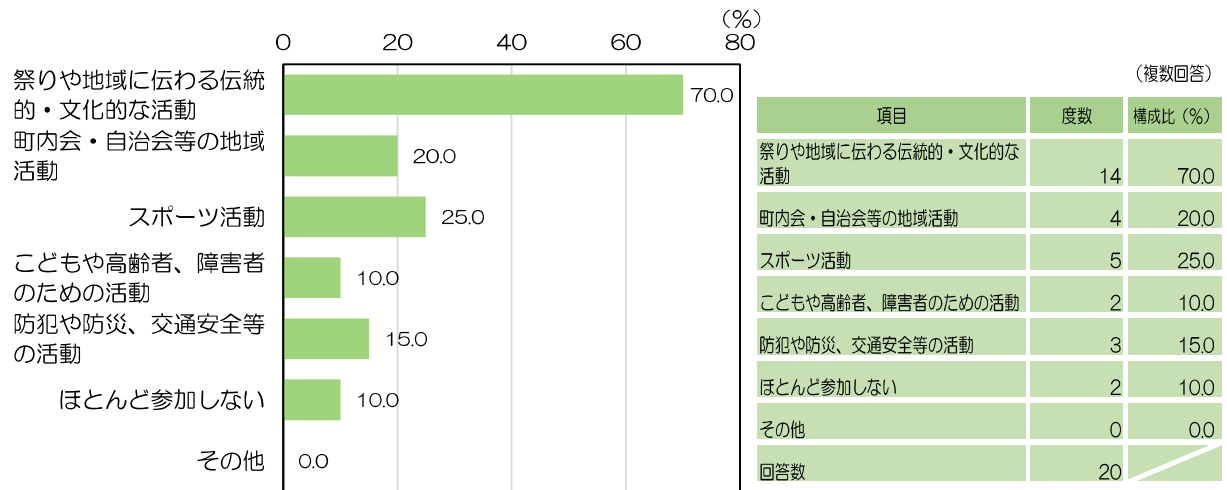
⑧ 安心する場所について

「自宅の自分の部屋」が95.0%で最も多く、次いで「自宅の家族が集まる部屋」が45.0%となっています。



⑨ 参加している地域活動について

「祭りや地域に伝わる伝統的・文化的な活動」が70.0%で最も多く、次いで「スポーツ活動」が25.0%となっています。



(2) 子育てサークル等の子育て支援関係団体アンケート等

【子育て支援関係団体アンケート】

対 象：市内子育て支援関係団体

実施期間：令和6年7月9日（火）～17日（水）

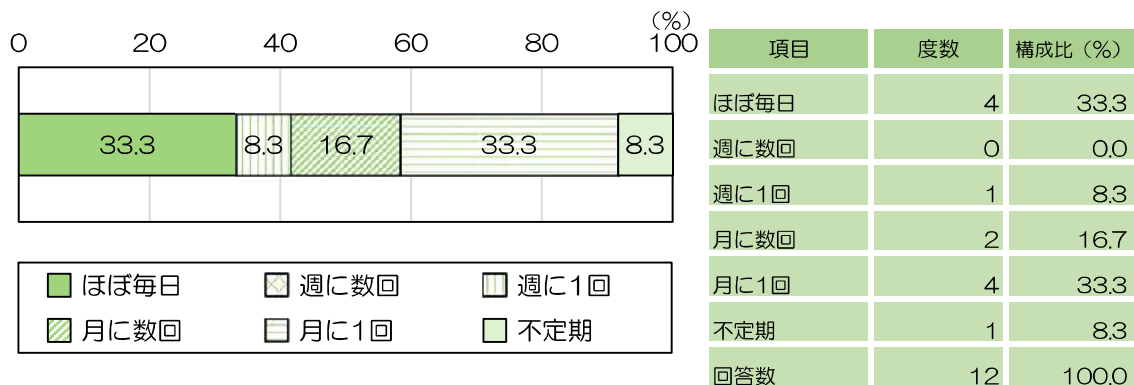
回 答 数：12団体

① 主な参加対象者について

- ・就学前児童とその保護者
- ・障害のあるこどもとその保護者
- ・ふたごまたはそれ以上の多胎児とその保護者

② 活動頻度について

「ほぼ毎日」「月に1回」が33.3%、「月に数回」が16.7%、「週に1回」「不定期」が8.3%となっています。



③ 活動組織を立ち上げた経緯について

- ・子育てに関する悩みの解消及び子育て世代間の連携に必要な支援をし、地域や家庭における子育て環境の向上を図るため
- ・重い障害があっても、地域で暮らし、つながり、ともに育ち合い学び合うことの大切さをみんなと一緒に共有し発信していく場を作りたいだったため
- ・地域に子育てサロンがなかったため
- ・親子の居場所を作りたいと思ったため

④ 親子の参加にいたるきっかけについて

- ・育児の負担感や育児に対する不安があったため
- ・障害のあるこどもを持つ親が情報共有やつながりを求めて
- ・子育て支援センター等からの紹介
- ・天候に関係なく遊べる場として
- ・親同士の口コミ、他サロンでの交流
- ・インスタグラム（Instagram）、チラシ

⑤ 親子と関わる際、大切にしていることについて

- ・みんなで話し、こどもと楽しく過ごし、笑顔でいられる時間を作る
- ・価値観を押し付けない
- ・一人ひとりの個性を大切にする
- ・親子の表情や様子を気にかけ、いつもと違う様子が見られたら話を聞く
- ・参加者全員と話をする
- ・こどもの長所を褒める
- ・保護者とのコミュニケーションをとるよう心がけている

⑥ 親子と関わる中での難しい点について

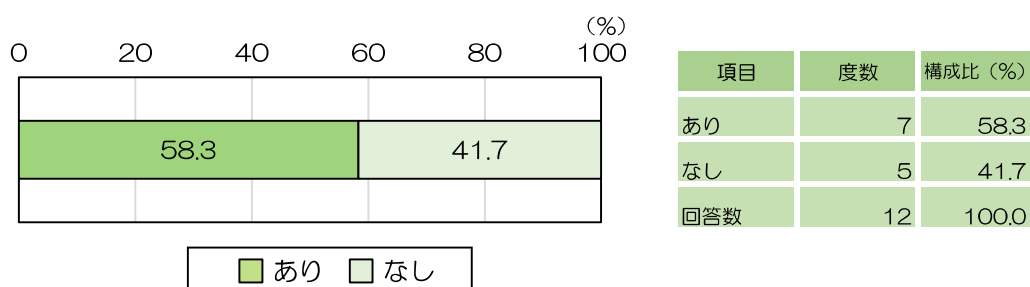
- ・保護者が何を求めているのかを知る
- ・スタッフがこどもを見て、親同士の話がスムーズにいくよう見守る
- ・それぞれの親の価値観の違い
- ・こどもの成長はそれぞれ違うという事を踏まえての言葉かけ
- ・来てくれている親子に平等にかかわる
- ・こどもがいけない事をした際に親の前でこどもにスタッフが注意する
- ・アドバイスした言葉から重く受け止めてしまうこともあるので気を付けている

⑦ よくある相談内容について

- ・子育て世帯向けのおでかけ先について
- ・こどもの発達に関することについて
- ・離乳食、卒乳について
- ・こどもの生き方と親の価値観のすり合わせについて
- ・小学生の不登校について

⑧ 市や医療機関等の相談機関等につなげた経験について

「あり」が58.3%、「なし」が41.7%となっています。

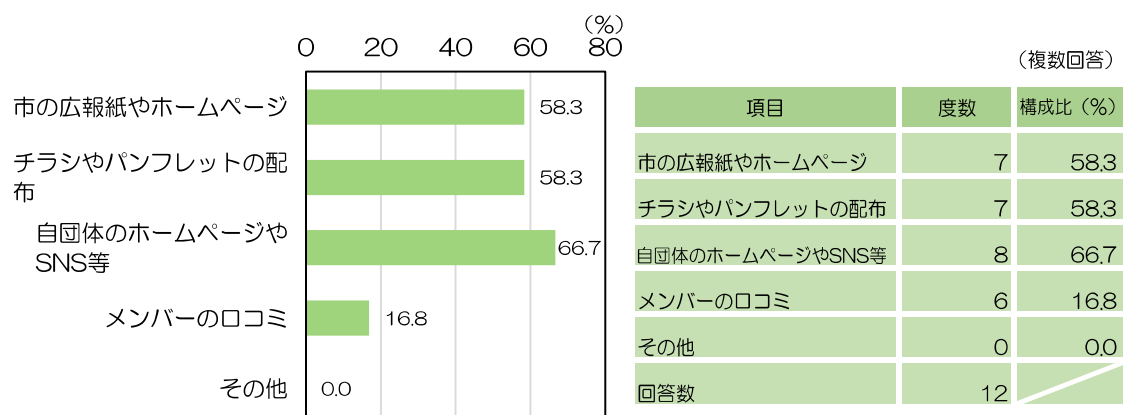


⑨ 相談しやすい環境に必要なことについて

- ・とにかく話を聞き、考えを押し付けない
- ・聞かれていないことに対してアドバイスはしない
- ・顔の見える関係づくり
- ・情報の共有がとても大切と思われる
- ・職員に相談しやすい環境
- ・専門的なカウンセラー等の活用

⑩ 団体の情報や活動内容の発信方法について

「自団体のホームページやSNS等」が66.7%、「市の広報紙やホームページ」及び「チラシやパンフレットの配布」が58.3%、「メンバーの口コミ」が16.8%となっています。

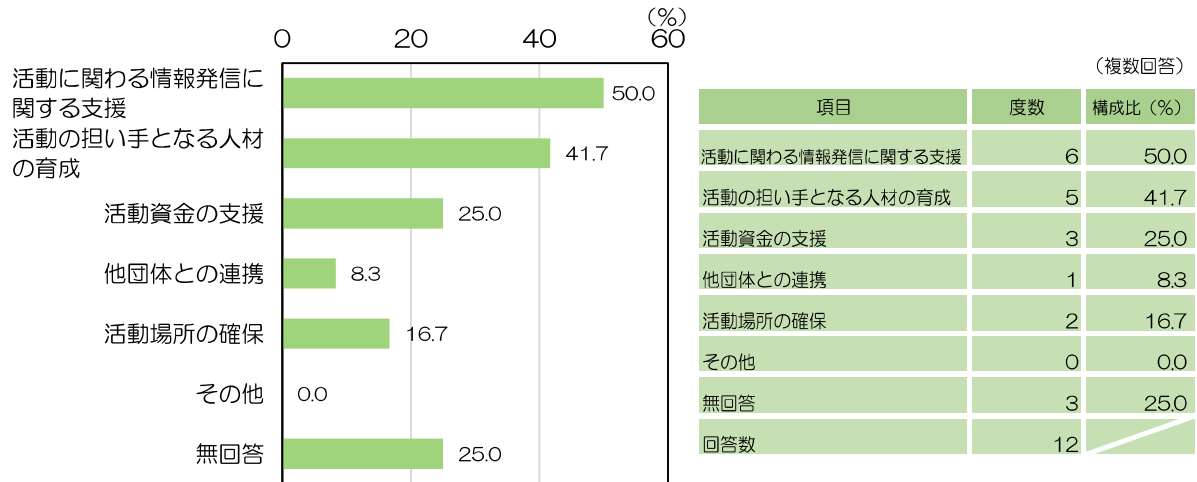


⑪ 団体の活動の中で困っていることについて

- ・地域のイベントに参加するときにおむつ替えスペースがない
- ・新しい人とつながらない
- ・情報を知りたい親子がいるが、個人情報の壁もあり、情報の入手が困難
- ・定例会の参加者が少ない
- ・ボランティアスタッフの探し方が分からない
- ・活動場所、会員の働きながらの活動の成立

⑫ 団体の活動を持続させるために必要なことについて

「活動に関わる情報発信に関する支援」が50.0%、「活動の担い手となる人材の育成」が41.7%、「活動資金の支援」が25.0%となっています。



【地域子育てあったか懇話会】

対 象：市内子育て支援関係団体 26 団体・41 人

日 時：令和6年7月17日（水）午前10時～正午

会 場：松山市民活動センター

項 目	【地域の困りごと】	【あったらいいなと思うこと】
居場所	・長期休暇中の小・中学生の居場所が少ない ・不登校児の居場所が少ない ・室内の遊び場が少ない ・中・高生の居場所が少ない ・公園が少ない ・放課後の居場所が少ない ・子育てサークル等のスタッフ不足、高齢化	・児童館 ・市民プール ・長期休暇中の小・中学生の居場所 ・不登校児の居場所 ・室内の遊び場 ・遅くまで遊べる場所 ・学童に入れないこどもが集える場所 ・世代間交流ができる場所
子育て相談	・育児の相談相手がいない ・産後のサポートが少ない ・父親への支援が少ない ・親が話をする場が少ない	・父親の相談場所 ・親が友達を作れるシステム ・不登校の親子の相談機関
貧困	・生活困窮者への支援が少ない ・貧困のため登園できない ・ヤングケアラーへの支援が必要	・フードパントリー ・リユース会 ・ヤングケアラーの居場所
移動手段	・ソーレやマーレへの移動手段がない	・ソーレやマーレへの市内循環バス ・無料の送迎 ・学校への送迎

(3) こども食堂の利用者アンケート

【こどもアンケート】

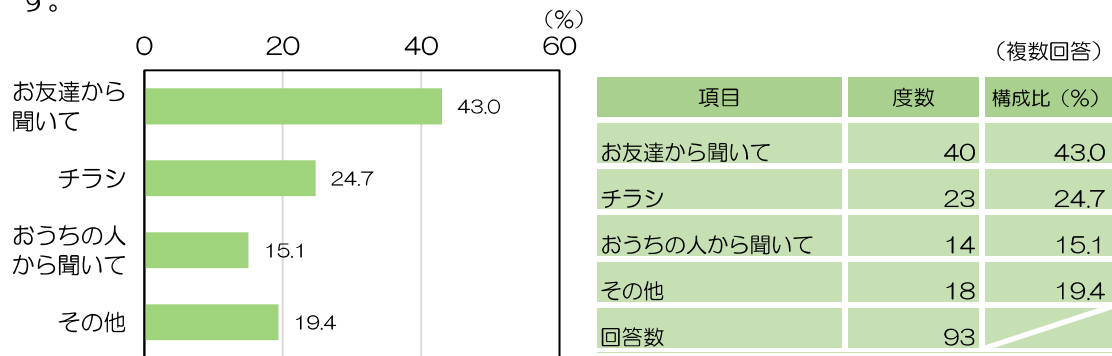
対 象：市内こども食堂利用者（こども）

実施期間：令和5年11月10日（金）～12月26日（火）

回 答 数：93 人

① こども食堂を知ったきっかけについて

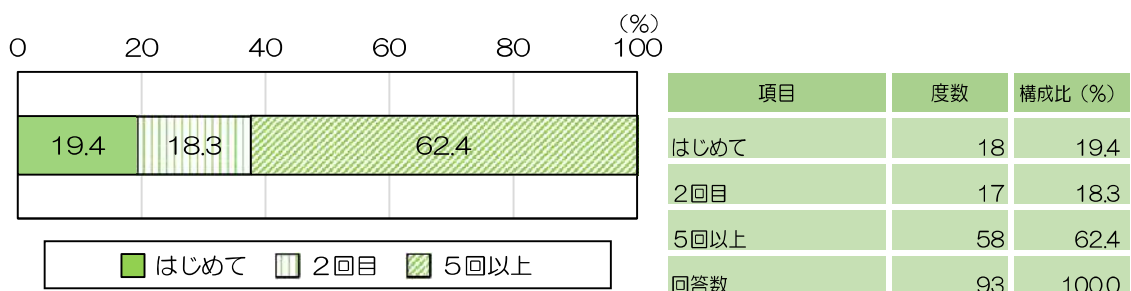
「お友達から聞いて」が43.0%で最も多く、次いで「チラシ」が24.7%となっています。



【その他】家の近く、ホームページ 等

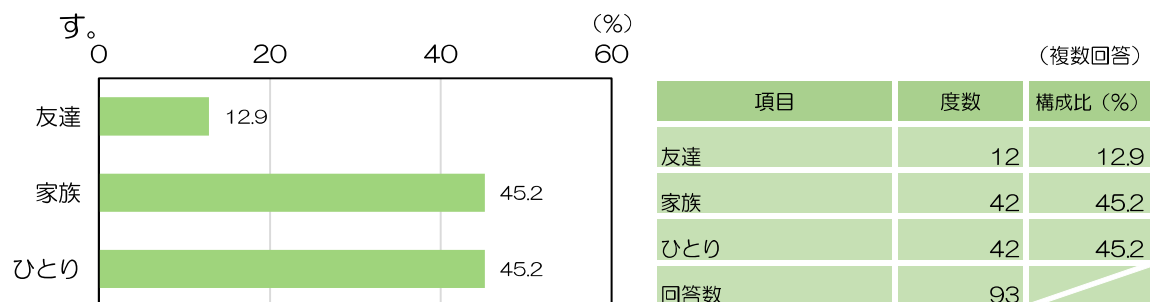
② こども食堂の利用回数について

「5回以上」が62.4%で最も多く、次いで「はじめて」が19.4%、「2回目」が18.3%となっています。



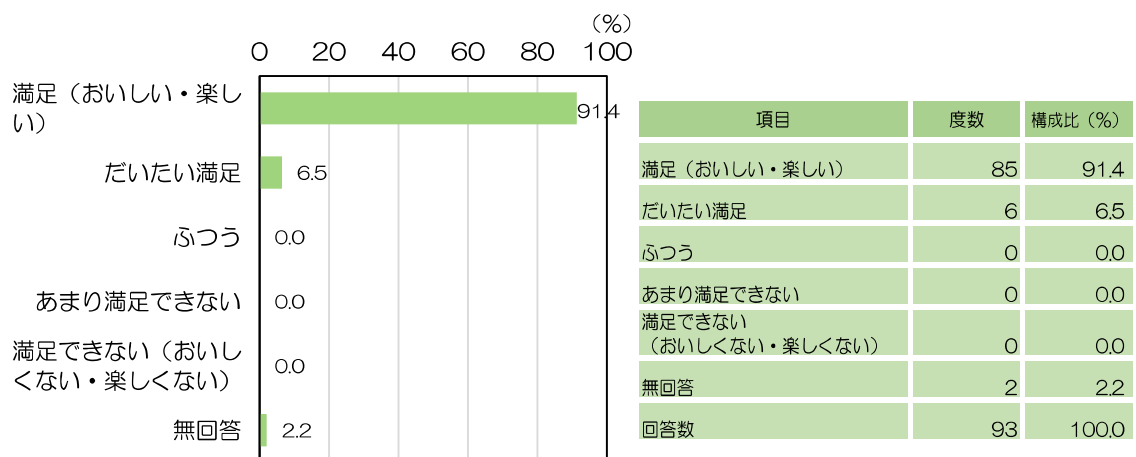
③ 一緒に来た人について

「家族」「ひとり」がともに45.2%で最も多く、次いで「友達」が12.9%となっています



④ こども食堂の感想について

「満足（おいしい・楽しい）」が91.4%で最も多く、次いで「だいたい満足」が6.5%となっています。「ふつう」「あまり満足できない」「満足できない（おいしくない・楽しくない）」という回答はありませんでした。



【保護者アンケート】

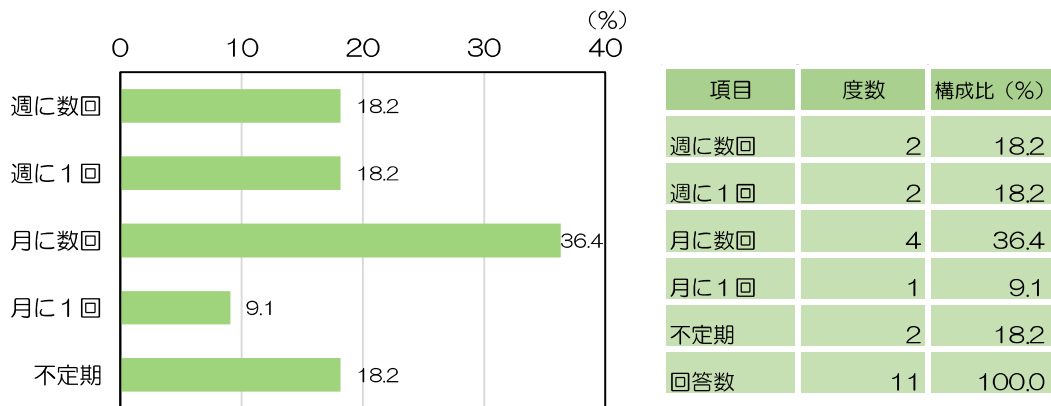
対 象：市内こども食堂利用者（保護者）

実 施 日：令和6年9月6日（金）・7日（土）

回 答 数：11人

① 利用頻度について

「月に数回」が36.4%、「週に数回」「週に1回」「不定期」が18.2%となっています。

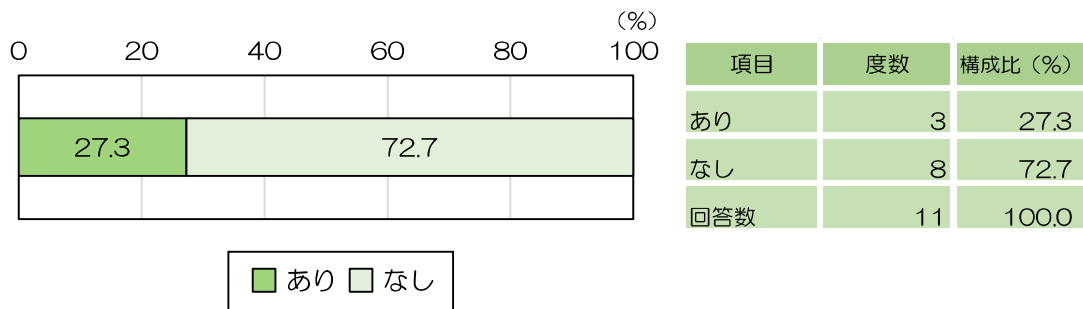


② 参加するようになったきっかけについて

- ・学習支援
- ・学校で教えてもらった
- ・SNS等で知った
- ・近所だった
- ・妊娠して大変だった

③ 相談機関等への相談について

相談機関等への相談経験は「あり」が27.3%、「なし」が72.7%となっています。



④ 子育て等の生活上の悩みについて

- ・子育てにはお金がかかる
- ・こどもの発達について
- ・母子家庭なので、勉強を教えてあげたくても教えられない
- ・平日に病院へ連れて行くのが大変
- ・おだやかに過ごしたいが、余裕がなく怒ってばかりになってしまう

⑤ 相談しやすい環境に必要なことについて

- ・支援センター等、遊びに行ったついでに気軽に相談できる場所
- ・分かりやすい相談体制
- ・LINEによる相談

⑥ 子育て支援やこどもの居場所に関わる意見や提案について

- ・市の学習支援の日数を増やしてほしい（中学生）
- ・学習支援の場が増えるとありがたい
- ・近くに学習支援がほしい

(4) こども食堂団体アンケート

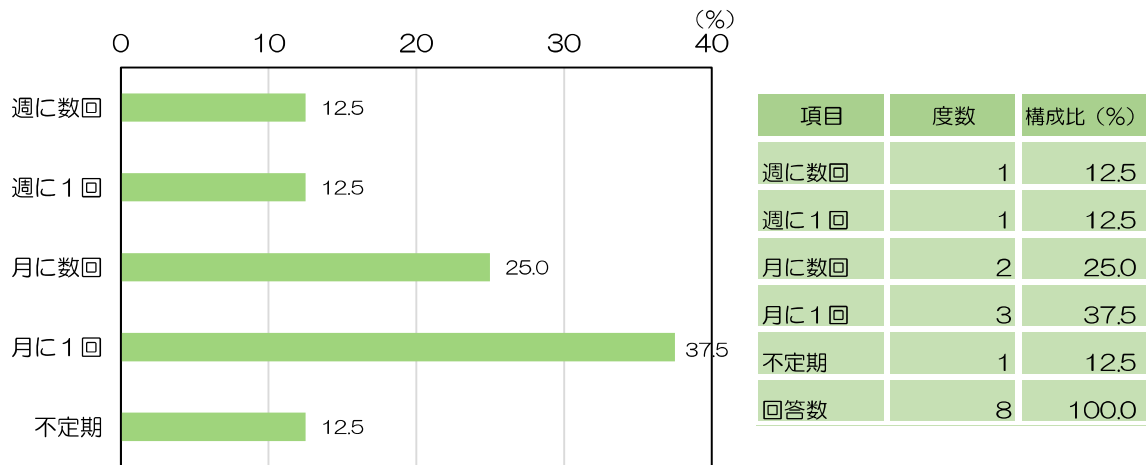
対 象：市内こども食堂団体

実施期間：令和6年8月29日（木）～9月6日（金）

回 答 数：8団体

① 活動頻度について

「月に1回」が37.5%、「月に数回」が25.0%、「週に数回」「週に1回」「不定期」が12.5%となっています。



② 活動を始めたきっかけについて

- ・ こどもの貧困を知って
- ・ 地域のコミュニケーションが取れるように
- ・ こども食堂と学習支援をするため
- ・ 他のこども食堂運営者からの依頼

③ 利用者の参加にいたるきっかけについて

- ・ 学校での紹介
- ・ 市の広報紙
- ・ 団体のチラシ

④ こどもの成長や保護者の生活等における課題について

- ・「家では食べない食材も食べるようになった」「1食でも家計には助かる」「こども食堂に来るとほっとする」という声を聞くと、生活や子育ての大変さを感じる
- ・どこまで手を伸ばしてよいのか不明な点
- ・こどもの成長過程は今も昔もそう変わらないと思うが、「子育てに自信が持てない」「しかり方が分からない」という声を聞くと、親の教育が必要と感じる
- ・こどもも保護者も、他者から世話や指導を受けることへの抵抗

⑤ 活動の中での困りごとについて

- ・活動場所に機材等の保管場所がない
- ・活動場所のスペースがほしい
- ・スタッフの高齢化
- ・対象となるこどもの確保
- ・調理者や講師の減少
- ・原資の確保

⑥ 子育て支援やこどもの居場所に関わる意見や提案について

- ・公的な場所での開催が利用者の安心や負担感なく利用できることにつながっている
- ・既存団体の活動としてのこども食堂なので、人材が多く、スタッフも活躍ができ、楽しむ居場所となっている
- ・子育て支援として、月に1回でも家族で気軽に食事ができる場所があることが、思っていた以上に反響を呼んでいる
- ・高齢者の利用もあり、交流の場にもなっている
- ・乳幼児を預かることがあるので、ベビーシットングがあると良いと思う
- ・地域に1つ「市の所有する居場所」を作り、各こども食堂が協力し合い「毎日食堂」が実現すると嬉しい
- ・「こども食堂支援事業補助金」の補助対象事業や補助額について見直しをしてほしい

7 ニーズ調査等から見えた課題と今後の方向性

ニーズ調査等の結果を受け、今後の方向性について下記のとおりまとめました。

- 子育てを主に行っている人は、就学前児童・小学生保護者ともに「父母ともに」が最も多くなっています。父母ともに安心して子育てに参加できるよう、子育てに関する知識等の普及に取り組むとともに、親同士の仲間づくりを推進します。
- 定期的な教育・保育事業について、認可保育所や幼稚園の利用希望が多くありました。また、父母ともに、小学生保護者よりも就学前児童保護者の方が育児休業の取得率が高く、子育てをしながら働ける環境が構築されつつあると考えられますが、仕事と子育てを両立するためにあれば良いと思うことについては、保育所等への入園に関する内容が多くなっており、必要な保育サービスが行き届くよう、保育施設や保育サービスのより一層の充実を図るとともに、仕事と家庭生活の調和を実現するための取組を推進します。
- 子育てに不安を抱えている保護者に対し、安心して子育てできる環境を整備するため、各種相談体制を構築します。
- 生活困窮世帯において、学習支援の希望がありました。学習支援教室の開催や生活支援、就学援助制度等の実施により、生活困窮世帯のこどもの学習意欲を高めることで貧困の連鎖を断ち切ることにつなげ、夢と希望を持って成長できる環境整備に取り組みます。
- 不登校児童生徒が急増している中、不登校児童生徒の居場所や相談しやすい環境の整備が必要であると考えられます。不登校は様々な背景や理由に起因しており、不登校の解消や未然防止、早期対応に向けて、行政だけではなく、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。
- こどもの居場所について、小・中学生を対象とした居場所や室内施設の利用希望が多くありました。既存の施設を活用し、様々なイベントの開催や遊具の設置等を行い、居場所の提供に取り組みます。
- 公園整備の希望が多くありました。こどもや親子連れが安全に利用できるよう、定期的に点検を行い、適正な維持管理に取り組みます。

8 「第2期ひがしまつやま子ども夢プラン」の検証と評価

「第2期ひがしまつやま子ども夢プラン」は、計画期間が令和2年度から6年度までの子ども・子育て関連3法に基づく計画で、毎年、検証と評価を実施しています。令和5年度までの主な検証・評価は以下のとおりです。

（1）就学前における子育て家庭への支援

「地域における子育て支援の充実」については、母子保健と児童福祉の連携を図り、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な支援に取り組みました。また、リフレッシュチケット事業では、利用できる子育て支援サービスを拡充し、在宅で子育てをしている家庭の育児負担の軽減を図りました。

「親と子の健康づくりに向けた支援」については、出生前から乳幼児期までの継続した支援や、産後の心身の不調が懸念される産婦を対象とした、よりきめ細かい訪問活動に取り組むとともに、必要な情報提供、助言、保健指導を積極的に実施しました。また、新生児を対象とした聴覚スクリーニング検査を実施し、聴覚障害の早期発見と適切な療育につなげました。

「教育・保育事業の推進」については、保育料の無償化を第2子以降に拡大し、子育て世帯における保護者負担の軽減を図りました。また、保育所の定員見直しや新たな小規模保育事業所の開設により定員増を行いました。歩くことを通じて心身の成長を促す「歩育」は、幼稚園・保育所等での日常的な取組として実施しました。

（2）学齢期の子どもたちへの支援

「学校教育など教育環境の充実」については、学習用端末を効果的に活用し、児童生徒がICT化やグローバル化等の時代に対応できる能力の育成を図りました。また、2015年にノーベル物理学賞を受賞された梶田隆章先生の生まれ育ったまちとして、理科教育に対する興味・学習意欲の高揚及び世界に羽ばたく人材の育成を目的とした「夢with Science（ウィズ サイエンス）」を実施し、児童生徒の学びを支援しました。

「子どもの居場所・体験機会の提供」については、多くの子育て関係団体や近隣大学との協働と、中学生ボランティアの参加による子育てイベントを行いました。放課後子ども教室⁷を10校から11校に、放課後児童クラブ⁸を17施設から21施設に増やす等、計画的に整備しました。

⁷ 放課後子ども教室：説明は105ページを参照。

⁸ 放課後児童クラブ：説明は105ページを参照。

（３）特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

「障害のある子どもへの支援の充実」については、一人ひとりの特性に応じた受入れ体制の充実や、専門職による保育所等の巡回訪問を実施し、支援を行いました。

「児童虐待・DVなどへの対応」については、東松山市要保護児童対策地域協議会⁹によるケース進行管理会議や虐待対応研修を実施し、関係機関との連携強化を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組みました。そのほか、市民向けの「どならない！子育て練習講座」やDV・女性相談を実施し、児童虐待等の未然防止への取組を推進しました。

「子どもの貧困対策の推進」については、生活に困窮している世帯に対し、就労支援や学習支援をはじめとする、それぞれの状況に応じた包括的な支援に取り組むとともに、関係機関と連携し、早期の自立を支援しました。また、こどもの貧困対策や地域交流の拠点として重要な役割を果たしているこども食堂に対し、安定的な活動が継続できるよう、補助制度を創設しました。

（４）青年期にかけての支援

「健全育成に向けた取組の充実」については、青少年育成東松山市民会議を中心とした青少年非行防止啓発運動である愛の一声運動や市内中学校でのあいさつ運動を継続実施しました。また、毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」では、協力団体との連携によりチラシを配布し、非行防止啓発活動を行いました。

「若者支援と次代の親の育成」については、乳幼児との触れ合いを目的として、市内中学校で赤ちゃん抱っこ体験を実施しました。

（５）子育てを応援する環境づくり

「仕事と子育ての調和の推進」については、商工会との共催による労働講座を開催し、ワークライフバランス¹⁰の普及啓発を行いました。また、男女共同参画の意識啓発のための講座開催や、男性が育児休業を取得しやすい環境づくりの働きかけを行いました。

「安全で子育てしやすい生活環境の整備」については、公園施設の維持管理や、東松山ぼたん園において、子育て世帯の利用に配慮した施設整備を行いました。

⁹ 要保護児童対策地域協議会：虐待等の様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村が児童福祉法に基づいて設置する協議会。児童相談所や学校・教育委員会、福祉事務所、警察等の地域の関係機関等によって構成される。養育能力に欠ける親や育児困難が懸念される妊婦の支援も行う。市では、平成20年4月に設置。

¹⁰ ワークライフバランス：やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

平成27年度から令和元年度までの「ひがしまつやま子ども夢プラン」では、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、「親・子ども・地域が手をつなぎ安心して子育てできるまち 東松山」の基本理念を定めました。

それを受け継いだ令和2年度から6年度の第2期計画は、「子育て」「親育ち」の支援を充実させ、社会全体がつながり、こどもが心身ともに健やかに成長し、まち中にこどもの笑顔がかがやき、また、親も地域の人々も安心して子育てし、その楽しさや喜びがあふれるまちになるよう「子どもの笑顔がかがやき、子育ての喜びあふれるまち 東松山」を基本理念としました。

これまでの理念を受け継ぐとともに、今般、「こども基本法」の制定やそれを具体化するための「こども大綱」を勘案し、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向け、「こどもの笑顔と希望にあふれ 心豊かに子育てできるまち 東松山」を基本理念とします。

この基本理念にのっとり、社会全体で、切れ目のないこどもの育ちと保護者の支援、子育て環境の充実を図り、まち中にこどもの笑顔と希望があふれ、また、親も地域の人々も安心して心豊かに子育てし、元気あふれるまちになるよう、必要な施策の推進を図ります。

基本理念

こどもの笑顔と希望にあふれ 心豊かに子育てできるまち 東松山



2 基本施策

本計画の基本理念を実現するため、こどもの成長段階及び生育環境を考慮に入れ、以下の5つの基本施策のもとに本計画を推進します。

基本施策1 就学前におけるこどもと家庭への支援

妊娠、出産から乳幼児期を通じて、親子がともに健やかに育まれるよう各種健康診査や保健指導、相談体制を充実させ、小児医療体制等の周知を図るとともに、親とこどもの育ちを支援する地域づくりを推進します。

また、不妊治療を受ける人や、出産後の育児に悩みや困難を抱える人への支援等を推進します。

併せて、就学前の教育・保育及び各種子育て支援サービスの充実に取り組みます。

基本施策2 学齢期のこどもへの支援

学校においては、学齢期のこどもに、確かな学力と自立する力や豊かな心と健やかな体を育む教育の充実を図ります。

全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら過ごせる取組を進め、悩みや困難が生じた際には適切な援助を求められる体制を整えます。

また、地域でこどもが健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域と連携して、こどもが自ら学び、遊ぶことのできる居場所づくりや、多様な体験活動に取り組むとともに、関係機関とも連携し、こどもの悩みや不登校等への対応を行います。

基本施策3 青年期にかけての支援

心身ともに健全な青少年の育成に向けて、地域と連携した非行防止活動や、こどもの心身に悪影響を与える様々な有害環境の排除に取り組めます。また、トラブルを防ぐため、インターネットの適切な利用の啓発を行います。

引きこもりや不登校、予期せぬ妊娠等に悩む若者を支援し、心身の健康を良好に保てるよう、啓発や相談対応を推進します。

青少年が将来において社会生活を円滑に営み、次代の親として育まれるための施策を推進します。

また、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、就労支援や生活相談等の体制を整えます。

基本施策4 特別な支援を必要とするこどもと家庭への支援

障害のあるこどもの教育・保育や地域生活の支援を充実させ、特別な支援を必要とするこどもや家庭に対し、地域で孤立しないよう支援を継続します。

また、こどもの権利擁護、虐待防止に関する施策やDV等への対応を推進します。

こどもの貧困に対しては、貧困の連鎖を断ち切るために、こどもの教育や経済的な支援を行います。

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているヤングケアラーの問題は、こども本人や家族に自覚がない場合もあることから、学校や地域で気づき必要な支援が届くよう、体制整備を推進します。

基本施策5 こどもの育ちを応援する環境づくり

女性の就労・再就職への支援を充実するとともに、ワークライフバランスの考え方を基本に、全ての人が仕事と家庭に生きがいを持てるよう、子育てしやすい就労環境づくりや笑顔あふれる家庭環境づくりに向けた意識啓発に取り組みます。

子育ての負担が女性保護者に偏らないよう、男女共同参画の視点からの啓発を進めるとともに、地域、企業等様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て当事者を応援する環境づくりに努めます。

また、街路や公園、各種公共施設等で親子が安全に、安心して地域で生活できる環境整備を行います。

3 施策体系

基本理念	基本施策	施策の展開	
こどもの笑顔と希望にあふれ 心豊かに子育てできるまち 東松山	【基本施策1】 就学前における こどもと家庭への 支援	1 地域における子育て 支援の充実	(1) 地域における多様な子育て支援の充実 (2) 子育て相談・情報提供の充実
		2 親と子の健康づくり に向けた支援	(1) 親の健康の確保
			(2) こどもの健康の確保
			(3) 乳幼児期の食育、歯の健康づくり
			(4) 小児医療・小児救急医療情報の提供
		3 教育・保育事業の 推進	(1) 就学前の教育・保育の充実
			(2) 多様な保育サービスの充実
			(3) 幼稚園・保育所等での食育・歩育の推進
	【基本施策2】 学齢期のこども への支援	1 学校教育等の教育環 境の充実	(1) 確かな学力と自立する力の育成
			(2) 豊かな心と健やかな体の育成
			(3) 家庭、地域の教育力の向上
			(4) 不登校児童生徒等への支援
		2 いじめ防止と人権教 育の推進	(1) いじめ防止の対策
			(2) 人権教育の推進
	【基本施策3】 青年期にかけて の支援	3 こどもの居場所・ 体験機会の提供	(1) こどもの居場所・遊び場の充実
			(2) 放課後児童対策の推進
			(3) 多様な体験機会の充実
		1 健全育成に向けた 取組の充実	(1) 非行防止の取組の充実
			(2) 有害環境の排除
	【基本施策4】 特別な支援を 必要とする こどもと家庭 への支援	2 若者支援と次代の親 の育成	(1) 若者の就職支援
			(2) 次代の親の育成
			(3) 若者支援の充実
		1 障害のあるこどもへ の支援の充実	(1) 障害のあるこどもの教育・保育の充実
			(2) 障害のあるこどもの地域生活の支援
		2 外国につながるこど もへの対応	(1) 外国につながるこどもへの支援
			(1) 児童虐待防止の推進
		3 児童虐待・DV等へ の対応	(2) DV・女性相談の充実
			(3) こどもの権利擁護の推進
		4 こどもの貧困対策の 推進	(1) 教育の支援
			(2) 生活の安定に資するための支援
			(3) 保護者に対する就労の支援
			(4) 経済的支援
	【基本施策5】 こどもの育ちを 応援する 環境づくり	1 仕事と子育ての調和 の推進	(1) 女性の就労・再就職への支援
			(2) 多様な働き方の推進に係る啓発
			(3) 男女共同参画の意識づくり
		2 安全で子育てしやすい 生活環境の整備	(1) 子育てしやすい地域環境の整備
			(2) 交通安全・事故防止対策の推進
			(3) 防災対策の推進
			(4) こどもの安全・防犯対策の推進
		3 こどもが意見を出し やすい環境づくり	(1) こどもの意見表明の機会の保障

第4章 基本施策と事業の展開

基本施策1 就学前におけるこどもと家庭への支援

1 地域における子育て支援の充実

【現状と課題】

こどもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、デジタル化等の社会的背景によって大きく変化しており、子育て支援センターソーレ・マーレを中心とした地域子育て支援拠点等だけでなく、地域全体で子育て当事者を包括的に支える取組により、孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会づくりが重要となっています。

市では、東松山市社会福祉協議会や個人・団体による子育てサークルやサロンの活動のほか、放課後児童クラブによる子育て支援事業の取組も見られます。また、これらの子育て支援団体の独立した活動のほか、定期的に懇話会を行い、団体相互に連携を図り情報共有を行っております。今後もそれぞれの団体への支援と、団体同士が連携し、より実効性のある活動となるよう子育てネットワークの充実を図ります。

このほか、在宅子育て家庭のためのリフレッシュチケット事業やブックスマイル事業を継続して実施し、子育て支援サービスの更なる充実に取り組みます。

子育て相談や情報提供に関しては、子育てコンシェルジュによるきめ細かな相談への対応や子育て支援アプリでのタイムリーな情報発信を行っています。

引き続き、相談体制の充実を図り、子育て支援に関する最新情報をはじめ、情報を分かりやすく提供していく必要があります。

(1) 地域における多様な子育て支援の充実

※各表の右上の数字は事業の通し番号を表します

(1) ※

事業名	1. 地域子育て支援拠点事業の充実
担当課	こども支援課
事業内容	子育て支援センター等において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。 また、「東松山市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設管理を図ります。 《量の見込み P114》

(2)

事業名	2. 地域における子育て支援活動への支援
担当課	こども支援課
事業内容	地域において開催されている子育てサークルやサロン等、多様な子育て支援活動への支援を行います。 子育て関係団体や近隣大学との協働により、地域ぐるみで子育て支援活動に取り組みます。

(3)

事業名	3. ファミリー・サポート・センター事業の周知
担当課	こども支援課
事業内容	こどもの送迎支援や預かり等、育児援助を受けたい人（利用会員）と、育児援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動について、チラシやホームページ等により周知を図ります。 《量の見込み P117》

(4)

事業名	4. 託児付き講座・講演会等の実施
担当課	こども支援課・生涯学習課
事業内容	ボランティアの協力による託児制度の実施や利用を促し、子育て家庭が講座・講演会等に参加しやすい環境を整えます。 また、図書館では利用者向けの託児サービスを実施し、子育て家庭の図書館利用を支援します。

(5)

事業名	5. 世代間交流の推進
担当課	こども支援課・保育課・学校教育課・高齢介護課
事業内容	子育て支援センターや幼稚園・保育所等の活動や総合福祉エリア等において、こどもと高齢者の世代間交流を推進します。



(6)

事業名	6. ブックスマイル事業の推進
担当課	こども支援課・生涯学習課・健康推進課
事業内容	ブックスタート ¹¹ やセカンドブック ¹² により、絵本を介して親子で心触れ合うひとときや心豊かな時間を持つきっかけづくりに取り組みます。 また、ブックリストを配布し、子育ての中に読書を取り入れる取組を推進します。

(7)

事業名	7. リフレッシュチケット事業の充実
担当課	こども支援課
事業内容	こどもを在宅で養育する保護者に対して、市が一時保育等の子育て支援サービスの費用を負担することにより、リフレッシュの機会の提供と育児負担の軽減を図ります。

(8)

事業名	8. 地域子育て相談機関の検討
担当課	こども支援課
事業内容	子育て世帯と継続的なつながりを持ち、こども家庭センター ¹³ と連携対応を行う身近な相談機関としてのあり方を検討します。 《量の見込み P100》

(9)

事業名	9. 災害備蓄における乳幼児用品の充実
担当課	危機管理防災課
事業内容	災害時の避難所等で乳幼児等が安全に過ごせるよう、おむつ、常温保存ミルク等の備蓄を推進します。 また、避難所に、授乳やおむつ替え用スペース等の設置に取り組みます。

¹¹ ブックスタート：赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験と絵本をセットでプレゼントする活動で、乳児健診時に、絵本の読み聞かせとプレゼントを行う。

¹² セカンドブック：3歳になると急速に言葉の発達が進む「読み聞かせ黄金期」と言われており、絵本を通して健やかに成長することを願って、3歳児健診時に市内図書館で絵本と引換えのできるチケットを配付する。

¹³ こども家庭センター：令和6年4月から、保健センター内に設置。これまで設置していた子育て世代包括支援センター（母子保健）と、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の両機能を一体的にし、より連携を強化して切れ目なく相談・支援を行うためのもの。

(2) 子育て相談・情報提供の充実

(10)

事業名	1. 子育てコンシェルジュの展開
担当課	こども支援課
事業内容	子育て支援に関する情報提供や利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。 また、地域子育て支援拠点等への積極的な訪問による相談支援や子育て支援アプリ等を活用した情報発信を行います。 《量の見込み P100》

(11)

事業名	2. 家庭児童相談室の充実
担当課	こども支援課
事業内容	子育てに対して不安を持つ親が、こどもの発育や育児の悩み等を相談しやすい環境の整備を図ります。 また、児童虐待を含む様々な相談に対応するとともに、児童相談システムの運用により、効率的な情報共有を行います。

(12)

事業名	3. 民生委員・児童委員との連携
担当課	社会福祉課・こども支援課
事業内容	ウェルカムベビー訪問 ¹⁴ 等の地域の見守り活動等を行う民生委員・児童委員と連携を図ることで、相談を必要とする子育て世帯に寄り添ったきめ細かな相談支援や情報提供を行います。

(13)

事業名	4. 家庭教育アドバイザーとの連携
担当課	こども支援課
事業内容	埼玉県が実施している、子育てに関する不安や悩みを持つ親等に対する相談活動や「親の学習」指導者として活動する家庭教育アドバイザーと連携し、気軽に相談できる体制の充実を図ります。

¹⁴ ウェルカムベビー訪問：東松山市在住の生後3か月のこどもがいる家庭に、「東松山市に生まれてきてくれてありがとう」の気持ちを届け、身近な相談相手として子育ての応援をするために地域の主任児童委員が訪問する事業。

(14)

事業名	5. 子育てハンドブック「こあらブック」の充実
担当課	こども支援課
事業内容	子育てに関する様々な情報を掲載した子育てハンドブックの内容を充実させ、分かりやすい情報提供を行います。

(15)

事業名	6. 子育て支援情報の発信
担当課	こども支援課・広報広聴課
事業内容	子育てに関する様々な情報について、ホームページ、SNS、子育て支援アプリ等を通じ、分かりやすい情報提供を行います。



2 親と子の健康づくりに向けた支援

【現状と課題】

少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化、家族関係の複雑化等の背景から、身近に相談する相手が少なく、育児について一人で悩んでいる妊産婦も少なくありません。

市では、「ひがしまつやま健康プラン21」により、各種健診や相談支援等の母子保健事業を推進し、親とこどもの健康づくりを支援しています。

こども家庭センターでは、母子保健と児童福祉の連携を図り、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な支援を行っています。

また、産後ケア事業や子育て世帯訪問支援事業等の実施により、産後の心身の不調が懸念される産婦や家事・育児等に不安や孤立感を抱えている家庭に対して、よりきめ細かい支援を行っています。

小児医療に関しては、こどもが突発的な事故や病気のために、適切な医療を受けることができるよう比企地区こども夜間救急センターや東松山消防署等の関係機関と連携し、救急医療体制の整備に取り組んでいます。

引き続き、子どもの救急ミニガイドブックや埼玉県救急電話相談（#7119番）等の小児救急に関する情報について、周知を図る必要があります。

（１）親の健康の確保

（16）

事業名	1. 「ひがしまつやま健康プラン21」の推進
担当課	健康推進課
事業内容	「ひがしまつやま健康プラン21」に基づき、世代別行動目標や取組の方向性を意識した健康づくりを推進します。

（17）

事業名	2. 母子健康手帳の交付と相談
担当課	健康推進課
事業内容	妊娠届の提出により母子健康手帳を交付し、母親が安心して妊娠、出産、子育てができるよう、正しい知識の普及、不安や悩みの解消、仲間づくり等を支援します。

(18)

事業名	3. 妊産婦健康診査の実施
担当課	健康推進課
事業内容	妊婦や産婦の健康状態及び胎児の発育状態を定期的に確認し、安心して出産を迎えられるように妊産婦健康診査を実施し、健診費用を助成します。 《量の見込み P118》

(19)

事業名	4. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施
担当課	健康推進課
事業内容	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児の養育に関すること等の相談対応や、子育て支援に関するサービスの情報提供等を行います。 《量の見込み P108》

(20)

事業名	5. 産後ケア事業の実施
担当課	健康推進課
事業内容	産後1年以内の育児不安や支援を必要とする母子に対して、助産師等の専門職が宿泊や日帰りによるサポートで健やかな育児ができるよう支援します。 《量の見込み P119》

(21)

事業名	6. 養育支援訪問事業の実施
担当課	健康推進課
事業内容	子育てについて不安や孤立感を抱えている家庭を訪問し、養育に関する相談や指導を行います。 《量の見込み P109》

(22)

事業名	7. 子育て世帯訪問支援事業の実施
担当課	こども支援課
事業内容	家事・育児等に対して不安や孤立感を抱えている家庭を訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行う子育て世帯訪問支援事業の実施と訪問支援の協力事業者の拡充を図ります。 《量の見込み P111》

(23)

事業名	8. 不妊・不育に対する支援
担当課	健康推進課
事業内容	不妊検査費・不育症検査費の助成を行うことにより、少子化対策及び次世代育成支援の推進を図ります。

(24)

事業名	9. 親子教室「パンダ教室」の開催
担当課	健康推進課
事業内容	就学前の心身の発育に心配のあるこどもと親を対象に、小集団での活動を通じて発達を促す教室を開催します。 また、同じ悩みを持つ親同士の交流を促し、不安の軽減を図ります。

(2) こどもの健康の確保

(25)

事業名	1. 乳幼児健康（検）診査（1か月児、乳児、1歳6か月児、3歳児、5歳児）の実施
担当課	健康推進課
事業内容	乳幼児健康（検）診査を実施し、こどもの健やかな成長と病気の早期発見や育児不安の軽減を図ります。 また、健康（検）診査の結果、必要な乳幼児に対して発達相談、精密検査等を行います。

(26)

事業名	2. 乳幼児健康相談、赤ちゃん相談、こども相談
担当課	健康推進課
事業内容	乳児から就学前のこどもまで、広く相談を行います。こどもの健康面だけでなく、育児に関する相談も行います。

(27)

事業名	3. 予防接種の実施
担当課	健康推進課
事業内容	予防接種法に定められているこどもの定期予防接種を市内の医療機関において行います。

(12)

事業名	4. 民生委員・児童委員との連携（再掲）
担当課	社会福祉課・こども支援課
事業内容	ウェルカムベビー訪問等の地域の見守り活動等を行う民生委員・児童委員と連携を図ることで、相談を必要とする子育て世帯に寄り添ったきめ細かな相談支援や情報提供を行います。

(3) 乳幼児期の食育、歯の健康づくり

(28)

事業名	1. 2歳児歯科健康診査の実施
担当課	健康推進課
事業内容	幼児のむし歯予防を目的に2歳児歯科健康診査を実施します。

(29)

事業名	2. 歯科口腔保健の推進に関する条例の推進
担当課	健康推進課
事業内容	歯科口腔保健の推進に関する条例に基づき、こどもとおとなの生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりを推進します。

(30)

事業名	3. 乳幼児期の食育、離乳食の指導の実施
担当課	健康推進課
事業内容	プレママパパ塾 ¹⁵ や乳幼児健康診査等の機会を活用し、乳幼児期の食育や離乳食の指導等を行います。

(31)

事業名	4. こどもクッキング、栄養相談の実施
担当課	健康推進課
事業内容	子育て家庭に対して、こどもクッキング等の機会を通じて食育を推進します。 また、栄養士による食育に関する相談を行います。

¹⁵ プレママパパ塾：初めての妊娠生活や出産の不安等を解消し、安心して妊娠生活を過ごし、出産を迎えられるようにサポートするもの。

(4) 小児医療・小児救急医療情報の提供

(32)

事業名	1. こどもの事故防止等の啓発
担当課	健康推進課・こども支援課
事業内容	こどもに起こりやすい事故や症状について、予防法や対処法等の啓発を行います。

(33)

事業名	2. 身近な小児科・産婦人科に関する医療情報の提供
担当課	健康推進課・こども支援課
事業内容	市内外の小児科や産婦人科等の最新情報について、広報紙やホームページ等を活用しながら周知を図ります。

(34)

事業名	3. 小児救急医療情報の提供
担当課	健康推進課・こども支援課
事業内容	休日当番医、比企地区こども夜間救急センター、休日歯科センター等の小児救急医療体制の周知を図ります。

(35)

事業名	4. 子どもの救急ミニガイドブックの周知
担当課	健康推進課・こども支援課
事業内容	埼玉県が作成した子どもの救急ミニガイドブックや埼玉県救急電話相談（＃7119番）等の小児救急に関する情報の周知を図ります。



3 教育・保育事業の推進

【現状と課題】

幼児期は、自我や主体性が芽生える大切な時期であり、その関わりを通じて社会性を身に付けていく等、他者との関わりや基本的な生きる力を獲得する段階に当たります。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため重要です。また、小学校教育との連携についても留意していく必要があります。

保護者の就労状況等の多様化に伴い、少子化が進行する中においても、延長保育や休日保育、一時保育等の一定の需要が続くことが予想されます。引き続き、多様な保育サービスの推進を図ります。

食育及び歩育では、こどもの健やかな心身の成長を支援するため、幼児期の健康の基本と考えられる栄養と運動の側面から、幼稚園・保育所等において、様々な機会を通じて、普及促進を図っていく必要があります。

(1) 就学前の教育・保育の充実

(36)

事業名	1. 認可保育所の充実
担当課	保育課
事業内容	保育を必要とするこどもへの対応として、必要に応じ認可保育所の定員の弾力化を図ります。

(37)

事業名	2. 地域型保育事業（小規模保育事業所等）の充実
担当課	保育課
事業内容	地域における多様な保育ニーズへの対応のほか、保育需要の高い低年齢のこどもへの対応のため、地域型保育事業（小規模保育事業所等）の充実を図ります。

(38)

事業名	3. 私立幼稚園等への入園に対する補助
担当課	保育課
事業内容	3歳以上の就学前児童について、保育所等だけでなく、幼稚園への入園も選択しやすくなるよう、市内の私立幼稚園や認定こども園の幼稚園部分に入園するこどもの保護者に対し、入園料の一部を補助します。

(39)

事業名	4. 幼稚園、保育所等、小学校の連携推進
担当課	保育課・学校教育課
事業内容	幼児教育振興懇談会を中心に、研修会や三者連絡会の開催を通して幼稚園、保育所等、小学校、その他関係者の連携や交流を進め、幼児教育の一層の振興を図ります。

(40)

事業名	5. 認定こども園等への移行支援
担当課	保育課
事業内容	既存の私立幼稚園について、認定こども園等への移行に向けた支援を実施します。

(41)

事業名	6. 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
担当課	保育課
事業内容	幼児教育・保育の無償化について、保護者や事業者に対し、積極的な情報提供や相談支援をするほか、施設監査等の実施により、教育・保育の質の向上を図ります。

(2) 多様な保育サービスの充実

(42)

事業名	1. 延長保育の実施
担当課	保育課
事業内容	保育時間の延長を必要とするこどもとその保護者について、柔軟な対応ができるよう利用者のニーズを踏まえ実施します。 《量の見込み P102》

(43)

事業名	2. 病児保育の利用促進
担当課	保育課
事業内容	病院等に付設された専用スペースで保育をする病児保育について、チラシやホームページ等により制度を広く周知し、利用を促進します。 《量の見込み P116》

(44)

事業名	3. 一時保育の充実
担当課	保育課
事業内容	家庭での保育が一時的に困難となったこどもを預かる一時保育について、案内冊子やホームページ等で各施設の詳細な情報を掲載・周知し、利用者の幅広いニーズに応えられるよう、充実を図ります。 《量の見込み P115》

(45)

事業名	4. 幼稚園での預かり保育の実施
担当課	保育課
事業内容	保育を必要とするこどもへの対応として、幼児教育・保育の無償化制度の対象となった幼稚園での保育時間を延長する預かり保育を実施します。 《量の見込み P115》

(46)

事業名	5. 子育て短期支援事業（ショートステイ）の充実
担当課	こども支援課
事業内容	保護者が疾病やその他の理由により、一時的にこどもの養育が困難となった場合等に保護を適切に行うことができる児童養護施設等の、拡充及び利用環境の改善を図ります。 《量の見込み P107》

(47)

事業名	6. 休日保育の実施
担当課	保育課
事業内容	保護者が日曜日、祝日に就労や病気等でこどもを保育できない場合に、保育所において休日保育を実施します。

(48)

事業名	7. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施
担当課	保育課
事業内容	保育所等において保護者の就労条件を問わず、こどもに適切な遊び及び生活環境を与える場の提供を令和8年度から開始します。 《量の見込み P120》

(3) 幼稚園・保育所等での食育・歩育の推進

(49)

事業名	1. 幼稚園・保育所等での食育の推進
担当課	保育課
事業内容	昼食やおやつの時間を中心に、食の大切さや栄養について教えることにより、望ましい食習慣の形成を図ります。

(50)

事業名	2. 歩育事業の推進
担当課	保育課
事業内容	幼稚園・保育所等での日常の園生活に歩育を積極的に取り入れ、こどもの心身の発達や成長を促します。



基本施策２ 学齢期のこどもへの支援

１ 学校教育等の教育環境の充実

【現状と課題】

市では、少人数教育の充実を目的とした教職員「すにいかあ職員¹⁶」を各小学校に配置するとともに、９年間の学びや育ちの連続性を重視した小中連携教育の取組として、学校間の乗り入れ授業や小学校高学年における教科担任制を一部実施しています。

また、自立する力を伸ばすことや心身ともに健やかなこどもの育成をねらいとして、消費者教育や道徳教育、世代間交流、スポーツ・文化活動等の実施や、学校、家庭、地域が一体となった学校応援団活動等に取り組んでいます。

急増している不登校の児童生徒は、様々な背景や問題を抱えており、その解決や未然防止、早期対応には、行政だけではなく、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、一人ひとりの状況に応じた支援を行うことが必要です。

（１）確かな学力と自立する力の育成

(51)

事業名	１．少人数教育「すにいかあプラン」の充実
担当課	学校教育課
事業内容	小学生を対象にした市独自の少人数教育である「すにいかあプラン」をより充実させ、一人ひとりにきめ細かな指導を行います。

(52)

事業名	２．小・中学校９年間の一貫した教育の推進
担当課	学校教育課
事業内容	中１ギャップ ¹⁷ が問題となっていることから、小・中学校において、９年間の学びや育ちの連続性を重視した取組、こどもの学習意欲を向上させる取組を推進します。

¹⁶ すにいかあ職員：東松山市の進める少人数教育「すにいかあプラン」の充実を目的に配置された教職員。ウォーキングのまちとして市のロゴに採用されているスニーカーにちなみ「すこやかに、にこやかに、いきいきと、かがやく瞳、あゆむ子ども」の頭文字をとって名付けられた。

¹⁷ 中１ギャップ：小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、不登校となったり、いじめが増加したりするという現象。

(53)

事業名	3. 消費者教育の推進
担当課	学校教育課
事業内容	自立した消費者として適切な意思決定を行い、責任ある消費行動をとることができるようにするため、こどもの発達段階に応じた消費者教育を推進します。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

(54)

事業名	1. 道徳教育の推進
担当課	学校教育課
事業内容	「彩の国の道徳」（埼玉県教育委員会作成）や、「東松山市道徳科スタンダード」（市教育委員会作成）を活用した道徳教育を推進し、心を育む教育の充実を図ります。

(5)

事業名	2. 世代間交流の推進（再掲）
担当課	こども支援課・保育課・学校教育課・高齢介護課
事業内容	子育て支援センターや幼稚園・保育所等の活動や総合福祉エリア等において、こどもと高齢者の世代間交流を推進します。

(55)

事業名	3. スポーツ活動・文化芸術に触れる機会の充実
担当課	学校教育課・生涯学習課・スポーツ課
事業内容	部活動等の学校におけるスポーツ・文化活動の充実や、こどもを対象としたスポーツや文化芸術に触れる機会の更なる充実を図ります。

(56)

事業名	4. 食に関する指導の充実
担当課	学校教育課
事業内容	小・中学校において、食に関する正しい知識や理解を深め、望ましい食生活習慣を身に付けるための指導の充実を図ります。

(57)

事業名	5. 性に関する指導の充実
担当課	学校教育課
事業内容	性に関する正しい知識と理解により、性の多様性を尊重し、適切な行動ができるこどもを育てるため、こどもの発達段階に応じて計画的に性教育を推進します。

(58)

事業名	6. 読書環境の充実と取組の推進
担当課	学校教育課・生涯学習課
事業内容	学校図書室の機能強化や活性化を図ります。 また、市立図書館等においては、小学生向け読書通帳やおすすめ本リストの配布等を行い、こどもの読書の習慣化の取組を推進します。

(59)

事業名	7. 相談しやすい体制整備
担当課	学校教育課・人権市民相談課
事業内容	こどもの人権110番、インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権SOS-eメール）、こどもの人権SOSミニレター、LINEじんけん相談等の各種取組を周知し、早期に相談できる体制を整えます。

(60)

事業名	8. こどもの性犯罪・性暴力被害防止と相談・支援
担当課	こども支援課・人権市民相談課
事業内容	全国の都道府県等が設置・運営する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」について周知を図ります。 また、相談を受けたときは関係機関と連携し対応します。

(3) 家庭、地域の教育力の向上

(61)

事業名	1. 学校応援団活動の充実
担当課	学校教育課
事業内容	学校における学習活動、安全・安心確保、環境整備等について、学校応援団の活動の充実による学校、家庭、地域が一体となった取組を一層推進します。

(62)

事業名	2. 家庭教育支援体制の充実
担当課	学校教育課・生涯学習課
事業内容	P T A活動の活性化や親が親としての力を身に付けるための「親の学習」等を通じて、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

(4) 不登校児童生徒等への支援

(63)

事業名	1. 不登校児童生徒等への支援の充実
担当課	学校教育課・こども支援課
事業内容	児童生徒や保護者の悩みや不安を解消し、健やかに学校生活を送れるよう、学校相談員、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門職員による相談支援や、行政だけではなく、学校、家庭、地域、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

(64)

事業名	2. 総合教育センターにおける支援の実施
担当課	学校教育課
事業内容	こどもの発達上の課題や精神的な悩みへの相談対応や、不登校傾向にある児童生徒を対象とした、学校復帰及び社会的自立に向けたふれあい教室における学習活動や体験活動の支援を行います。

2 いじめ防止と人権教育の推進

【現状と課題】

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会全体でいじめ問題に取り組む必要があります。市では、いじめ問題対策連絡協議会等条例及びいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止、早期発見、早期対応に取り組んでいます。

また、被害に遭っているこどもや周囲の人が相談できる体制を整え、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう人権教育の推進を図ります。

(1) いじめ防止の対策

(65)

事業名	1. いじめ防止の推進
担当課	学校教育課
事業内容	小・中学校において、いじめ問題対策連絡協議会等条例及びいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止に取り組めます。

(66)

事業名	2. いじめの早期発見・早期対応の実施
担当課	学校教育課
事業内容	小・中学校において、こどもの人権意識の育成や、家庭との連携を密にして、いじめの早期発見や早期対応に取り組めます。

(59)

事業名	3. 相談しやすい体制整備（再掲）
担当課	学校教育課・人権市民相談課
事業内容	こどもの人権110番、インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権SOS-eメール）、こどもの人権SOSミニレター、LINEじんけん相談等の各種取組を周知し、早期に相談できる体制を整えます。

(2) 人権教育の推進

(67)

事業名	1. 人権教育の推進
担当課	学校教育課・人権市民相談課
事業内容	人権尊重の教育を推進することでいじめ等の人権侵害や差別の防止を図ります。

3 こどもの居場所・体験機会の提供

【現状と課題】

こどもの自主性や豊かな心と健やかな体の育成は、こども自身が主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化に触れることで形成されていきます。

市では、こどもの居場所として、市民活動センター等での各種イベントの実施や公共施設の開放を行っています。また、こどもや親子連れが利用しやすい安全に配慮した公園の維持管理を行っています。

放課後児童対策としては、引き続き、放課後子ども教室の運営及び放課後児童クラブを計画的に整備し、放課後の適切な遊びや生活の場の提供を図っていく必要があります。

今後も、家庭はもとより、学校、地域とも連携・協働して、年齢や発達段階に応じたこどもの居場所・遊び場づくり等を推進し、自主・自立の心を育むことが大切です。このため、自然との触れ合い体験や社会参加等の多様な体験機会やボランティア活動、他世代との交流等、学校では得られない体験を通じて豊かな心や創造力、協調性を培っていく必要があります。

(1) こどもの居場所・遊び場の充実

(68)

事業名	1. こどもの居場所の提供
担当課	こども支援課・地域支援課
事業内容	市民活動センター等において、イベントの開催や、こども向けの本や遊具を設置する等、遊び場の提供を行います。 また、遊びや生活指導等を通して、こどもの心身の健康増進を図り、情操を豊かにするこどもの居場所の環境整備について検討を行います。

(69)

事業名	2. 小・中学校の施設開放
担当課	教育総務課・学校教育課・スポーツ課
事業内容	小・中学校の体育館、校庭については、スポーツ・レクリエーションの場として開放しています。教室については、学校管理上支障のない範囲で、放課後子ども教室事業等に開放します。

(70)

事業名	3. 公園の維持管理
担当課	都市計画課
事業内容	市民の憩いの場である公園については、こどもや親子連れが安全に利用できるよう、遊具の定期的な点検等を行い、適正な維持管理を行います。

(2) 放課後児童対策の推進

(71)

事業名	1. 放課後児童クラブの運営
担当課	保育課
事業内容	親が共働きである世帯等の児童を対象に、放課後児童クラブにおいて、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 《量の見込み P105》

(72)

事業名	2. 放課後子ども教室の充実
担当課	こども支援課・保育課
事業内容	放課後のこどもの居場所づくりの一環として、地域住民の協力を得て取り組みます。 また、放課後児童クラブとの合同プログラムを実施し、双方の交流を深めるとともに、スタッフの情報共有により連携を図ります。 《量の見込み P105》

(3) 多様な体験機会の充実

(73)

事業名	1. 市民活動センターでのこども向け講座の充実
担当課	地域支援課
事業内容	各市民活動センターで行われているこども向け講座や、親子で参加できる講座のより一層の充実を図ります。

(74)

事業名	2. ボランティア教育の推進
担当課	学校教育課・社会福祉課
事業内容	学校や社会福祉協議会と連携し、こどもにボランティアの意義、目的を理解してもらうため、ボランティア教育を実施します。

(75)

事業名	3. 子ども大学 ¹⁸ 実施の推進
担当課	生涯学習課
事業内容	こどもの学ぶ力を育み、地域でこどもを育てる仕組みをつくるため、近隣の大学と連携を図りながら、子ども大学の実施を推進します。

(76)

事業名	4. 子ども会活動への支援
担当課	生涯学習課
事業内容	子ども会育成者連絡協議会により連携を図り、各地区の子ども会活動を支援します。

(77)

事業名	5. 高校生・大学生との交流の推進
担当課	こども支援課
事業内容	市内及び近隣の高校・大学と連携し、高校生・大学生とこどもの交流を推進します。

(78)

事業名	6. 青少年相談員 ¹⁹ との協働
担当課	こども支援課
事業内容	地域におけるこどもの健やかな育成を図るため、青少年相談員と協働し、子ども会の行事やレクリエーション活動の充実を図ります。

¹⁸ 子ども大学：小学4年生から6年生までを対象にして、地元の大学キャンパス等で、大学教授や地域の専門家から学ぶ取組。

¹⁹ 青少年相談員：埼玉県知事の委嘱を受け、こどもの良き「お兄さん・お姉さん」として、こどもの健やかな成長のために活動するボランティア。

(79)

事業名	7. 自然と触れ合うことができる体験機会の充実
担当課	こども支援課・環境政策課
事業内容	ハイキングや野外体験活動等、こどもが自然と触れ合うことができる体験機会の充実を図ります。

(80)

事業名	8. 夢や目標の発見につながる機会の提供
担当課	こども支援課
事業内容	こどもが将来、社会人・職業人として自立していくことにつながるよう、夢や希望を持ち、目標に向かって自らの可能性に挑戦する機会の提供を図ります。



基本施策3 青年期にかけての支援

1 健全育成に向けた取組の充実

【現状と課題】

急速な情報化の進展に伴い、こどもが情報活用能力を身に付け、インターネットによる適切な情報発信・受信を行うことができるようにすることが重要な課題です。

こどものインターネット利用の低年齢化が進み、健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重要な問題も起きています。

市では、健全育成に向けた取組について、東松山モデル「つなぐ」²⁰の仕組みを運用するとともに、愛の一声運動を継続実施しています。

また、発達段階に応じた非行防止教室や、インターネットの安全な使用についての講座等を実施しています。

引き続き、次代の社会を担うこども・若者を支援するこれらの取組を充実させていくことが必要です。

(1) 非行防止の取組の充実

(81)

事業名	1. 愛の一声運動の推進
担当課	こども支援課
事業内容	青少年育成東松山市民会議を中心として、参加団体の協力を得ながら、青少年非行防止啓発運動である愛の一声運動を推進します。

(82)

事業名	2. 青少年育成推進員・少年指導委員との協働
担当課	こども支援課
事業内容	青少年育成埼玉県民会議（埼玉県知事）が委嘱している青少年育成推進員会と埼玉県公安委員会が委嘱している少年指導委員と連携を図り、非行防止に取り組みます。

²⁰ 東松山モデル「つなぐ」：家庭、学校、地域、行政、警察等が相互の連携強化でこどもを犯罪から守り、健やかな成長を支え「つなぐ」仕組み。

(83)

事業名	3. 非行防止教室の推進
担当課	学校教育課
事業内容	小・中学校において、社会のルールを守り、自分の行動に対する責任を持つことや、犯罪に巻き込まれないスキルを身に付けるための非行防止教室を行います。

(2) 有害環境の排除

(84)

事業名	1. 有害環境の排除
担当課	こども支援課・学校教育課・健康推進課
事業内容	こどもを犯罪被害から守るため、喫煙、飲酒、薬物等の危険性について正しく理解するための啓発を行います。

(85)

事業名	2. インターネットの適切な利用に関する啓発
担当課	学校教育課・こども支援課
事業内容	インターネットの長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用によるこどもの犯罪被害、トラブルを防止するために、インターネットの適切な利用について啓発を行います。



2 若者支援と次代の親の育成

【現状と課題】

こども・若者を取り巻く社会環境は少子化、核家族化、情報化等の影響を受け大きく変化し、いじめ、虐待、ニート、ひきこもり、貧困等の問題が顕在化しています。

市では、社会的・職業的自立に向けて、キャリア教育や就労支援等を実施しています。また、中学校では、命の教育の実践として乳幼児と触れ合う赤ちゃん抱っこ体験を実施しています。

今後も、こども・若者が専門性や職業性を身に付けるための取組や親になることを考えるための機会の提供等、将来に夢や希望を持てるよう支援していく必要があります。

(1) 若者の就職支援

(86)

事業名	1. 地域に根ざすキャリア教育の実施
担当課	学校教育課
事業内容	ふるさと東松山への愛着や誇りを持ち、自分の将来の夢を育むことができるよう家庭、地域、関係機関と連携して地域に根ざしたキャリア教育を推進します。

(87)

事業名	2. 就労支援の情報提供
担当課	商工観光課
事業内容	埼玉県やハローワークと連携し、就労支援の情報提供をチラシやホームページ等で行います。

(2) 次代の親の育成

(88)

事業名	1. 乳幼児との触れ合いの推進
担当課	学校教育課・こども支援課
事業内容	幼稚園等への訪問や中学校で赤ちゃん抱っこ体験を実施し、乳幼児との触れ合いを通して命の大切さを学びます。

(89)

事業名	2. 男女共同参画社会の視点に立った学習・教育の推進
担当課	学校教育課
事業内容	男女共同参画社会を形成するため、学校教育の場において、年齢に応じた学習・教育を行います。

(3) 若者支援の充実

(90)

事業名	1. 社会とのつながりの創出
担当課	こども支援課・地域支援課
事業内容	自主的に社会とつながりを持って生活し、活動できるようにするため、地域や企業、NPO等の参画も得ながら、地域の様々な活動（夏祭りや清掃活動等）への参加機会の拡充を図ります。

(91)

事業名	2. ひきこもり状態にある若者への支援
担当課	障害者福祉課
事業内容	東松山市ひきこもり等支援連絡会議でひきこもり状態にある者を把握し、関係各課と連携し支援を行います。

(92)

事業名	3. ニート・ひきこもりに対する予防対策の実施
担当課	学校教育課
事業内容	こども・若者が意識を明確にし、自己の進路を主体的に選択できるよう、成長段階に応じたキャリア教育を実施します。

(93)

事業名	4. いじめ・不登校に対する支援の実施
担当課	学校教育課・こども支援課
事業内容	いじめ防止プログラムの活用や専門職員による相談支援のほか、行政だけではなく、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

(94)

事業名	5. 高校生等への奨学資金の給付
担当課	学校教育課
事業内容	経済上の理由により就学が困難な者に対し、有用な人材を育成することを目的として、市立中学校を卒業した市内在住の高等学校等の在学者に奨学資金を給付します。

(95)

事業名	6. 若者への奨学金返還支援の実施
担当課	こども支援課
事業内容	奨学金返還者の経済的負担を軽減し、若者が将来に希望を持てるまちの実現を図ることを目的として、奨学金返還者に対して支援を行います。

(96)

事業名	7. 生活困窮世帯に対する相談支援
担当課	社会福祉課
事業内容	こども・若者のいる生活困窮世帯に対し、進学・就労・住まい・家計等の生活の困りごとについて、関係機関と連携し、包括的な相談支援を行うことで、世帯の自立を支援します。

(97)

事業名	8. 予期せぬ妊娠等への相談支援
担当課	健康推進課
事業内容	予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等に対して相談支援を行い、医療・福祉等の適切な支援につなげます。

基本施策４ 特別な支援を必要とするこどもと家庭への支援

１ 障害のあるこどもへの支援の充実

【現状と課題】

障害や発達の特性を早期に発見・把握し、地域における、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携した切れ目ない一貫した支援を早い段階から行っていくことが重要です。

市では、一人ひとりの特性に応じた受入れ体制の充実や保育所等への巡回訪問支援のほか、特別支援教育として、個別の指導計画に基づいた介助員の配置等の必要な支援や総合教育センターでの就学支援の指導助言を行っています。

安心してともに暮らすことができる地域づくりを進めるために、地域における障害のあるこどもの支援体制の強化や一人ひとりのニーズに応じた専門的な支援を充実させることが必要です。

東松山市地域自立支援協議会の取組を通じ、障害のあるこどもの地域生活を支えるため、療育や進路選択等に関する支援を引き続き行います。

（１）障害のあるこどもの教育・保育の充実

(98)

事業名	1. 幼稚園・保育所等での障害のあるこどもの受入れ体制の充実
担当課	保育課
事業内容	幼稚園・保育所等において、障害のあるこども一人ひとりの特性に応じた支援の充実を図ります。

(99)

事業名	2. 幼稚園・保育所等への巡回訪問の実施
担当課	保育課
事業内容	障害のあるこどもが通う幼稚園・保育所等を訪問し、集団生活が行えるように、スタッフの支援を行う巡回訪問を継続して実施します。

(100)

事業名	3. 特別支援教育の充実
担当課	学校教育課
事業内容	特別支援教育では、特別な教育的支援を要することも一人ひとりの特性に応じ、適切な指導と必要な支援を行います。

(2) 障害のあるこどもの地域生活の支援

(101)

事業名	1. 「東松山市市民福祉プラン」に基づく支援の充実
担当課	障害者福祉課
事業内容	「東松山市市民福祉プラン」に基づき、障害のあるこどもの育ちや学び、日常生活にかかる支援、文化・スポーツ活動の機会の充実に図ります。

(102)

事業名	2. 障害児通所支援の充実
担当課	障害者福祉課
事業内容	障害のあるこどもが地域で適切な療育支援が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援の充実に図ります。

(103)

事業名	3. 東松山市地域自立支援協議会との連携
担当課	障害者福祉課
事業内容	東松山市地域自立支援協議会に設置した、障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議や進路支援連絡会議等の活動により、障害のあるこどもの療育や進路選択等に関する支援を行います。

(104)

事業名	4. 特別児童扶養手当等の支給
担当課	障害者福祉課
事業内容	国・県の制度に基づき、障害のあるこどもや障害のあるこどもを養育している人を対象に、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、在宅重度心身障害者手当、自立支援医療（育成医療）を支給します。

2 外国につながるこどもへの対応

【現状と課題】

国際化の進展に伴い、海外から帰国したこどもや外国籍のこども等、外国につながるこどもが増加傾向にあります。

外国につながるこどもや保護者等に対し、就学支援、適応支援、日本語指導等、一人ひとりの状況に応じた支援の推進が必要です。

(1) 外国につながるこどもへの支援

(105)

事業名	1. 子育て支援事業の利用等における支援
担当課	こども支援課
事業内容	外国につながるこどもの入園・入学手続きや子育て支援事業の利用が円滑にできるよう、子育てコンシェルジュが可能な支援を行います。

(106)

事業名	2. 学校生活における教育支援
担当課	学校教育課
事業内容	学校生活へ円滑に適應できるよう、日本語の指導を行うための教員等の配置や特別教育課程の編成等、教育支援の充実を図ります。



3 児童虐待・DV等への対応

【現状と課題】

全国的に児童虐待相談件数は年々増加の傾向にあります。これは、虐待の可能性のある状態が見逃がされなくなってきたこと、社会的に虐待を防止する良い情勢と考えられます。

しかし、こどもの生命が奪われる等重大な事例も発生し、深刻な社会問題となっており、こどもの生命と安全で安心な生活を社会全体で守ることが必要です。

市では、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、東松山市要保護児童対策地域協議会における会議や研修会の開催、日々の事例対応を通じて、関係機関との連携強化を図っています。また、家庭児童相談室では、専門の相談員が養護相談、育成相談をはじめ、こどもに関する様々な問題に対応しています。

児童虐待の未然防止としては、すすく子育て練習講座を開催するほか、11月の児童虐待防止推進月間では、オレンジリボンキャンペーン²¹を行い、児童虐待防止のための啓発活動に取り組んでいます。

今後も、専門職の適切な配置と一層の関係機関との連携により、児童虐待の防止やDV・女性相談等、特別な支援を必要とするこどもや家庭に対しての支援やこどもの権利擁護に関する啓発を継続して推進していくことが重要です。

(1) 児童虐待防止の推進

(107)

事業名	1. 児童虐待防止対策の推進
担当課	こども支援課
事業内容	東松山市要保護児童対策地域協議会の関係機関等において、会議や通告対応を通じて連携強化を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。 また、広く市民から情報を得るための広報活動を行います。

(108)

事業名	2. こども家庭センター事業の充実
担当課	こども支援課・健康推進課
事業内容	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに関する相談支援をつなぐマネジメント（サポートプラン作成）及び子育て世帯の支援体制構築等を行い、母子保健と児童福祉の切れ目のない支援と連携強化により、ワンストップの相談支援を行います。

²¹ オレンジリボンキャンペーン：「こども虐待のない社会の実現」を目指す全国的な市民運動。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色はこどもたちの明るい未来を表している。

(11)

事業名	3. 家庭児童相談室の充実（再掲）
担当課	こども支援課
事業内容	子育てに対して不安を持つ親が、こどもの発育や育児の悩み等を相談しやすい環境の整備を図ります。 また、児童虐待を含む様々な相談に対応するとともに、児童相談システムの運用により、効率的な情報共有を行います。

(109)

事業名	4. すくすく子育て練習講座の実施
担当課	こども支援課
事業内容	子育てに悩む保護者等を対象に、体験型子育て練習講座や参加者の日々の子育ての話を聴きながら、講座のエッセンスを織り交ぜた会話形式の講座を実施し、育児の負担軽減や児童虐待の予防を図ります。

(2) DV・女性相談の充実

(110)

事業名	1. DV・女性相談の充実
担当課	人権市民相談課
事業内容	DV等の暴力被害は、配偶者暴力相談支援センターを中心として、警察、県、関係機関等と連携し相談体制の充実を図ります。 また、人間関係、家族・夫婦（パートナーを含む）間における問題、女性特有の問題等について相談体制の充実を図ります。

(3) こどもの権利擁護の推進

(111)

事業名	1. こどもの権利擁護に関する啓発の推進
担当課	こども支援課・人権市民相談課
事業内容	市民に対してあらゆる機会を通じて、こどもの意見表明権を重視したこどもの権利擁護を図るための啓発活動を推進します。

4 こどもの貧困対策の推進

【現状と課題】

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面等の様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、令和3年の日本のこどもの貧困率は11.5%で、9人に1人のこどもが貧困状態にあります。経済的理由により就学困難な状況にあるために就学援助を受けている全国の小・中学生の割合は、令和4年度で13.9%とされています。高等学校や大学等への進学率は、生活保護被保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭のこどもは、全世帯のこどもと比べて、低い水準となっています。

市では、こどもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭等への支援策として、生活の安定と自立促進のために児童扶養手当や高等職業訓練促進給付金等を支給しています。また、就学援助制度の実施により、準要保護児童等を対象に学用品費や給食費を援助する等、貧困の連鎖を断ち切るよう様々な支援を行っています。

今後も、教育の支援、生活の安定に資するための支援等のこどもの貧困対策に関する有効な施策を充実させていくことが必要です。

(1) 教育の支援

(38)

事業名	1. 私立幼稚園等への入園に対する補助（再掲）
担当課	保育課
事業内容	3歳以上の就学前児童について、保育所等だけでなく、幼稚園への入園も選択しやすくなるよう、市内の私立幼稚園や認定こども園の幼稚園部分に入園するこどもの保護者に対し、入園料の一部を補助します。

(41)

事業名	2. 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上（再掲）
担当課	保育課
事業内容	幼児教育・保育の無償化について、保護者や事業者に対し、積極的な情報提供や相談支援をするほか、施設監査等の実施により、教育・保育の質の向上を図ります。

(112)

事業名	3. 経済的に困窮するこどもへの学習・生活支援
担当課	社会福祉課
事業内容	経済的に困窮するこども・若者に対する学習支援教室を開催するとともに、世帯も含めて対象とする生活支援や受験料補助を行います。

(113)

事業名	4. 就学援助制度の実施
担当課	学校教育課
事業内容	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の世帯を対象に、就学に必要な学用品費や給食費等を援助します。

(94)

事業名	5. 高校生等への奨学資金の給付（再掲）
担当課	学校教育課
事業内容	経済上の理由により就学が困難な者に対し、有用な人材を育成することを目的として、市立中学校を卒業した市内在住の高等学校等の在学者に奨学資金を給付します。



(2) 生活の安定に資するための支援

(10)

事業名	1. 子育てコンシェルジュの展開（再掲）
担当課	こども支援課
事業内容	子育て支援に関する情報提供や利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。 また、地域子育て支援拠点等への積極的な訪問による相談支援や子育て支援アプリ等を活用した情報発信を行います。 《量の見込み P100》

(11)

事業名	2. 家庭児童相談室の充実（再掲）
担当課	こども支援課
事業内容	子育てに対して不安を持つ親が、こどもの発育や育児の悩み等を相談しやすい環境の整備を図ります。 また、児童虐待を含む様々な相談に対応するとともに、児童相談システムの運用により、効率的な情報共有を行います。

(17)

事業名	3. 母子健康手帳の交付と相談（再掲）
担当課	健康推進課
事業内容	妊娠届の提出により母子健康手帳を交付し、母親が安心して妊娠、出産、子育てができるよう、正しい知識の普及、不安や悩みの解消、仲間づくり等を支援します。

(96)

事業名	4. 生活困窮世帯に対する相談支援（再掲）
担当課	社会福祉課
事業内容	こども・若者のいる生活困窮世帯に対し、進学・就労・住まい・家計等の生活の困りごとについて、関係機関と連携し、包括的な相談支援を行うことで、世帯の自立を支援します。

(114)

事業名	5. こども食堂への支援
担当課	こども支援課
事業内容	こども食堂を運営する団体・個人について、運営費の補助や市民へ活動内容の周知を行います。 また、フードドライブ実施時は、こども食堂へ食品の提供を行います。

(115)

事業名	6. 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知
担当課	こども支援課
事業内容	ひとり親家庭等の経済的自立や、扶養しているこどもの福祉増進のため、埼玉県が行っている資金の貸付制度について周知を図ります。

(116)

事業名	7. 安定した住環境づくりの推進
担当課	住宅建築課
事業内容	住まいの確保が必要な人へのセーフティネットとして、市営住宅等の情報提供を行います。

(117)

事業名	8. ヤングケアラーの実態把握及び相談支援の充実
担当課	こども支援課・社会福祉課・障害者福祉課・高齢介護課 学校教育課
事業内容	ヤングケアラーの実態把握に努め、相談支援の充実を図ります。

(3) 保護者に対する就労の支援

(87)

事業名	1. 就労支援の情報提供（再掲）
担当課	商工観光課
事業内容	埼玉県やハローワークと連携し、就労支援の情報提供をチラシやホームページ等で行います。

(118)

事業名	2. 創業支援の充実
担当課	商工観光課
事業内容	商工会と連携し、創業塾や創業セミナー、創業相談を行います。

(119)

事業名	3. 高等職業訓練促進給付金等の支給
担当課	こども支援課
事業内容	ひとり親家庭の就労を支援するため、就業につながる資格の取得を目的として、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等を支給します。

(4) 経済的支援

(120)

事業名	1. 児童手当・こども医療費の支給
担当課	こども支援課
事業内容	国・県の制度に基づき、こどもがいる家庭の生活の安定とこどもの福祉の増進を図るため、18歳年度末までのこどもを養育している人に児童手当、こども医療費を支給します。

(121)

事業名	2. 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の支給
担当課	こども支援課
事業内容	国・県の制度に基づき、ひとり親家庭等の自立やこどもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費を支給します。

(122)

事業名	3. 遺児手当の支給
担当課	こども支援課
事業内容	遺児（父母又はそのいずれかを死亡により失った義務教育修了前の児童）を扶養している市内在住の人に遺児手当を支給します。

(123)

事業名	4. 生活保護の実施
担当課	社会福祉課
事業内容	生活保護の実施により、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向けた支援を行います。

基本施策5 こどもの育ちを応援する環境づくり

1 仕事と子育ての調和の推進

【現状と課題】

市の女性の労働力率は以前よりも各年代で高まり、30歳代前後の女性の就労率が落ち込む、いわゆる「M字カーブ」の底は浅く、勾配も緩やかになっていることから、保育所等の整備や企業の育児休業制度の充実により、子育てしながら働ける環境が構築されつつあると考えられますが、更なる「M字カーブ」の解消に向けた取組が必要です。

こども・子育て支援に関するアンケート結果によると、こどもが生まれた時の育児休業取得率は母親が51.5%（就学前児童保護者）、36.6%（小学生保護者）に対し、父親の育児休業取得率は13.3%（就学前児童保護者）、3.9%（小学生保護者）になっています。

市では、女性の就労支援と再就職のための情報提供を行うほか、男女共同参画の意識啓発のための講座等を開催していますが、引き続き、国、県や関係団体と連携して広く啓発活動を行い、多様な働き方の実現やワークライフバランスを推進していく必要があります。

（１）女性の就労・再就職への支援

（124）

事業名	1. 女性の就労支援と再就職のための情報提供の充実
担当課	商工観光課・人権市民相談課
事業内容	職業能力開発講座を始めとする講演会や起業、女性の就労支援のための情報提供をチラシやホームページ等で行います。

（118）

事業名	2. 創業支援の充実（再掲）
担当課	商工観光課
事業内容	商工会と連携し、創業塾や創業セミナー、創業相談を行います。

(2) 多様な働き方の推進に係る啓発

(125)

事業名	1. ワークライフバランスの普及啓発
担当課	商工観光課・人権市民相談課
事業内容	市内の企業や市民に向けて、ワークライフバランスの認識を深めるよう、普及啓発を推進します。

(126)

事業名	2. くるみんマークの周知
担当課	商工観光課
事業内容	子育てサポート企業として厚生労働省から認定を受けた証であるくるみんマークについて、市内事業者の働き方の見直しに向けた取組を促進するため、周知を図るとともに、意識啓発を推進します。

(3) 男女共同参画の意識づくり

(127)

事業名	1. 男女共同参画の意識啓発
担当課	人権市民相談課
事業内容	男女共同参画社会に関する各種講座の実施や、広報活動を行うことにより意識啓発に努めます。

(128)

事業名	2. プレママパパ塾への父親参加の促進
担当課	健康推進課
事業内容	母親だけでなく父親が、妊娠、出産、育児に関する基本的な知識、技術を学ぶことと、親同士の仲間づくりを支援するため、プレママパパ塾を開催しています。父親が積極的に育児に参加するよう、プレママパパ塾への父親の参加を促し、ともにこどもを育てる意識啓発を図ります。

(129)

事業名	3. 男性の育児休業取得の促進
担当課	人権市民相談課・人事課
事業内容	育児・介護休業法の周知を図るとともに、市内事業所に男性が育児休業を取得しやすい環境づくりの働きかけを行います。 市職員については、特定事業主行動計画に基づき男性の育児休業取得を推進します。



2 安全で子育てしやすい生活環境の整備

【現状と課題】

市では、公共施設のバリアフリー化を進めており、子育て世代が円滑に利用できる環境を整えています。今後も、妊産婦やこども連れの人、障害者、高齢者等の誰もが安心・安全・快適に暮らせるまちの創造に取り組む必要があります。

また、交通事故や犯罪等の被害を未然に防ぐため、交通安全教育の充実や防犯意識の向上を図るとともに、災害時に安心して避難できるよう、地域の安全設備の整備や防災力の向上に取り組みます。

（１）子育てしやすい地域環境の整備

(130)

事業名	1. 公共施設の子育てバリアフリーの推進
担当課	こども支援課
事業内容	公共施設において、子育て世帯にやさしいトイレや授乳室の整備等こどもを連れた人が利用しやすい施設整備を推進します。

（２）交通安全・事故防止対策の推進

(131)

事業名	1. 交通安全教育の充実
担当課	地域支援課・学校教育課・保育課
事業内容	幼稚園・保育所等、小・中学校での交通安全教室を通じて、歩行に必要なルールやマナー、自転車の乗り方の教育を実施し、交通安全教育の充実を図ります。

(132)

事業名	2. 通学路等の安全性の確保
担当課	学校教育課・道路課
事業内容	通学路等の点検や道路交通環境の整備を行い、こどもの安全な通行の確保を行います。

(3) 防災対策の推進

(133)

事業名	1. 防災訓練・防災教育の実施
担当課	危機管理防災課・学校教育課・保育課
事業内容	地震や火災等に備えて、幼稚園・保育所等、小・中学校で防災訓練等を通じて防災教育を実施します。

(9)

事業名	2. 災害備蓄における乳幼児用品の充実（再掲）
担当課	危機管理防災課
事業内容	災害時の避難所等で乳幼児等が安全に過ごせるよう、おむつ、常温保存ミルク等の備蓄を推進します。 また、避難所に、授乳やおむつ替え用スペース等の設置に取り組みます。

(4) こどもの安全・防犯対策の推進

(134)

事業名	1. 防犯意識の啓発
担当課	学校教育課・保育課
事業内容	こどもが犯罪に巻き込まれないよう、防犯教室を実施する等の防犯意識の啓発を図ります。

(135)

事業名	2. 防犯パトロールへの支援
担当課	地域支援課
事業内容	自治会やボランティアが実施している通学路での防犯パトロールへの支援を行うとともに、自主防犯ボランティアの拡大・育成を図ります。

(136)

事業名	3. こども110番の家の充実
担当課	学校教育課
事業内容	こどもが不審者から逃げ込む場所として、地域の協力者に依頼し実施しているこども110番の家の一層の充実を図ります。

3 こどもが意見を出しやすい環境づくり

【現状と課題】

こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として、意見表明と自己決定を行う主体です。こども・若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる機会をつくり、その意見を聴き、社会参画を保障することが重要です。

(1) こどもの意見表明の機会の保障

(137)

事業名	1. 「こどもの権利条約」の周知
担当課	こども支援課・人権市民相談課
事業内容	意見表明の権利等について定めている「こどもの権利条約」について周知します。

(111)

事業名	2. こどもの権利擁護に関する啓発の推進（再掲）
担当課	こども支援課・人権市民相談課
事業内容	市民に対してあらゆる機会を通じて、こどもの意見表明権を重視したこどもの権利擁護を図るための啓発活動を推進します。



第5章 子ども・子育て支援事業計画

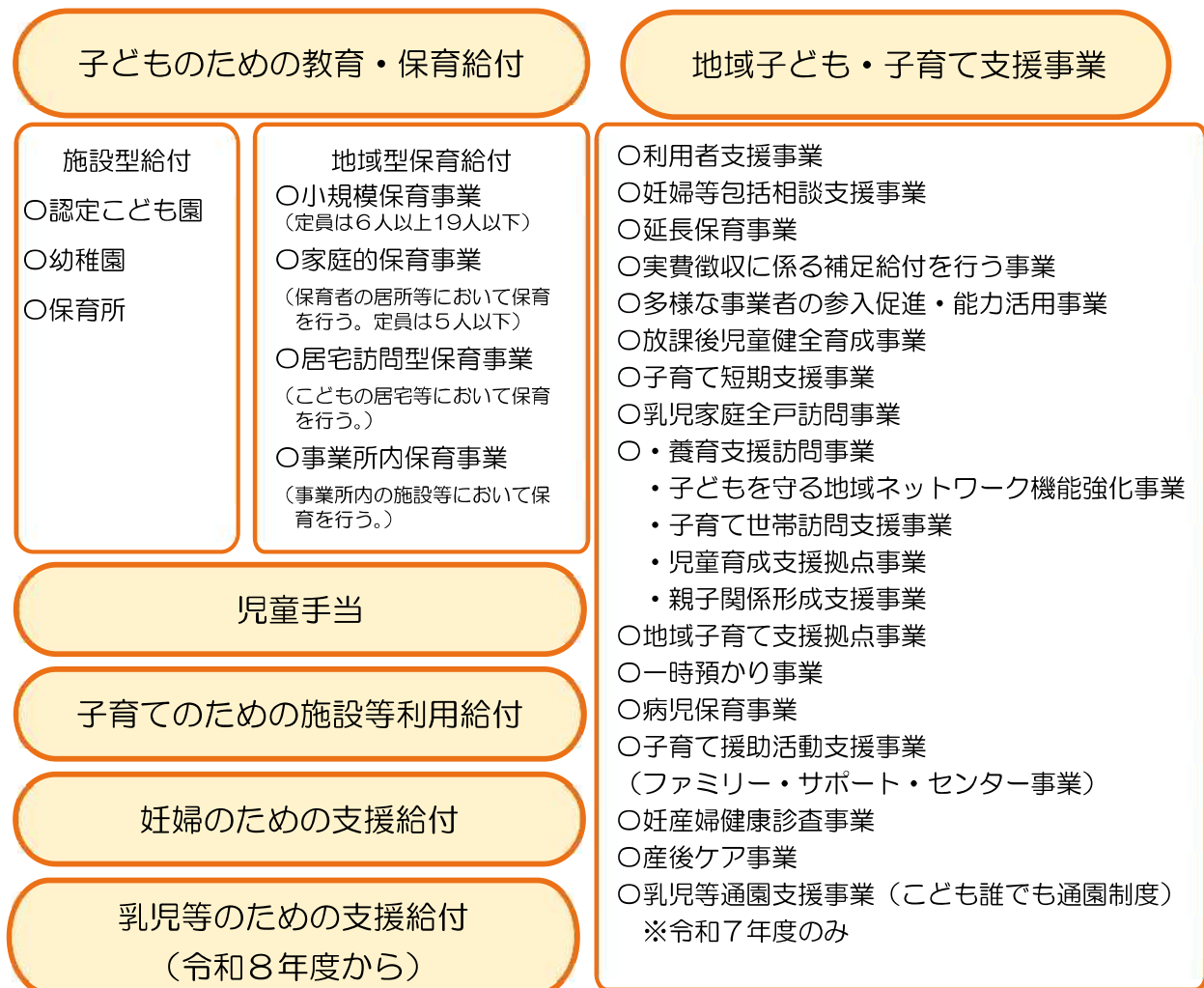
1 子ども・子育て支援制度に基づく内容

(1) 前提となる事項

子ども・子育て支援制度のもとでは、教育・保育を必要とする保護者から申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で給付します。

給付については、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付、市町村が認可する小規模保育事業等への給付である地域型保育給付により、地域の子育て支援事業の充実を図ります。

■子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業等の全体像



■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		3歳以上	3歳以上	3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり	保育の必要性あり
利用 可能 施設	認定こども園	●	●	●
	幼稚園	●		
	保育所		●	●
	地域型保育事業			●

(2) 量の見込みの算出及び教育・保育の提供区域の設定

本計画では、令和5年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、国の基本指針に沿って5年の計画期間（令和7年度から11年度）における、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を設定し、これを踏まえた上で、事業の需要量の見込みや具体的な教育・保育の提供方針としての確保の内容を定めています。

また、国の基本指針では、上記の量の見込みと確保の内容を設定する単位として、各自治体において教育・保育の提供区域（以下「提供区域」という。）を定めることとなっています。提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

市では、児童人口の推計や市の教育・保育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、前計画に引き続き、提供区域を大きくする方が、利用者のサービス利用の際の選択肢が拡大する等のメリットが大きいと考えられることから、市全域を1つの提供区域として設定することとします。

（３）教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容

教育・保育事業を一体的に提供することは、単に認定こども園の推進にとどまらず、こどもが健やかに成長できるようこどもの視点で検討する必要があります。

市では、これまでも幼稚園、保育所等の相互連携を図ってきたほか、幼児教育振興懇談会で幼稚園、保育所等と小学校の職員が一堂に会する機会を設ける等、三者の連携を図ってきました。今後も、このような連携を重視し、こどもの育ちを支援します。

また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設ですが、利用者のニーズ、施設・設備等の状況、設置者の意向を踏まえて、検討していきます。

2 教育・保育事業

(1) 1号認定：満3歳以上で教育を希望（認定こども園・幼稚園）

■事業の概要

教育を希望する満3歳から小学校就学前までのこども（1号認定）を幼稚園・認定こども園で預かり、年齢にふさわしい適切な環境の中で教育を提供します。

■現状と課題

1号認定を受けたこどもへの教育は、市内6か所の幼稚園と2か所の認定こども園（幼稚園型）で実施していますが、在園児数は減少傾向にあります。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

満3歳以上		令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み		1,052	973	915	906	861	864
（確保方策） ②提供量	幼稚園		1,575	1,295	1,295	1,295	1,295
	認定こども園 （幼稚園部分）		197	334	334	334	334
	市外施設		10	10	10	10	10
	計		1,782	1,639	1,639	1,639	1,639
過不足②－①			809	724	733	778	775

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みに対して、幼稚園・認定こども園については、提供量が上回っていることから、現在の幼稚園・認定こども園の運営を維持していきます。

(2) 2号認定：3歳以上で保育を希望（認定こども園・保育所等）

■事業の概要

保護者が働いている等の理由により、日中の保育を必要とする3歳以上のこども（2号認定）を預かり、保育します。

■現状と課題

2号認定を受けたこどもへの保育は、市内21か所（公立保育所5か所、民間保育所12か所、認定こども園2か所、企業主導型保育事業所2か所）で実施しています。ニーズ量に対し、提供量が不足していることが課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

3歳以上		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み		944	1,033	1,017	1,000	988	973
(確保方策) ②提供量	保育所		846	846	856	856	856
	認定こども園 (保育所部分)		60	123	123	123	123
	企業主導型保育事業		12	12	12	12	12
	市外施設		27	27	27	27	27
	計		945	1,008	1,018	1,018	1,018
過不足②－①			△88	△9	18	30	45

■提供量の確保方策

幼稚園の認定こども園等への移行支援、保育所の定員の弾力化等により、ニーズ量に対応していきます。

(3) 3号認定：3歳未満で保育を希望（認定こども園・保育所・地域型保育事業等）

■事業の概要

保護者が働いている等の理由により、日中の保育を必要とする3歳未満のこども（3号認定）を預かり、保育します。

■現状と課題

3号認定を受けたこどもへの保育は、市内27か所（公立保育所5か所、民間保育所12か所、小規模保育事業所8か所、企業主導型保育事業所2か所）で実施しています。ニーズ量に対し、提供量が不足していることが課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

0歳		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み		101	147	147	143	143	143
(確保方策) ②提供量	保育所		90	90	92	92	92
	地域型保育事業		33	39	42	42	42
	企業主導型保育事業		6	6	6	6	6
	市外施設		3	3	3	3	3
	計		132	138	143	143	143
過不足②－①			△15	△9	0	0	0
1, 2歳		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み		643	604	602	590	584	578
(確保方策) ②提供量	保育所		404	404	412	412	412
	認定こども園 (保育所部分)		0	26	26	26	26
	地域型保育事業		102	114	130	130	130
	企業主導型保育事業		12	12	12	12	12
	市外施設		16	16	16	16	16
	計		534	572	596	596	596
過不足②－①			△70	△30	6	12	18

■提供量の確保方策

幼稚園の認定こども園等への移行支援、小規模保育の充実、保育所の定員の弾力化等により、ニーズ量に対応していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

■事業の概要

こども及びその保護者等、または妊娠している人がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用することができるよう、情報集約や提供等の必要な支援を行います。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

■現状と課題

利用者支援事業の基本型を1か所で実施し、子育てコンシェルジュを2名配置し、個人のニーズや要望に応じて、情報提供及び相談・助言を行っています。

令和6年度から、母子保健機能と児童福祉機能を有したこども家庭センターを開設し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行っています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：か所)

基本型	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① ニーズ量の見込み	1	1	1	1	1	1
②提供量(確保方策)		1	1	1	1	1
過不足②－①		0	0	0	0	0
こども家庭センター型 ※令和5年度まで子育て世代包 括支援センターとして実施	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	1	1	1	1	1	1
②提供量(確保方策)		1	1	1	1	1
過不足②－①		0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	—	1	1	1	1	1
②提供量(確保方策)		0	0	1	1	1
過不足②－①		△1	△1	0	0	0

■提供量の確保方策

基本型とこども家庭センター型については、現在の運用を継続します。

また、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる地域子育て相談機関の整備について、今後のニーズ等を勘案しながら、令和9年度から1か所で実施する方向性で検討します。

(2) 妊婦等包括相談支援事業

■事業の概要

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。

■現状と課題

令和4年度から実施している伴走型相談支援事業を、令和7年度より名称を変更して実施します。令和6年度開設となったこども家庭センターにおいて、妊娠から出産後の面談等を通じて継続的な支援を行います。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：年間の延べ利用者数)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	1,621	1,629	1,578	1,527	1,476	1,425
②提供量(確保方策)		1,629	1,578	1,527	1,476	1,425
過不足②－①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

利用者の様々なニーズに対応し、柔軟に継続的な支援を行える体制の確保に取り組めます。



(3) 延長保育事業

■事業の概要

就労時間の延長等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合、各保育施設での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

■現状と課題

市内の各保育施設のうち、保育標準時間（11時間）を超える開所時間を設定している施設は23か所あります。朝は、午前7時からが最も早く、夜は、午後8時までが最も遅い時間帯となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	432	500	500	500	500	500
②提供量（確保方策）		1,396	1,396	1,264	1,264	1,264
過不足②－①		896	896	764	764	764

■提供量の確保方策

延長保育利用希望者に対しては、現在の施設数でまかなうことが可能となっています。各保育施設における保護者の延長保育のニーズに対応し、柔軟に受け入れます。

（４）実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業の概要

私立幼稚園に通うこどもの保護者の世帯収入の状況等を勘案し、保護者が支払うべき実費徴収のうち、給食（副食材料費分に限る。）や日用品・文房具等に要する費用を助成する事業です。

■現状と課題

令和6年度現在、私立幼稚園に通うこどもに係る副食材料費分の補助のみ実施しており、日用品・文房具等に要する費用の補助は実施していません。

副食材料費分の補助については、国が示す基準である年収360万円未満相当の世帯、第3子以降（同一世帯に3歳から小学校3年生までのこどもが3人以上いる場合で、かつ3人目以降に該当する場合）又は生活保護被保護世帯を対象としています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	192	200	188	186	177	178
②提供量（確保方策）		200	188	186	177	178
過不足②－①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

各年度の対象者に対し、継続して補助を実施することで、低所得で生計が困難な世帯等のこどもが、円滑に教育を受けられるよう支援していきます。

(5) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■事業の概要

多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等への巡回支援や認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制の構築、地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援を行う事業です。

■現状と課題

現在、市では実施していません。

■提供量の確保方策

今後の子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断する場合には、該当となる事業所の支援を検討します。

※本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「ニーズ量及び提供量の見込み」の設定は行いません。

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ／放課後子ども教室）

■事業の概要

放課後児童クラブは、親が共働きである世帯等の児童を対象に、専用の施設で、放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

放課後子ども教室は、地域住民等の協力を得ながら、学校の余裕教室等を活用し、放課後等に全ての児童を対象として学習、体験、交流活動を行います。

■現状と課題

放課後児童クラブは、市内に21か所（28支援の単位）あり、小学1年生から6年生までの児童が対象となっています。（公立7か所、民間14か所）

放課後子ども教室は、市内の11校の小学校において実施し、学習や様々な体験活動を行っています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

放課後児童クラブ	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	1,075	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
②提供量（確保方策）		1,300	1,350	1,350	1,350	1,350
過不足②－①		△50	0	0	0	0

（単位：校）

放課後子ども教室		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① ニーズ 量 の 見 込 み	整備計画数	11	11	11	11	11	11
	うち連携型	2	2	2	2	2	2
	うち校内交流型	2	2	2	2	2	2
(確保方策) ② 提供 量	整備計画数		11	11	11	11	11
	うち連携型		2	2	2	2	2
	うち校内交流型		2	2	2	2	2
② － ① 過 不 足	整備計画数		0	0	0	0	0
	うち連携型		0	0	0	0	0
	うち校内交流型		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

【放課後児童クラブ】

放課後児童クラブについては、令和7年度までの施設整備により、量の見込みに対する提供体制は確保される予定です。

現在、市内の各放課後児童クラブは、国の基準（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）を超えた開所時間による運営をしているほか、支援員の人数についても国の基準を超えて配置していることから、今後も保育の質に留意し、現在の水準を維持していきます。

放課後児童クラブは、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を担っています。こうした役割をさらに向上させるため、各放課後児童クラブの支援員について、定期的に埼玉県が主催する研修への積極的な参加促進や各放課後児童クラブの支援員同士の意見交換の場を提供するほか、保護者を交えた懇談会の実施により、利用者等に対しての周知も行います。

また、安全で安心して過ごせる居場所の確保策として、待機児童がいる学校の特別教室等を活用し、多様な居場所づくり事業を推進します。

【放課後子ども教室】

放課後子ども教室の運営に当たっては、毎月の各校教室運営者によるコーディネーター会議や、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、コーディネーター等による放課後子ども教室連絡会議を開催し、効果的な事業の実施に関する検討の場とします。

上記会議や学校関係者との連絡会議等を通じて、各学校の余裕教室や特別教室等の放課後子ども教室の活用を検討するとともに、連携型、校内交流型の実施について、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の児童が一緒に参加できるプログラムによる交流を図り、かつ、スタッフが情報共有を図ることで連携を深めていきます。なお、連携型、校内交流型については、当面の間、小学校内に放課後児童クラブがある野本小学校と桜山小学校の2校において取り組みます。

【共通】

放課後児童クラブの利用者及び放課後子ども教室の参加希望者の中には、障害のある児童、虐待やいじめが疑われる児童、日本語能力が十分でない児童等の特別な配慮を必要とする児童もいることが想定されます。これらの児童の受入れについては、配慮すべき内容を関係者間で共有するとともに支援員やスタッフを加配する等、当該児童が安心して過ごせる運営に取り組みます。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■事業の概要

保護者が疾病やその他の理由により一時的にこどもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。

■現状と課題

令和6年度から事業を開始しています。埼玉県川越児童相談所と連携を図り必要な家庭に情報提供する等の対応をしています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① ニーズ量の見込み	-	11	12	13	14	15
② 提供量（確保方策）		11	12	13	14	15
過不足②－①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

受け入れ先の拡充を検討していきます。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

■事業の概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児の養育に関すること等の相談対応や、子育て支援に関するサービスの情報提供等を行います。

■現状と課題

助産師を中心に訪問し、細やかな育児指導、相談を行っています。里帰り中の母子については、産婦の希望により里帰り先の市町村に訪問を依頼しています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	551	543	526	509	492	475
②提供量（確保方策）		543	526	509	492	475
過不足②－①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

訪問を受け付けない世帯もあることから勧奨と周知を図り訪問率の向上を図るとともに、支援が必要な家庭には、養育支援訪問事業につなげる等の継続的な支援が受けられる体制づくりを検討します。



(9) 養育支援訪問事業

■事業の概要

子育てについて不安や孤立感を抱えている家庭を訪問し、養育に関する相談や指導を行います。

■現状と課題

保健師等が家庭訪問し、育児に関する相談等を行っています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	614	643	626	609	592	575
②提供量(確保方策)		643	626	609	592	575
過不足②－①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

支援が必要な家庭を訪問し、保護者の育児等に関する相談支援ができる体制づくりに取り組みます。

(10) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業の概要

東松山市要保護児童対策地域協議会の調整機関職員や地域ネットワーク構成員（関係機関）の専門性向上及び連携強化を図っています。

■現状と課題

こども家庭センター型児童福祉機能の運営のための人員を確保するとともに、ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、関係機関との情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行います。

■提供量の確保方策

連携強化を目的に定期的な会議及び研修を実施します。調整機関職員の専門性向上を図ります。

※本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「ニーズ量及び提供量の見込み」の設定は行いません。

(11) 子育て世帯訪問支援事業

■事業の概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

■現状と課題

令和6年度から事業を開始しています。支援の必要性について内部で協議し、支援内容を調整します。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① ニーズ量の見込み	0	17	18	19	20	21
② 提供量(確保方策)		17	18	19	20	21
過不足②－①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

協力事業者、担い手の拡充を検討していきます。

(12) 児童育成支援拠点事業

■事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

■現状と課題

現在、市では実施していません。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：か所)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① ニーズ量の見込み	0	1	1	1	1	1
② 提供量(確保方策)		0	0	0	0	0
過不足②－①		△1	△1	△1	△1	△1

■提供量の確保方策

今後のニーズ等を勘案しながら、事業の委託等、実施の方向性を検討します。

(13) 親子関係形成支援事業

■事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

■現状と課題

市では、現在すすく子育て練習講座を実施しています。「こどもに上手に伝えるしつけ」をテーマに、ほめ方、しかり方、コミュニケーションの取り方を練習します。3日間コース、ダイジェスト版のほか、参加者の日々の子育ての話を聴きながら、どのような子育てメソッドを織り交ぜて会話形式で行う「おしゃべりそだれん」も実施しています。

新設された本事業について、国の基準では1講座4回以上の実施とされているため、現在の実施体制は基準を満たしていません。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① ニーズ量の見込み	0	30	30	30	30	30
② 提供量(確保方策)		0	0	0	0	0
過不足②－①		△30	△30	△30	△30	△30

■提供量の確保方策

国の方向性を確認しつつ、事業実施における課題を整理していきます。

(14) 地域子育て支援拠点事業

■事業の概要

子育て支援センター等において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。

■現状と課題

市内には子育て支援センターソーレ・マーレを含め5か所の地域子育て支援拠点²²があり、合計で年間延べ5万人を超える利用者がいます。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：か所)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	5	5	5	5	5	5
②提供量(確保方策)		5	5	5	5	5
過不足②－①		0	0	0	0	0

(単位：年間の延べ利用者数)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	52,273	53,000	53,500	54,000	54,500	55,000
②提供量(確保方策)		53,000	53,500	54,000	54,500	55,000
過不足②－①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

地域子育て支援拠点5か所で対応が可能ですが、市民活動センターや放課後児童クラブを活用した子育て支援活動の実施により、地域子育て支援拠点の一層の充実を図ります。

²² 地域子育て支援拠点：子育て支援センターソーレ、子育て支援センターマーレ、まつやま保育園(併設)、仲よし保育園(併設)、東松認定こども園げんき(併設)があり、場所については16ページ参照。

(15) 一時預かり事業（一時保育）

■事業の概要

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、保育所等において一時的に預かります。また、幼稚園、認定こども園の幼稚園部分では、在園児に対して保育時間を延長する「預かり保育」を実施しています。

■現状と課題

市では、公立保育所2か所、民間保育所4か所、小規模保育事業所2か所、認定こども園1か所の計9か所で一時保育を実施しています。また、幼稚園6か所、認定こども園2か所の全てで預かり保育を実施しています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

＜幼稚園（預かり保育）＞

（単位：年間の延べ利用者数）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	33,184	36,632	34,457	34,104	32,418	32,516
②提供量（確保方策）		36,632	34,457	34,104	32,418	32,516
過不足②－①		0	0	0	0	0

＜保育所等（一時保育）＞

（単位：年間の延べ利用者数）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	3,096	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280
②提供量（確保方策）		13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
過不足②－①		7,920	7,920	7,920	7,920	7,920

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みには既存施設で十分対応できることから、各施設での事業の実施を継続するほか、利用者の様々なニーズに対応し、柔軟な受入れに取り組みます。

(16) 病児保育事業

■事業の概要

○病児保育事業

こどもが発熱等の急な病気となった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師や保育士が一時的に保育します。

○病児・緊急対応強化事業（緊急サポートセンター事業）

子育ての援助を受けたい人（利用会員）と子育ての援助をしたい人（協力会員）が会員となり、双方の合意のもと、こどもの預かり等を行う会員組織の有償ボランティア活動です。

■現状と課題

病児保育事業は、ほしこどもおとなクリニック内の病児保育室ピピにて行っています。また、病児・緊急対応強化事業は、こどもの病気又は病気の回復期や早朝・夜間等の緊急時、宿泊（病児・病後児除く）を伴う預かり等を行っています。

両事業ともに、事業の更なる周知が必要です。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：年間の延べ利用者数）

病児保育事業	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	304	400	400	400	400	400
②提供量（確保方策）		960	960	960	960	960
過不足②－①		560	560	560	560	560
病児・緊急対応強化事業 （緊急サポートセンター事業）	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	13	20	20	20	20	20
②提供量（確保方策）		20	20	20	20	20
過不足②－①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

両事業ともに、ニーズ量の見込みには十分対応できることから、引き続き、事業の周知を行い、両事業が連携して、病児保育のニーズに対応していきます。

(17) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■事業の概要

子育ての援助を受けたい人（利用会員）と子育ての援助をしたい人（協力会員）が会員となり、双方の合意のもと、こどもの預かり等を行う会員組織の有償ボランティア活動です。

■現状と課題

紹介した協力会員と事前に打ち合わせを行い、こどもの送迎や預かりを行っています。

協力会員の一定数は確保していますが、協力会員の高齢化や車での送迎ニーズに対応できない場合があることが課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：年間の延べ利用者数）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	1,082	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
②提供量（確保方策）		1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
過不足②－①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

ニーズ量の見込みに対応したサービスの提供を図ることは、現在の協力会員または両方会員（利用会員と協力会員の両方の登録者）で可能です。引き続き、様々なニーズに対応するため、協力会員の募集や講習会の内容を充実させるとともに、事業について子育て支援センター、幼稚園・保育所等において周知を図ります。

(18) 妊産婦健康診査事業

■事業の概要

妊婦や産婦の健康状態や胎児の発育状態をみるため、定期的な健診を実施します。また、健診に対しては、公費による補助制度を実施しています。

その他、妊婦に対して、健康推進課（保健センター）で母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査助成券を交付します。

■現状と課題

妊婦は、より健康に配慮しなければなりません。妊娠に気づきながら健診を受けない妊婦がいることが課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：人）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	535	535	518	501	484	467
②提供量（確保方策）		535	518	501	484	467
過不足②－①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

全ての人が必要な受診をするよう、周知啓発や相談体制づくりに取り組めます。

(19) 産後ケア事業

■事業の概要

産後の母子等に対し、母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。

■現状と課題

令和6年度より事業を開始しています。医療機関や助産院等と連携を図り産後も安心して子育てができる支援体制を確保しています。提供量の確保の準備は整っていますが、受入れ可能児の月齢制限があり、課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

(単位：年間の延べ利用者数)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	0	567	728	707	679	658
②提供量(確保方策)		567	728	707	679	658
過不足②－①		0	0	0	0	0

■提供量の確保方策

今後のニーズ等を勘案しながら、医療機関等へ受入れ可能月齢の拡充等について検討していきます。

(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

■事業の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

■現状と課題

令和8年4月1日より実施します。人材不足や必要な保育スペースを整えた事業実施施設の確保が今後の課題となっています。

■ニーズ量及び提供量の見込み

（単位：年間の延べ利用者数）

		令和5年度 （実績）	令和7年度※	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	① ニーズ量の見込み	0	—	1,320	1,320	1,320	1,320
	② 提供量（確保方策）		—	1,320	1,320	1,320	1,320
	過不足②－①		—	0	0	0	0
1歳児	① ニーズ量の見込み		—	2,640	2,640	2,376	2,376
	② 提供量（確保方策）		—	2,640	2,640	2,376	2,376
	過不足②－①		—	0	0	0	0
2歳児	① ニーズ量の見込み		—	3,168	2,904	2,640	2,640
	② 提供量（確保方策）		—	3,168	2,904	2,640	2,640
	過不足②－①		—	0	0	0	0

※令和8年4月から開始事業のため令和7年度は実施なし

■提供量の確保方策

国の方向性を確認しつつ、事業実施における課題を整理していきます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画については、行政が、家庭をはじめ、幼稚園・保育所等、学校、地域、企業・職場と、連携や協働により推進します。

(1) 家庭

子育てにおける家庭の役割は重要であり、親や家族が互いに協力し、愛情を持って温かく子どもを見守り、心身の健康と安全を守るとともに、思いやりや自主性、責任感等を育む家庭機能の充実を図ることが必要です。また、親自身も子育ての中で成長していくよう、地域の人々や団体、行政が相互に助け合える人間関係の形成に努めることが期待されます。

(2) 幼稚園・保育所等、学校

幼稚園・保育所等、学校は、こどもが成長する過程で、家族以外の人と関わる場であり、こどもが人格を形成し、社会的スキルを身に付けるために、極めて重要な役割を果たす場でもあります。そのため、家庭や地域との連携を深めながら、多様な体験を通じて、こどもの生きる力を育む教育・保育の推進に努めることが期待されます。

(3) 地域

地域はそこに住む全ての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。そのため、子育て支援に関わる人々や関係機関や各種団体が連携して、地域の子育て中の家庭を支援し、こどもを地域の中で見守ることが期待されます。

(4) 企業・職場

企業・職場は、次世代育成に関する責務をともに担うという認識のもと、子育てをしている就労者が、健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるよう、就業に関する環境や条件の整備、制度の検討等を積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた活動を展開することが期待されます。

(5) 行政

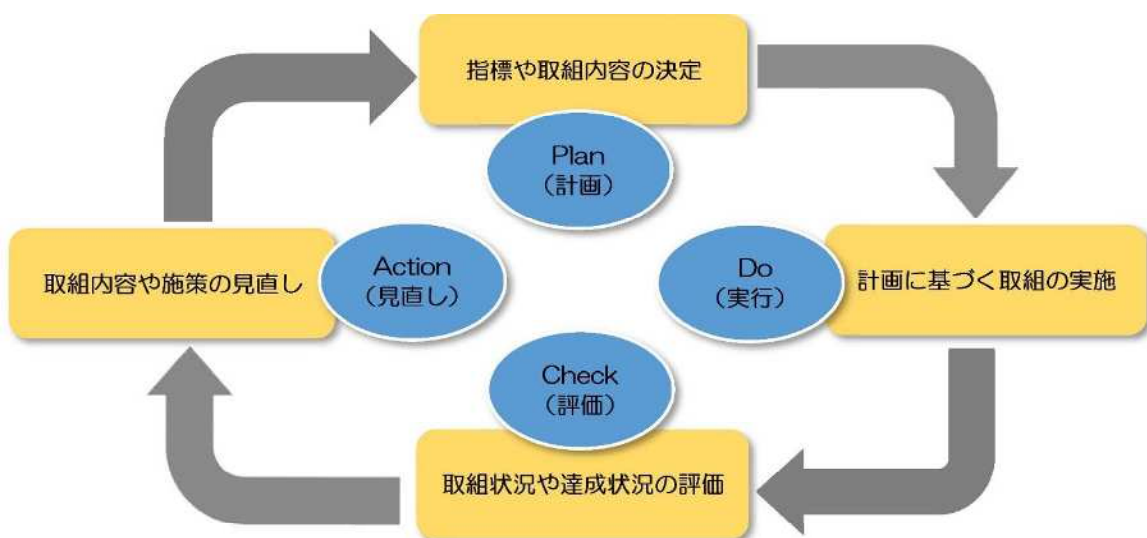
行政は、市民の声を聴き、こどもの意見を反映したニーズを把握し、事業に取り組んでいく必要があることから、市民公募委員を含む東松山市子ども・子育て会議で本計画を策定しました。計画の推進に当たっては、関係機関と連携を図りながら、同会議において審議し、効果的な計画の推進を図っていきます。

2 計画の進行管理

(1) 進行管理の基本的考え方

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに事業の進捗状況を把握し、PDCAサイクルによる進行管理を行い、その結果については、ホームページ等を通じて公表していきます。



資料編

1 施策一覧

基本 施策	施策の展開	
	事業 番号	事業名
基本 施策 1 就学前におけるこどもと家庭への支援	1 地域における子育て支援の充実	
	(1) 地域における多様な子育て支援の充実	
	1	地域子育て支援拠点事業の充実
	2	地域における子育て支援活動への支援
	3	ファミリー・サポート・センター事業の周知
	4	託児付き講座・講演会等の実施
	5	世代間交流の推進
	6	ブックスマイル事業の推進
	7	リフレッシュチケット事業の充実
	8	地域子育て相談機関の検討
	9	災害備蓄における乳幼児用品の充実
	(2) 子育て相談・情報提供の充実	
	10	子育てコンシェルジュの展開
	11	家庭児童相談室の充実
	12	民生委員・児童委員との連携
	13	家庭教育アドバイザーとの連携
	14	子育てハンドブック「こあらブック」の充実
	15	子育て支援情報の発信

基本 施策	施策の展開	
	事業 番号	事業名
基本 施策 1 就 学 前 に お け る こ ど も と 家 庭 へ の 支 援	2 親と子の健康づくりに向けた支援	
	(1) 親の健康の確保	
	16	「ひがしまつやま健康プラン21」の推進
	17	母子健康手帳の交付と相談
	18	妊産婦健康診査の実施
	19	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施
	20	産後ケア事業の実施
	21	養育支援訪問事業の実施
	22	子育て世帯訪問支援事業の実施
	23	不妊・不育に対する支援
	24	親子教室「パンダ教室」の開催
	(2) こどもの健康の確保	
	25	乳幼児健康（検）診査（1 か月児、乳児、1 歳6か月児、3 歳児、5 歳児）の実施
	26	乳幼児健康相談、赤ちゃん相談、こども相談
	27	予防接種の実施
	12	民生委員・児童委員との連携（再掲）
	(3) 乳幼児期の食育、歯の健康づくり	
	28	2 歳児歯科健康診査の実施
	29	歯科口腔保健の推進に関する条例の推進
	30	乳幼児期の食育、離乳食の指導の実施
	31	こどもクッキング、栄養相談の実施

基本 施策	施策の展開	
	事業 番号	事 業 名
基本 施策 1 就学前におけるこどもと家庭への支援		(4) 小児医療・小児救急医療情報の提供
	32	こどもの事故防止等の啓発
	33	身近な小児科・産婦人科に関する医療情報の提供
	34	小児救急医療情報の提供
	35	子どもの救急ミニガイドブックの周知
	3 教育・保育事業の推進	
	(1) 就学前の教育・保育の充実	
	36	認可保育所の充実
	37	地域型保育事業（小規模保育事業所等）の充実
	38	私立幼稚園等への入園に対する補助
	39	幼稚園、保育所等、小学校の連携推進
	40	認定こども園等への移行支援
	41	幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
	(2) 多様な保育サービスの充実	
	42	延長保育の実施
	43	病児保育の利用促進
	44	一時保育の充実
	45	幼稚園での預かり保育の実施
	46	子育て短期支援事業（ショートステイ）の充実
	47	休日保育の実施
	48	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施
	(3) 幼稚園・保育所等での食育・歩育の推進	
	49	幼稚園・保育所等での食育の推進
	50	歩育事業の推進

基本 施策	施策の展開	
	事業 番号	事業名
基本 施策2 学 齢 期 の こ ど も へ の 支 援	1 学校教育等の教育環境の充実	
	(1) 確かな学力と自立する力の育成	
	51	少人数教育「すにいかあプラン」の充実
	52	小・中学校9年間の一貫した教育の推進
	53	消費者教育の推進
	(2) 豊かな心と健やかな体の育成	
	54	道徳教育の推進
	5	世代間交流の推進（再掲）
	55	スポーツ活動・文化芸術に触れる機会の充実
	56	食に関する指導の充実
	57	性に関する指導の充実
	58	読書環境の充実と取組の推進
	59	相談しやすい体制整備
	60	こどもの性犯罪・性暴力被害防止と相談・支援
	(3) 家庭、地域の教育力の向上	
	61	学校応援団活動の充実
	62	家庭教育支援体制の充実
	(4) 不登校児童生徒等への支援	
	63	不登校児童生徒等への支援の充実
	64	総合教育センターにおける支援の実施
	2 いじめ防止と人権教育の推進	
	(1) いじめ防止の対策	
	65	いじめ防止の推進
	66	いじめの早期発見・早期対応の実施

基本 施策	施策の展開	
	事業 番号	事 業 名
基本 施策 2 学 齢 期 の こ ど も へ の 支 援	59	相談しやすい体制整備（再掲）
	（2）人権教育の推進	
	67	人権教育の推進
	3 こどもの居場所・体験機会の提供	
	（1）こどもの居場所・遊び場の充実	
	68	こどもの居場所の提供
	69	小・中学校の施設開放
	70	公園の維持管理
	（2）放課後児童対策の推進	
	71	放課後児童クラブの運営
	72	放課後子ども教室の充実
	（3）多様な体験機会の充実	
	73	市民活動センターでのこども向け講座の充実
	74	ボランティア教育の推進
	75	子ども大学実施の推進
	76	子ども会活動への支援
	77	高校生・大学生との交流の推進
	78	青少年相談員との協働
	79	自然と触れ合うことができる体験機会の充実
	80	夢や目標の発見につながる機会の提供

基本 施策	施策の展開	
	事業 番号	事業名
基本 施策3 青年期に かけての 支援	1 健全育成に向けた取組の充実	
	(1) 非行防止の取組の充実	
	81	愛の一声運動の推進
	82	青少年育成推進員・少年指導委員との協働
	83	非行防止教室の推進
	(2) 有害環境の排除	
	84	有害環境の排除
	85	インターネットの適切な利用に関する啓発
	2 若者支援と次代の親の育成	
	(1) 若者の就職支援	
	86	地域に根ざすキャリア教育の実施
	87	就労支援の情報提供
	(2) 次代の親の育成	
	88	乳幼児との触れ合いの推進
	89	男女共同参画社会の視点に立った学習・教育の推進
	(3) 若者支援の充実	
	90	社会とのつながりの創出
	91	ひきこもり状態にある若者への支援
	92	ニート・ひきこもりに対する予防対策の実施
	93	いじめ・不登校に対する支援の実施
	94	高校生等への奨学資金の給付
	95	若者への奨学金返還支援の実施
	96	生活困窮世帯に対する相談支援
	97	予期せぬ妊娠等への相談支援

基本 施策	施策の展開	
	事業 番号	事 業 名
基本 施策 4 特別な支援を必要とするこどもと家庭への支援	1 障害のあるこどもへの支援の充実	
	(1) 障害のあるこどもの教育・保育の充実	
	98	幼稚園・保育所等での障害のあるこどもの受入れ体制の充実
	99	幼稚園・保育所等への巡回訪問の実施
	100	特別支援教育の充実
	(2) 障害のあるこどもの地域生活の支援	
	101	「東松山市市民福祉プラン」に基づく支援の充実
	102	障害児通所支援の充実
	103	東松山市地域自立支援協議会との連携
	104	特別児童扶養手当等の支給
	2 外国につながるこどもへの対応	
	(1) 外国につながるこどもへの支援	
	105	子育て支援事業の利用等における支援
	106	学校生活における教育支援
	3 児童虐待・DV等への対応	
	(1) 児童虐待防止の推進	
	107	児童虐待防止対策の推進
	108	こども家庭センター事業の充実
	11	家庭児童相談室の充実（再掲）
	109	すくすく子育て練習講座の実施
	(2) DV・女性相談の充実	
	110	DV・女性相談の充実
	(3) こどもの権利擁護の推進	
	111	こどもの権利擁護に関する啓発の推進

基本 施策	施策の展開	
	事業 番号	事業名
基本 施策 4 特別な支援を必要とするこどもと家庭への支援	4 こどもの貧困対策の推進	
	(1) 教育の支援	
	38	私立幼稚園等への入園に対する補助（再掲）
	41	幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上（再掲）
	112	経済的に困窮するこどもへの学習・生活支援
	113	就学援助制度の実施
	94	高校生等への奨学資金の給付（再掲）
	(2) 生活の安定に資するための支援	
	10	子育てコンシェルジュの展開（再掲）
	11	家庭児童相談室の充実（再掲）
	17	母子健康手帳の交付と相談（再掲）
	96	生活困窮世帯に対する相談支援（再掲）
	114	こども食堂への支援
	115	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知
	116	安定した住環境づくりの推進
	117	ヤングケアラーの実態把握及び相談支援の充実
	(3) 保護者に対する就労の支援	
	87	就労支援の情報提供（再掲）
	118	創業支援の充実
	119	高等職業訓練促進給付金等の支給

基本 施策	施策の展開	
	事業 番号	事 業 名
基本 施策4 と する こ と も と 家 庭 へ の 支 援 特 別 な 支 援 を 必 要	(4) 経済的支援	
	120	児童手当・こども医療費の支給
	121	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の支給
	122	遺児手当の支給
	123	生活保護の実施

基本 施策	施策の展開	
	事業 番号	事業名
基本 施策 5 こどもの育ちを応援する環境づくり	1 仕事と子育ての調和の推進	
	(1) 女性の就労・再就職への支援	
	124	女性の就労支援と再就職のための情報提供の充実
	118	創業支援の充実（再掲）
	(2) 多様な働き方の推進に係る啓発	
	125	ワークライフバランスの普及啓発
	126	くるみんマークの周知
	(3) 男女共同参画の意識づくり	
	127	男女共同参画の意識啓発
	128	プレママパパ塾への父親参加の促進
	129	男性の育児休業取得の促進
	2 安全で子育てしやすい生活環境の整備	
	(1) 子育てしやすい地域環境の整備	
	130	公共施設の子育てバリアフリーの推進
	(2) 交通安全・事故防止対策の推進	
	131	交通安全教育の充実
	132	通学路等の安全性の確保
	(3) 防災対策の推進	
	133	防災訓練・防災教育の実施
	9	災害備蓄における乳幼児用品の充実（再掲）
	(4) こどもの安全・防犯対策の推進	
	134	防犯意識の啓発
	135	防犯パトロールへの支援
	136	こども110番の家の充実

基本 施策	施策の展開	
	事業 番号	事業名
基本 施策5 を 応援 する 環境 づくり	3 こどもが意見を出しやすい環境づくり	
	(1) こどもの意見表明の機会の保障	
	137	「こどもの権利条約」の周知
	111	こどもの権利擁護に関する啓発の推進（再掲）

2 東松山市子ども・子育て会議条例

平成25年6月25日

条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、東松山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援施策に関し必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に係る団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、会議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援を主管する課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

（東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年東松山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年3月23日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 東松山市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属・役職	委員区分	備考
峯 岩男	ひさみ幼稚園長	1号	会長
田中 美智子	のもと保育園長	1号	副会長
岩本 教裕	東松山市校長会（市の川小校長）	1号	
服部 孝	埼玉県川越児童相談所副所長	1号	
山本 和順	NPO法人東松山市学童保育の会理事長	1号	
川口 明子	母子保健（助産師）	2号	
木村 貴世	民生委員・児童委員（主任児童委員）	2号	
大辻 猛	日本労働組合総連合会 JAM 埼玉ボッシュ労働組合連合会	3号	
岡部 洋	ボッシュ（株）人事企画部マネージャー	3号	
関口 恵子	NPO法人東松山子育てねっと	3号	
庭野 さやか	東松山市PTA連合会長	3号	
岡部 菜摘	公募による市民	4号	
前田 菜摘	公募による市民	4号	

（令和7年2月14日時点）

○委員区分

- 1号委員・・・・・・子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 2号委員・・・・・・子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- 3号委員・・・・・・子ども・子育て支援に関係する団体から推薦を受けた者
- 4号委員・・・・・・公募による市民

○委員の任期

令和5年10月1日～令和7年9月30日

4 検討経過（会議等の開催状況）

東松山市子ども・子育て会議等の開催状況

令和5年度		
開催回	開催日	主な内容
第1回	令和5年 8月17日	・第2期ひがしまつやま子ども夢プランの進捗管理及び評価について ・第3期ひがしまつやま子ども夢プラン（仮称）の策定について
第2回	令和5年11月15日	・第3期ひがしまつやま子ども夢プラン（仮称）の策定について
令和5年12月1日～22日：東松山市こどもアンケート		
令和5年12月5日～28日：こども・子育て支援に関するアンケート調査		
第3回	令和6年 2月14日	・第3期ひがしまつやま子ども夢プラン（仮称）ニーズ調査の結果について
令和6年度		
開催回	開催日	主な内容
第1回	令和6年 7月12日	・第2期ひがしまつやま子ども夢プランの進捗管理及び評価について ・東松山市こども計画等の策定について
第2回	令和6年 8月30日	・東松山市こども計画等の策定について
第3回	令和6年10月 8日	・東松山市こども計画の策定について
第4回	令和6年11月21日	・東松山市こども計画の策定について
令和7年1月9日～29日：パブリックコメント実施		
第5回	令和7年 2月14日	・東松山市こども計画の策定について

上記のほか、大学生や子育て支援関係団体等にアンケートやヒアリング調査を実施しました。



東松山市こども計画

発行：令和 7 年 3 月

編集：東松山市こども家庭部こども支援課

〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58

TEL：0493-23-2221（代表）

FAX：0493-23-2239